

令和 8 年

笛吹市議会
第 1 回定例会会議録

令和 8 年 2 月 2 0 日 開会

令和 8 年 3 月 2 4 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第15号

令和7年笛吹市議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月13日

笛吹市長 山下政樹

1 期 日 令和8年2月20日

2 場 所 笛吹市議会議事堂

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

不応招議員（なし）

令和 8 年

笛吹市議会第 1 回定例会

2 月 2 0 日

令和 8 年 笛吹市議会 第 1 回 定例会

1. 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 2 月 2 0 日
午後 1 時 3 0 分開議
於 議 場

- | | | |
|--------|-------------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 議会関係諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 市長行政報告並びに提出議案要旨説明 | |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 笛吹市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 笛吹市山廬施設条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 笛吹市健康増進施設条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 8 号 | 笛吹市学童保育室条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 9 号 | 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 10 号 | 笛吹市社会体育施設条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 11 号 | 笛吹市火災予防条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 12 号 | 令和 7 年度笛吹市一般会計補正予算 (第 8 号) について |
| 日程第 15 | 議案第 13 号 | 令和 7 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について |
| 日程第 16 | 議案第 14 号 | 令和 7 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号) について |
| 日程第 17 | 議案第 15 号 | 令和 7 年度笛吹市水道事業会計補正予算 (第 4 号) について |
| 日程第 18 | 議案第 16 号 | 令和 7 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 19 | 議案第 17 号 | 令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算 (第 4 号) について |
| 日程第 20 | 議案第 18 号 | 令和 8 年度笛吹市一般会計予算について |
| 日程第 21 | 議案第 19 号 | 令和 8 年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 22 | 議案第 20 号 | 令和 8 年度笛吹市介護保険特別会計予算について |
| 日程第 23 | 議案第 21 号 | 令和 8 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 24 | 議案第 22 号 | 令和 8 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算につ |

		いて
日程第25	議案第23号	令和8年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について
日程第26	議案第24号	令和8年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第27	議案第25号	令和8年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第28	議案第26号	令和8年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第29	議案第27号	令和8年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第30	議案第28号	令和8年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第31	議案第29号	令和8年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第32	議案第30号	令和8年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第33	議案第31号	令和8年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第34	議案第32号	令和8年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第35	議案第33号	令和8年度笛吹市水道事業会計予算について
日程第36	議案第34号	令和8年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算について
日程第37	議案第35号	令和8年度笛吹市公共下水道事業会計予算について
日程第38	議案第36号	令和8年度笛吹市簡易水道事業会計予算について
日程第39	議案第37号	令和8年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について
日程第40	議案第38号	不動産の無償譲渡について（今井区ごみ集積所）
日程第41	議案第39号	笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第42	議案第40号	市道認定について
日程第43	議案第41号	契約の締結について（みさかの湯大規模改修工事（建設主体）（債務））

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

(な し)

4. 会議録署名議員

17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
-----	-------	-----	-------

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	小 林 匡
総合政策部長	小 澤 宏 之	会 計 管 理 者	金 井 久
市民生活部長	太 田 孝 生	保健福祉部長	岩 間 正 剛
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産業観光部長	河 野 英 明
建 設 部 長	島 村 秀 忠	公営企業部長	佐 藤 み の り
教 育 部 長	手 塚 克 己	総 務 課 長	坪 寛
政 策 課 長	萩 原 昭	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年笛吹市議会第1回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

2月も半ばを過ぎました。まだまだ寒気の流れ込みやすい時期が周期的に訪れる可能性があります。

このため、週替わりで季節が前後に行き来するような寒暖差になり、日中は少しずつ春めいた陽気になりますが、春物を出しつつも、冬物をしまうにはまだ早い日が続きそうでございます。

皆さまにおかれましては、風邪などひかぬよう、体調管理には十分ご留意をお願いいたします。

いよいよ春の足音が近づいてくると、花の主役が梅からスモモ、サクラに、そして市内全域がピンクの絨毯を敷き詰めたように、鮮やかな桃の花が咲き誇ります。

春の花から夏の実、そして秋冬へと様々な催し物が予定されております。

笛吹市の1年が始まります。

今年も大勢の観光客に訪れていただき、活気あふれる市になりますことを切望するものであります。

また、議会といたしましても、議員一人ひとりが資質の向上を目指し、さらには市議能力や機能など議会力の強化と向上に積極的に取り組んでまいります。

さて、今議会には、市長より条例の制定、一部改正9件、補正予算案6件、当初予算案20件、その他の案件3件、合わせて38件が提案されております。

議員の皆さま方には、会期中の格別のご精励をいただき、慎重審議を尽くされ、議事運営につきましても特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により、退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第17番 中川秀哉君および
議席第18番 渡辺清美君
の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（神宮司正人君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月20日から3月24日までの33日間としたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日2月20日から3月24日までの33日間と決定いたしました。

○議長（神宮司正人君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

報告事項を申し上げます。

続いて、監査委員から、令和7年11月分及び令和7年12月分の月例出納検査の結果について報告がありました。

お手元に配布してあります報告書によりご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長及び行政委員の長に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり、説明員の出席の通知がありました。

議会関係の出席状況等については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第4 市長より施政方針ならびに日程第5 議案第3号から日程第42 議案第40号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和8年笛吹市議会第1回定例会施政方針及び提出議案説明要旨令和8年2月20日 施政方針Ⅰはじめに令和8年笛吹市議会第1回定例会の開会に当たり、提出した案件の概要説明に先立ちまして、今後の市政運営の方針について、所信を申し述べます。

近年、社会経済情勢は目まぐるしい変化を続けており、人口減少の進行や頻発する大規模自然災害など、私たちが直面している課題は、ますます多様化、複雑化しています。

このような状況を踏まえ、今後8年間の市の将来像やまちづくりの方向性を示す、市政運営の指針となる「第三次笛吹市総合計画」を策定しています。

総合計画には、笛吹市に暮らす誰もが幸せを実感し、心にゆとりを持ち、優しさあふれるまちにしたいという強い想いと、その想いを実現するための基本目標、また、施策の取り組むべき方向性が示されています。

そして、市が目指す将来像については、一貫した理念に基づき、各施策を効果的に前進させ

るため、第二次笛吹市総合計画から引き続き、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」としました。

この将来像を実現するためには、豊かな自然環境、農業や観光業をはじめとした活力ある地域産業、歴史や文化、そして地域で支え合う人のつながりなど、本市の強みを最大限生かし、市民、事業者、行政などが手をつなぎ、ともに考え、市の発展に向けて取り組んでいくことが重要であると考えています。

令和8年度は、第三次笛吹市総合計画の始まりにふさわしい、力強い第一歩を踏み出せるよう、積極的に施策を展開していきます。

それでは、令和8年度の施政運営に当たり、重点事業を中心に、施策体系に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の1つ目、幸せ実感こころ豊かに暮らせるまちについてです。

安心して子どもを産み、子育てできる環境の充実を図るとともに、地域での支え合いを大切に、誰もが住みなれた場所でいきいきと暮らせるまちをつくります。

そして、市民一人ひとりが希望を持ち活躍できる環境を通じて、心身ともに健全で、こころ豊かに暮らし幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開します。

まず、「「笛吹こどもまんなか」みんなで育むまちづくり」については、子育て世帯の支援を図ります。

特に、子育て世帯の負担軽減は、今後も重点的に取り組まなければならない課題です。

これまでも本市では、子育て世帯を支えることは、未来を拓く子どもたちを健やかに育むことに他ならないと捉え、物価の高騰に賃金の上昇が追いついていない状況などを鑑み、市独自の取り組みとして、小中学校および保育所等の給食費の無償化に取り組んできました。

こうした取り組みの中で、将来にわたり安定した子育て環境を確保することが、子育て世帯の負担軽減のみならず、本市の最重要課題である人口減少対策に対応するものであると考え、令和8年度4月からは、小中学校および保育所等の給食費と保育料の恒久的な無償化を行います。

現時点で、学校給食、保育所等の給食、保育料の3つ全てを、恒久的に無償化している市町村は山梨県内にはなく、前例のない試みとなりますが、子育て世帯の負担軽減と子どもの健やかな成長のため、また、子育て世帯に「住みたいまち」として選ばれるよう、取り組んでいきます。

次に、子どもの健やかな成長を支えるための環境整備を図ります。

令和6年度から、園舎改築に向けた取り組みを進めている石和第一保育所について、令和9年度中の供用開始を目指し、園舎の改築や遊具等の整備を行います。

かすがい西保育所については、隣接地に用地を拡張し、新たな園舎を建て替え、令和11年度中の供用開始を目指します。

令和8年度は基本設計、用地測量等を進めます。

また、市立保育所の内装や遊具、机や椅子等の設備、玩具等について、計画的に入れ替えていくための取り組みを進めるほか、私立保育園等には、老朽化が進む施設の整備や改修に対する補助金を交付するなど、園児が安全に、安心して快適に過ごすことができる保育環境の充実を図ります。

次に、子どもたちの学びの場所や居場所の確保に取り組めます。

不登校児童生徒の学びの場所や居場所の確保につなげるため、保護者が支払うフリースクールの利用料を補助し、不登校児童生徒のいる家庭の経済的負担の軽減を図ります。

また、地域の中で子どもたちの健やかな成長を支える、「こどもの居場所づくり」を推進するため、子どもたちに食事の提供、学習支援などを行う団体を対象に、開設費用や運営費用を補助します。

これらの取り組みを通じて、全ての子どもたちが将来に希望をもって健やかに成長できる環境づくりを推進していきます。

次に、子育て世代の住宅取得を支援する取り組みを進めます。

平成30年度から取り組んでいる、市内に住宅を取得する際に補助金を交付する「子育て世帯住宅取得補助事業」をはじめ、一定の基準を満たした高性能の住宅として認定された「やまなしK A I T E K I 住宅」を建築または取得するための費用に対する補助など、子育て世代の住宅取得費用を補助します。

また、母子健康手帳の記録を入力することで、一人ひとりに最適な情報を受け取ることができる電子母子健康手帳について、令和8年4月から、母子健康手帳の交付や、育児学級等の予約が可能になる、デジタル申請サービスの運用を開始し、市民の負担軽減と利便性の向上を図ります。

「誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくり」については、まず、高齢者がいつまでも自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。

これまで、住民が主体となって趣味の活動やフレイル予防など、定期的に地域で開催する通いの場の活動を対象に交付してきた補助金について、高齢者のさらなる社会参加、介護予防につながるよう、補助金額を増額し、活動の促進を図ります。

次に、乳幼児から後期高齢者まで、全ての世代の市民が心身ともに健やかに暮らせるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

生活習慣病の発症予防の必要がある方を対象とした特定保健指導について、アプリを活用し、対象者が夜間や休日でも保健指導を受けることができる体制を整備し、効果的な生活習慣病の予防に取り組みます。

そして、地域共生社会の実現に向けた取り組みも推進します。

令和8年4月には、障がいのある未就学児童を預かり、日常生活の自立支援や集団生活に適応するための訓練を行うほか、障がい児やその家族への相談支援、障がい児を預かる施設への助言等を行う児童発達支援センターが市内に開設されます。

新たな支援拠点が設置されることで、本市の障がい児支援が一層充実し、障がいのある子どもやその家族が、地域で安心して暮らせる環境づくりにつながるものと期待しています。

「自分らしく学び活躍できるまちづくり」については、まず、子どもの可能性を伸ばす学校教育の充実を図ります。

令和8年4月からは、将来にわたり国際社会を舞台に活躍し、市の未来を拓く人材を育成することを目的に、市内小中学校において新たな英語教育プログラムを展開するため、これまで10人配置していたALTを、22人に増員します。

22人のALTは、語学学校で英語講師として3年間以上の経験を持ち、さらに4年間以上の大学教育に加え、英語教授法を学んだ大変優秀な方々です。

質の高いALTを各校に配置することで、児童生徒が日常的に英語でコミュニケーションを

取ることができる環境を整備するとともに、課外活動や夏期休業などを活用した特別プログラムなど、市独自の様々な取り組みを展開することで、児童生徒の英語力の向上を推進します。

次に、児童生徒が安全かつ良好な環境で学校生活を送れるよう、学校教育環境の整備を図ります。

児童生徒の学習の場である学校体育館について、近年の著しい猛暑下にあっても、児童生徒の安全安心な学校教育環境を確保するため、また、災害発生時等には指定避難所として活用されることから、安全安心な避難生活環境の提供につなげるため、令和13年度を目標に、全ての市内小中学校体育館、柔剣道場等に空調設備を整備します。

令和8年度は、5校の体育館を対象に、設計業務を実施をします。

また、食物アレルギーへの対応をはじめ、児童生徒に安全で美味しい給食を安定的に提供するため、令和7年度から10年度までの計画で、御坂学校給食共同調理場、八代学校給食センター、境川小学校調理場、芦川小学校調理場を統合した、笛吹市南部学校給食センターの建設を進めます。

令和8年度においては、建設予定地の地質調査業務、設計業務を行います。

次に、スポーツ活動の推進に取り組みます。

石和清流館について、武道競技に関するスポーツツーリズムの拠点として機能整備を行うとともに、災害時の福祉避難所に指定していることから、防災の拠点としての機能を整備します。

スポーツツーリズムとしては、アスリートによる実技講習や出前講座などを行うとともに、本市の重要な地域資源である温泉と食文化を組み込んだ合宿パッケージの開発なども行います。

また、「社会体育施設の専門性を高めるための基本的な考え方」に基づき、市全体としてスポーツ環境の向上を図るための具体的な整備について検討をします。

次に、文化・芸術に親しむ機会の充実を図ります。

既存文化施設の整備については、「文化施設のあり方と整備の方向性」に基づき、令和8年度は、青楓美術館について、一宮町内の既存施設を活用した整備の検討を進めるとともに、旧小林家土蔵について、観光施設としての整備に向けた耐震調査等を進めていきます。

また、山廬施設についても、地域の重要な資源として、文化振興や観光振興の拠点として活用を進めていきます。

基本目標の2つ目、「幸せ実感にぎわいあふれるまち」についてです。

豊かな地域資源を生かし、その魅力を広く発信することにより、農業や観光業の活性化を図るとともに、創業しやすい環境を整備し、魅力的な働く場を創出することで、にぎわいあふれるまちづくりを目指します。

国内外から大勢の方が本市を訪れ、これまで以上に、産業が活性化し、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の事業を重点的に展開します。

「豊かな地域資源を生かした観光のまちづくり」については、観光地としての魅力と価値を高める取り組みを推進します。

多くの観光客が訪れるさくら温泉通りについて、令和7年度から引き続き、歩道のウッドデッキを撤去した上でカラー舗装に変更する改修工事を行います。

市民や観光客の皆さまの、安全な通行を確保するとともに、観光地としての景観の向上を図り、さらなる賑わいの創出につなげていきます。

そして、芦川グリーンロッジについて、これまで同様、スポーツ合宿で利用ができるだけで

なく、周辺の豊かな自然環境を生かした里山遊びなど、子どもだけでなく大人も楽しめるレジャーをつくり、年間を通して活用できる施設として改修をします。

令和8年度は、改修工事に着手し、令和9年度中の完成を目指します。

「実り豊かなブランド農林業づくり」については、まず、農業経営の安定化を図るため、収入保険の加入促進を進めます。

収入保険は、自然災害による収穫量減少や価格低下、盗難被害など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入の減少を補てんする仕組みです。

新規加入の際に負担となる保険料積立金の3分の1を補助することで、安定した農業経営や経営規模の拡大、新品種生産への挑戦など、農業者の取り組みを支えます。

次に、農業の担い手を育成し、地域農業の活性化と持続可能な発展を促進するため、引き続き笛吹市農業塾を推進します。

今年度、農業者や就農希望者などを対象とした就農や経営の相談は、1月末までに158件あったほか、果樹栽培に関する講習会には、延べ1,292人が受講するなど、就農希望者や農業従事者等の相談窓口として、多くの方にご利用いただいています。

今後も、JAふえふきや農業委員会と連携しながら、担い手の育成に取り組むとともに、新規に就農を始めた方を対象とした、就農当初の営農活動を支援するための取り組みや、スマート農業、外国人材の活用など、新たな試みも行っていきます。

「地域経済が循環するまちづくり」については、まず、企業誘致と働く場の創出に取り組めます。

本市では、新たに立地する製造業等の企業に対し、市独自で加算要件を設け、助成金を交付しています。

また、石橋産業導入地区においては、水道配水管および下水道管渠の布設ならびに道路改良などの基盤整備を計画的に行い、活力ある産業の集積と、雇用機会の拡大を図っていきます。

令和7年度をもって、既存エリアにおける基盤整備が完了し、未入居区画への積極的な企業誘致を行っているところですが、残る区画数以上に、立地に関する相談や問い合わせを多く受けていることから、さらなる企業誘致を促進するため、令和8年度は、エリア拡張に向けた取り組みを進めていきます。

市内の空き店舗を利用した飲食業の新規出店に際し、建物改修に係る経費や物件の契約日から開業日までの貸借料に対し、補助金を交付する「空き店舗活用促進補助事業」は、令和5年度から令和8年1月までの約3年間で11件の実績となり、地域に新たな活力を生み出しております。

令和8年度は、補助金交付要件を改め、これまで飲食業に限られていた交付対象を、雑貨店等の小売業やサービス業に拡充し、さらなる出店を促進します。

今後も、商工会と協力しながら、地域の賑わい創出につなげていきます。

「移住・定住を促す魅力的なまちづくり」については、まず、ふるさと納税事業を推進し、自主財源の確保を図るとともに、笛吹市の魅力を発信するシティプロモーションにもつなげます。

今年度も引き続き、シャインマスカットや桃といったフルーツ類が返礼品として人気を集めたほか、寄附申込みの入口といわれるポータルサイト数を増やすなどの取り組みを行った結果、本市へのふるさと納税による寄附額は、1月末現在で約42億円を超え、過去最高額を更新し

ています。

令和8年度は、人気の高いシャインマスカットや桃といったフルーツ類において、需要に見合った数量を確保するとともに、さらなる品質の向上を図ります。

また、ワインやジュエリー、ホテル・旅館の宿泊券など、天候に左右されず年間を通して提供できる返礼品を増やすとともに、新しい返礼品の開発に力を入れ、地域の資源を生かした魅力ある返礼品の充実を図ります。

また、より多くの方に本市の特産品の魅力を知っていただくことで、寄附額のさらなる増額はもちろん、本市への来訪にもつながるよう、プロモーションも強化をします。

次に、市内への若者の移住定住を促進します。

高校や大学等を卒業後、奨学金を返還する若者の就労初期の経済的負担を軽減し、本市への定住を促進するため、市内に居住し、奨学金を返還しながら県内で就労している30歳未満の方について、奨学金の返還に係る費用の一部を補助する「奨学金返還支援事業」では、創設1年目の令和6年度は174件、令和7年度は172件の申請があり、若者の定住促進や地域雇用増加の効果が期待されることから、引き続き取り組みを進めていきます。

また、「結婚新生活支援事業」では、婚姻を機に新たに要した住宅の取得費、改修費、賃借料および引越費用に対して補助金を交付し、新婚世帯の市内での新生活を支援します。

子育て世代への支援と併せて、就職、結婚といったライフイベントに併せた支援を行い、若い世代の移住定住を促進します。

基本目標の3つ目「幸せ実感100年続くまち」についてです。

市民による主体的な活動の促進と、それを行政が支える体制を構築する中で、市民、団体、事業者、行政がそれぞれの役割を自覚し、力を合わせ、ともに考え、ともに行動し、持続可能な地域活動を実現する、協働によるまちづくりを目指します。

市民ニーズに的確に応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供していくため、行財政改革に取り組み、健全な財政運営を堅持していきます。

そして、豊かな自然環境と調和した都市としての姿を今後も保ちながら、災害や犯罪等の不安なく、安全、安心に暮らし続けることができる環境を通じ、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開します。

「防災新時代、命を守るまちづくり」については、まず、「自助・共助・公助」それぞれの機能を十分に発揮させ、地域全体の防災力向上を図ります。

既存のハザードマップについて、山梨県が公表する中小河川の浸水調査結果を反映する更新を行うとともに、これまで別冊となっていた「災害発生時の避難方法について」などの防災情報を、ハザードマップと一体化した防災ガイドブックを作成、配布し、市民の防災意識の向上と災害への備えといった「自助」の強化を促進します。

また、避難行動要支援者が、発災時に円滑かつ迅速に避難できるよう、一人ひとりの避難場所、避難経路、避難方法等を決めた個別避難計画の作成を推進します。

完成した計画は、行政区長や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に配布していきます。

計画の策定に際し、災害時に要支援者の避難を支援していただく避難支援等実施者の確保が課題となっていることから、引き続き区長会等の機会を通じて支援者の役割をしっかりと説明するとともに、支援者を複数人とするなど検討を行い、支援者確保に向けた取り組みを進め、

「共助」の強化を図ります。

「公助」の強化については、さらなる防災用備蓄の充実を図ります。

本市では、発災直後、円滑に指定避難所の開設、運営ができるよう、全ての指定避難所に備蓄倉庫の整備を進め、令和6年9月に完了しました。

今後は、近年想定されている南海トラフ地震の被害想定や国の防災基本計画の想定を踏まえた備蓄に対応できるよう、各地区の拠点となり、中長期の避難に必要となる大型の防災資機材や備蓄物資を保管する拠点備蓄倉庫の整備を進めます。

令和8年度は、旧御坂保健センターの改修を行い、拠点備蓄倉庫として整備します。

また、砂原配水場について、新山梨環状道路工事に伴い、隣接地への移設を行うに当たり、浸水対策を整えた、浄水機能と配水機能が一体化した施設としての整備し、災害時の飲料水確保を図ります。

激甚災害が発生をし、電柱の倒壊や光ケーブルの断線により既存のインターネット回線が使用できなくなった場合であっても、市災害対策本部における防災情報の収集および発信環境を確保し、正確な情報を迅速に市民の皆さまに伝えられるよう、令和8年7月を目標に、地上のインフラに依存しない、衛星インターネット回線を導入をします。

次に、消防・救急体制の充実を図ります。

平成16年の建築から約20年が経過した消防本部庁舎等について、建物の長寿命化を図るため、令和8年度から令和9年度にかけて予防保全工事を実施します。

「魅力ある土地利用を推進するまちづくり」では、まず、アクセス向上の効果を最大限生かすまちづくりを進めます。

県内外からのアクセス向上が期待される新山梨環状道路の整備に合わせて実施している関連市道の整備については、令和8年度は、側道に接続する市道の拡幅工事や函渠工事を実施をし、周辺地域の利便性向上を図ります。

また、市街地へのアクセス円滑化と利便性向上を図るため、令和5年度から道路改良に取り組んでいる、石和北小通り・石和郵便局通り道路改良事業については、令和8年度は、石和郵便局通りの拡幅に向けた、不動産鑑定業務、用地買収等を進めていきます。

「人と環境に優しい快適なまちづくり」についてです。まず、引き続き市民の憩いの場である市営温泉施設の改修等を行います。

令和7年10月にリニューアルオープンした「なごみの湯」では、新たに設置した家族風呂はもちろん、リニューアルした浴室も好評を博しており、多くの方々のご利用につながっています。

令和8年4月からは、敷地内への建て替えを行った「いちのみやももの里温泉」が、リニューアルオープンします。なごみの湯に続き、誘客効果を発揮するものと期待しています。

令和7年10月から休館している「春日居福祉会館・やまゆりの湯」については、令和9年春の営業開始を目指し、改修工事を進めます。

「みさかの湯」については、令和8年度は施設を休館をし、改修工事に着手します。令和9年夏の営業開始を目指し、工事を進めていきます。

今後も、全国でも有数の「温泉郷」という本市の強みを最大限に生かすため、「温泉」の持つ力を改めて見つめ直し、桃やブドウといった瑞々しい果実や、新道峠からの富士山の絶景を始めとした四季折々の自然など、本市の様々な資源と掛け合わせ、市の魅力を高めていくため、

官民連携で取り組みを進めていきます。

次に、新たな公共交通の構築に取り組みます。

令和6年1月から実証実験を開始をし、令和7年4月から本格運行に移行した、AIデマンド交通「のるーと笛吹」は、令和8年4月から一宮町、境川町を加え、市内全域に運行エリアを拡大するとともに、車両を1台追加をし、7台体制で運行します。

市民の皆さまから大変好評をいただいております、1月末現在、7,027人が利用登録を行い、利用者数も延べ3万9,482人を超えています。

今後も、市民ニーズの把握に努め、運行内容の改善を図りながら、誰もが利用しやすい公共交通を目指していきます。

「将来を見据えた行財政づくり」についてです。デジタル技術を活用した、業務改善の取り組みを進めます。

これまで、書面や対面で行われてきた市役所の契約行為について、インターネット上で契約を締結できる、電子契約システムを導入し、自治体、事業者双方において、事務の効率化やコスト削減を図ります。令和8年10月の運用開始を目指し、取り組みを進めていきます。

また、従来紙によって行っている市が発注する業務の入札手続きについても、電子入札システムを導入し、事務の効率化、事業者の利便性の向上、透明性の向上を図ります。

こちらは、令和9年度からの運用開始を目指しています。

以上、令和8年度に取り組む主な重点施策となります。

いずれの事業も、本市の最重要課題である人口減少対策につながる取り組みであると考えています。

これらの施策や事業を着実に推進していくに当たり、私の想いを職員と共有し、ともに市政を推進していくという意識を共有するため、平成30年から毎年、職員の行動テーマを掲げています。

今年の行動テーマは、私自身、市長就任から10年ということもあり、改めて気を引締めるという想いで、「原点を胸に挑戦を」としました。

近年、社会経済情勢の急激な変化などにより、私たちが直面する課題は、ますます複雑化、多様化しています。

その中で、ときにはどの施策を優先し、どのように取り組んでいくべきか判断が難しくなることもあります。私たちは、市政の原点である「市民の福祉の増進」を胸に、これからも、常に最も市民の皆さまのためになる道を選んでいきます。

高市総理は、「挑戦しない国に未来はない。」と言われます。様々な課題に積極的に取り組んでいく姿勢を示しました。笛吹市も、市民の皆さまの幸せと地域の発展のため、市が持つ多くの強みを生かし、挑戦し続けます。

市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を実現するため、笛吹市をさらに素晴らしいまちにしたいという私の想いを職員と共有し、一丸となって市政運営に邁進してまいります。

議員各位をはじめ、市民の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本日、提出しました案件について、概略をご説明申し上げます。

提出しました案件は、条例案9件、令和7年度補正予算案6件、令和8年度当初予算案20件、

その他の議案3件、合わせて38件です。

はじめに、条例案です。

まず、「笛吹市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、こども誰でも通園制度の実施に伴い、「乳児等のための支援給付」が創設され、本給付制度の対象となる事業者が従うべき基準を条例で定める必要があるため、新たに条例を制定するものです。

次に、「笛吹市山廬施設条例の制定について」は、本市ゆかりの俳人飯田蛇笏・飯田龍太の生家「山廬」を後世に引き継ぎ、文化や観光の振興に活用するため、当該施設を社会教育施設として設置することに伴い、新たに条例を制定するものです。

次に、「笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」は、人事院および山梨県人事委員会による職員の給与等に関する報告および勧告等に鑑み、民間の給与との較差を是正するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」は、非常勤の消防団員の処遇改善を図るため、国が定める基準に鑑み、年額報酬および出動報酬の額を増額することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市健康増進施設条例の一部改正について」は、いちのみやももの里温泉について定めた条例の題名の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」は、笛吹市学童保育室の名称について、施設単位で名称を新設をし、旧名称は「支援単位」として整理するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について」は、令和8年度から保育料の恒久的な無償化を実施することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市社会体育施設条例の一部改正について」は、現行の施設名称に含まれる附属設備名を除き、簡潔な名称に改めるため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市火災予防条例の一部改正について」は、国の定める基準省令の一部が改正されたことに伴い、規制対象となるサウナ設備の区分の整理等を行うため、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案についてです。

まず、「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ6億6,553万9千円を追加し、総額を543億9,171万6千円とするものです。

歳入の主なものは、普通交付税に4億5,787万1千円、国庫支出金に1億4,202万1千円、県支出金に1億1,891万2千円、市債に2億2,030万円などを追加をしました。

また、基金からの繰入金は2億677万6千円減額しました。

歳出の主なものは、人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に準じ、保育士等の処遇改善に係る経費を引き上げる措置が講じられ、令和7年4月に遡及して公定価格に反映されることとなったため、私立保育園等の運営に係る施設型給付費等事業や指定管理保育所の石和第二保育所運営事業、石和第四保育所運営事業などに総額2億5,920万6千円を追加をしました。

また、県で実施している県営畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業において、令和8年度実施予定の事業の一部を国の補正予算第1号で実施することに伴い、市の負担金増額分を1億4,975万円追加をしました。

そのほか、八代町内において、市内農業法人を中心とした協議会が高収益型の畜産を実現するため、県の補助金を活用して実施する施設整備に対し支援する畜産・酪農収益力強化事業に6,136万9千円を追加します。

次に、特別会計の補正予算案です。

「国民健康保険特別会計」をはじめ2会計において、総額9,307万5千円を追加するものです。

次に、公営企業会計の補正予算案です。

「水道事業会計」をはじめ3会計において、総額826万5千円を減額するものです。

続きまして、「令和8年度当初予算案」についてです。

全ての事務事業を徹底的に見直し、真に必要な事務事業の見極めを行うとともに、第三次笛吹市総合計画の始まりにふさわしい、力強い第一歩を踏み出せるよう、重点施策については、積極的に予算を計上しました。

まず、「令和8年度一般会計予算案」についてです。

一般会計予算においては、前年度から26億6,618万6千円増加をし、総額481億5,928万8千円を計上しました。

歳入では、市税について、給与所得の増加による市民税の増加などが見込まれることから前年度比2.6ポイント増の101億9,597万3千円としました。

県支出金については、令和8年度から給食費無償化に係る給食費負担軽減交付金が見込まれるため、前年度比12.4ポイント増の26億5,920万円としました。

寄附金については、ふるさと納税寄附金の目標額を令和7年度当初予算の36億円から令和8年度当初予算は49億円としたことに伴い、35.8ポイント増の49億3,506万円としました。

また、重点事業のほか、臨時的事業に、今年度も財政調整基金をはじめ、まちづくり基金や公共施設整備等基金などの特定目的基金を積極的に活用し、基金から76億3,444万2千円を繰入れしています。

歳出では、特に取り組むべき事務事業として、本年度は39の重点事業を選定しました。

そのうち、予算額の大きなものとしては、ふるさと納税事業に27億3,113万8千円、みさかの湯改修事業に7億8,549万6千円、石和第一保育所改築事業に5億9,573万7千円、スポーツツーリズム拠点整備事業として、石和清流館の整備事業およびスポーツツーリズム推進事業を合わせて4億8,016万円を計上しました。

また、子育て世帯の負担軽減と子どもの健やかな成長のため、小中学校および保育所等の給食費と保育料の恒久的な無償化に係る経費は、総額6億783万5千円です。

次に、「令和8年度の特別会計予算」です。

会計ごと、それぞれの総額を、「国民健康保険特別会計」は、79億1,665万円「介護保険特別会計」は、74億3,528万2千円「後期高齢者医療特別会計」は、23億6,536万8千円「笛吹市境川観光交流センター特別会計」は、9,157万3千円「森林経営管理特別会計」は、2,215万9千円とするものです。

また、「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計」など9件の財産区特別会計については、総額を7,654万円とするものです。

次に、「令和8年度の企業会計予算」です。

「水道事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ18億239万9千円に、資本的収入を15億1,803万9千円、同支出を23億1,669万4千円とするものです。

「春日居地区温泉給湯事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ7,159万2千円に、資本的支出を1,171万4千円とするものです。

「公共下水道事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ20億3,503万3千円に、資本的収入を12億7,761万8千円、同支出を20億1,415万7千円とするものです。

「簡易水道事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ3,267万4千円に、資本的収入を539万5千円、同支出を655万3千円とするものです。

「農業集落排水事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ4,625万8千円に、資本的収入を2,385万6千円、同支出を2,385万7千円とするものです。

続きまして、その他の議案です。

まず、「不動産の無償譲渡について」は、市の普通財産となっている雑種地を、現在ごみ集積場として使用・管理している行政区へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号および第237条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定について」は、過疎地域の持続的発展に必要な事業を実施するため、令和8年度から令和12年度までを期間とした計画を策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「市道の認定について」は、御坂町地内の宅地分譲に伴い、新たに市道2559号線を市道認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの議案につきましても、その末尾に提案理由を付記していますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程しました案件につきまして、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時25分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案1案が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり、日程を追加いたします。

○議長（神宮司正人君）

これより日程第43 議案第41号を議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回追加提案しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、その他の議案1件です。

契約の締結については、みさかの湯の改修工事に伴う建築主体工事の契約を締結したく、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2月21日から26日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これに異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日2月21日から26日までは、休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、2月27日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時26分

令和 8 年

笛吹市議会第 1 回定例会

2 月 2 7 日

令和8年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和8年2月27日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第 1 市長提出議案 議案第3号―議案第41号(一括上程)

上程議案に対する質疑

日程第 2 市政一般についての質問(代表質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
10番	山田 宏司	11番	河野 智子
12番	荻野 謙一	13番	神澤 敏美
14番	保坂 利定	15番	古屋 始芳
16番	海野 利比古	17番	中川 秀哉
18番	渡辺 清美	19番	神宮 司正人

3. 欠席議員(1名)

9番 河野 正博

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	小 林 匡
総合政策部長	小 澤 宏 之	会 計 管 理 者	金 井 久
市民生活部長	太 田 孝 生	保健福祉部長	岩 間 正 剛
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産業観光部長	河 野 英 明
建 設 部 長	島 村 秀 忠	公営企業部長	佐 藤 み の り
教 育 部 長	手 塚 克 己	総 務 課 長	坪 寛
政 策 課 長	萩 原 昭	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、河野正博君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 「市長提出議案 議案第3号から議案第41号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての代表質問」を行います。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および代表質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

まずはじめに、笛新会、樋口滝人君の質疑および質問を許可いたします。

樋口滝人君。

○1番議員（樋口滝人君）

おはようございます。

笛新会の1番、樋口滝人でございます。

いつもは質問の前に若干お話しさせてもらうのですが、今日はパスをして早速質問に入らせていただきます。

1. 令和8年度予算編成、市長は今、3期9年目という重責を担われています。

それは単に任期を重ねたということではなく、この市の過去と現在、そして未来のすべてを知る立場に立たれたということだと私は受け止めています。令和8年度の予算編成は、新しいことを始めるためだけのものではありません。

これまで積み重ねてきた判断が、正しかったのか、足りなかったのかを、自ら検証するための予算でもあります。

先人はこう言っています。「為政者の真価は、順風の時ではなく、判断の重さに耐えねばならぬ時に現れる」と。今、市政に求められているのは、声の大きさでも、目新しさでもありません。

ん。市民一人ひとりの暮らしを思い浮かべながら、限られた財源を、どこに、なぜ使うのかを、誰にでも分かる言葉で説明できるかどうかです。

議会は対立の場ではありません。市政をともに背負う者として、市長の判断が市民の人生にとって本当に誠実なものであったかを、冷静に確認する場であります。その立場から、本日は令和8年度予算編成の考え方について、いくつかの点を、笛新会を代表して質問をさせていただきます。

(1) 令和8年度は市長3期目の折り返し点であり、人口減少が顕著となる中で、笛吹市の人口はこの10年で約1割減少し、10年後には5万人台に入ると推計されています。「やりたいこと」ではなく「やり残したこと」「やらねばならぬこと」を市民に示す責任があると考えます。令和8年度予算編成にあたり、限られた財源の中で、何を選び、何を見送るのか。次のことについて、市長はどのような判断で予算配分をしたのか伺います。

ア. 人口減少対策および教育・子育てについて、イ. 高齢者・福祉・医療について、ウ. 産業・雇用・定住について、エ. 防災・インフラ・公共施設について、オ. 行財政改革・将来世代負担について。

(2) 市長がこれまでの市政運営の中で、「着手できなかったもの」「十分な成果を出せなかったもの」があるとすれば、それはどの分野で、どの施策なのか。その反省を、令和8年度予算にどう反映させるのか伺います。

(3) 限られた財源の中で重点化を図る以上、縮小・廃止・先送りする事業も必然的に生じます。市長は、令和8年度予算編成において「見直しの対象」と考えている分野や事業の考え方を、どのように整理されているのか伺います。

(4) 令和8年度予算は、単なる一年間の家計簿ではなく、市長3期目の覚悟と、笛吹市の将来像を市民に示す設計図だと考えますが、市長の考えを伺います。市民に分かりやすい言葉でお答えいただくことを求めます。

2番目の質問であります。

「残す政策」「やめる政策」「伸ばす政策」を分ける物差し。

笛吹市は、人口規模では山梨県内で4番目である一方、予算規模では甲府市に次いで県内2番目という、特徴的な自治体であります。笛吹市は7つの町村が合併してできた市で、広い面積に集落が分散しています。そのため、支所や公共施設、道路や水道などのインフラが多く、人口の割に維持管理にお金がかかる構造になっています。このこと自体を、私は否定的に捉えているわけではありません。7町村の合併による広域性、分散した集落構造、観光地や農業インフラを抱えるという特性から、予算規模が大きくなる構造的要因があることは理解しております。

しかし一方で、人口規模以上に大きな予算を持つ自治体であるからこそ、効率性、説明責任、そして将来世代への配慮について、他市以上に厳しく問われる立場にあるとも考えます。特に重要なのは、「予算が大きいこと」と「自由に使える財源が多いこと」は、決して同義語ではないという点であります。

実際に笛吹市の経常収支比率94.6%と事業の大小に関わらず必ず費用としてかかる、経常的経費だけで予算が充当され、新たな事業やインフラ整備等に5%しかかけられないという、切羽詰まった状況にあることは事実です。このため、本市の予算の多くは、義務的経費や公営企業、特別会計への繰出金など、使途があらかじめ定められた経費で占められており、市長の

政策判断として裁量を発揮できる部分は、決して大きくありません。市の予算の多くは、人件費や福祉費、国民健康保険、上下水道など、使い道が最初から決まっているお金です。「自由に使えるお金」は、実はごく一部しかありません。

だからこそ、これからの市政運営においては、「何をやるか」以上に、「何をやらないか」「何を縮小するか」という選択が、極めて重要になると考えます。直近の令和4年度から6年度にかけての3年間で主な建築事業費が浅川中学校、学童保育施設、市営温泉、子育て支援センターなど37億6千万円ほどかかっており、財源は国から13%、県からは1%未満、地方債56%、基金から25%、一般会計から5%となっています。これら建築物の将来にわたっての維持管理費等、合併した町村のそれぞれの公共施設の維持管理をしなければならないことから、他市に比べ施設事業費のこれからの拡大が懸念されます。基金の取り崩しも自由にできないことから、既存の施設の老朽化と改修などは特に見直しが必要と思われるます。

今後の市政運営においては、全ての政策を同じ力で維持し続けることは、現実的ではありません。単なる前例踏襲ではなく、また声の大きさによる選択でもなく、財政規模の大きい本市だからこそ、市長自身の価値判断が最も問われる部分であると考えます。

人口規模に比して大きな予算を持つ本市において、今後、維持を続ける政策、縮小・見直しを行う政策、そして重点的に伸ばす政策を、どのような基準で峻別していくのか。10年前より6千人、9%が減少し6.3万人となり高齢化率も35%、特殊出生率1.3前後と、また、10年後には5.5から5.7万人と今後10年で6千人から8千人の減少で高齢化率が40%と予想される中で、次のことについて、市の見解を伺います。

(1) 人口減少下でも維持すべき政策について、(2) 時代の変化を踏まえ、縮小や見直しを行う政策について、(3) 将来世代への投資として、重点的に伸ばす政策について、お願いいたします。

続きまして、3. 地域活性化起業人・地域おこし協力隊の活動実績と効果の検証について伺います。

(1) 「地域活性化起業人」制度は、三大都市圏に所在する企業と三大都市圏以外の地方自治体が協定書に基づき一定期間社員を派遣し、地域課題に対し社員の専門的なノウハウや知見を生かしながら即戦力人材として自治体の業務に従事することで、地域活性化を図る仕組みです。

これには国の支援制度があり、1人年間560万円を上限にして給与等に係る経費を支援する制度です。笛吹市がこれまで受け入れてきた地域活性化起業人について、次のことについて伺います。

ア. どの分野で受け入れましたか。イ. どの業務に関わっていたのか。ウ. 市として具体的にどのような成果を得たのか。成果物が分かる形でお答えください。

(2) 地域おこし協力隊について伺います。笛吹市では、平成31年に2名の協力隊員が任期を終了しています。この2名について、次のことについて伺います。

ア. 任期中に市が期待したミッションは何か。イ. 実際にどのような成果を上げたのか。ウ. 任期終了後の活動状況、定住・就業・起業等について事実関係を整理してお答えください。

続きまして、4番目の質問になります。寄付採納基準と公有地払下げ基準の明文化についてです。

本市において、土地や建物、道路、施設などの市への寄附採納について、個別案件ごとに担当課により判断が行われています。寄附そのものは市に対する善意の表れであり、文化的価値

や歴史的背景を有する財産については、市としても敬意をもって受け止める必要があります。

しかし、一方で寄附採納とは、単に財産を受け取る行為ではなく、将来にわたる管理責任と財政的義務を引き受ける行為でもあります。とりわけ、道路や施設などのインフラ、または管理運営を伴う建物の寄附については、寄附採納後に維持管理費、修繕費、人件費など指定管理や委託に関する経費といった継続的な経費が発生します。にもかかわらず、現在本市にはどのような寄附は受け取るのか、どのような寄附は受けられないのか、将来の負担に対してどう評価するか、こうした点を明文化した基準が条例等で明確になっておりません。市民にとっても担当課の判断を仰ぐほかなく、担当者の裁量に任せるしかないのが現状で、寄附希望者や市民誰もが納得して、その可否の判断材料が明文化されている状況が急がれます。

寄附採納によって、将来議会が毎年度予算で判断する材料が自由を失うとすれば、慎重であるべきで、特に、指定管理者制度や業務委託が事実上前提となる寄附については、その公平性・透明性を担保しなければなりません。

そこで、次のことについて伺います。

(1) 山廬の寄附案件については、飯田蛇笏、飯田龍太翁の功績や現在も息づいている俳句のメッカとしての文化の継承や動産、不動産の価値や意義は、市の有形無形の貴重な財産と言えますが、将来負担の総額や指定管理が事実上想定されていること、それらを判断するための条例上の基準が存在しないことから、制度を整備することを優先すべきと考えます。後世に禍根を残さないためにも早急に条例等で整備されるべきと考えますが、市の見解を伺います。

(2) 市有地の払い下げについて。現在、寄附採納については条例の必要性を検討している、あるいは検討すべき段階にあると認識しています。一方で、市が保有する法定外公共物、いわゆる道路や水路の払い下げについては、現在、条例や統一的な判断基準が存在せず、担当部署の判断に委ねられていると承知しています。寄附採納は、市が将来にわたって負担を負う可能性があるため慎重な制度設計が求められるのは当然ですが、市民共有の財産を手放す行為である払い下げについても、同様、あるいはそれ以上に慎重であるべきではないでしょうか。

寄附採納が「将来の負担」を生む可能性がある行為であるならば、払い下げは、市民共有の財産を恒久的に失う行為であり、本来、同等、あるいはそれ以上に慎重な制度設計が求められるのではないのでしょうか。担当者の裁量のみ依存する運用には限界があると考えます。法定外公共物の払い下げについて、判断基準の明文化、条例化、あるいは少なくとも市民に公開された要綱を整備する必要があると考えますが、市の見解を伺います。

続きまして、5番目の質問をします。小石和地区にサッカー場を中心とする多目的芝生グラウンドをです。

(1) 市内では、サッカー、ラグビー、陸上競技といった一定の面積と規格を要するスポーツ施設が不足しており、部活動や大会、合宿、交流事業の実施に制約が生じています。特に峡東地域では芝生グラウンドが1面も整備されておりません。市では、これら競技施設の不足をどのように認識しているのか、見解を伺います。

(2) 令和5年8月の2年前、市長の肝入りで御坂町国衙地区において大規模スポーツ施設の構想が示されましたが、住民の反対などにより実現には至りませんでした。伺います。この計画が頓挫した要因を、市としてどのように総括しているのか。また、その教訓を、今後の用地選定や合意形成にどう生かすのか、市の見解を伺います。

(3) 芝生グラウンド整備の計画が頓挫してから、暫くの時間が経過しました。この事案は、

現在でも市民の注目の的ですが、提案ですが、石和町小石和地区に市長が力を入れている政策の一つ、多目的広場を展開したらいかがでしょうか。この地区には、既にスコレーセンター、清流公園、テニスコート、大規模改修が予定されている清流館など、スポーツ・文化施設が集積しています。付近では幾多のインフラ整備が計画され、大変ポテンシャルの高い地域となります。その証拠に新山梨環状道路の小石和インターチェンジの開通。また、県道小石和市部線、笛吹川右岸の堤を通る道路は市役所前の道路幅員と歩道を確保した状態で、石和橋下から蛍見橋までの区間を道路拡幅する計画があり、これに伴い、スコレーセンターなどへの往来に安全性や利便性が各段に上がることが予想されます。小瀬スポーツ公園との連携などで、この一帯は山梨県の代表的な一大スポーツ公園となり、2032年予定の山梨国体の利用施設となる可能性もあります。この地区ではすでに誘致運動が始まっており想定される土地の確保は可能と思われます。すでに地権者20数名の一部からは前向きな声も聞いています。市として、この地域をスポーツ・文化ゾーンとして一体的に整備するべきと考えますが、市の見解を伺います。

(4) 一方で、この小石和地区は、ハザードマップでは笛吹川の後背低湿地に位置し、利用にあたっては盛土等の対策が必要な土地でもあります。隣の清流公園広場はやはり道路より1mほど土地が高くなっています。そこで伺います。盛土や嵩上げを前提とした上で、防災性を確保しながらスポーツ施設として活用することは、技術的・制度的に可能なのか。市の見解を伺います。

(5)、(1) から(4) を踏まえ、市が今後進める大規模スポーツ施設整備の検討において、石和町小石和地区を有力な候補地の一つとして位置付け地権者との合意形成を含め、市長自らが調整に当たる考えはあるか伺います。

6番目の質問に移ります。石和温泉駅前の整備についてです。

石和温泉の名は、いまや全国でも名の知れた温泉地として市民権を得ています。しかしながら昨今のインバウンドの傾向や来客の総数にブレーキがかかりつつあります。そこで見た目も斬新な観光都市としての面目躍如の観点から駅前から「みんなの広場」までの幅広いエリアを総括して、早急に改善、改修する必要があると感じています。そこで提案ですが、(1) 足湯の改修、スケールアップと利用時間の延長。(2) 駅東側のJA岡部支所所在地の市の買い上げによる駅前の整備拡充。(3) 駅前のオベリスクの代わりに温泉の湯けむりを印象付けるモニュメントと湯の噴水。(4) 駅西側の公園整備、喫煙所の移動にともなう芝生の広場の充実。(5) 駅前土産物屋の富士見屋さんからの賃借で市の観光案内所としての利用。(6) 駅前広場のタクシープールの東側への移設と駐輪場の移設、空いた場所の広場の設置。(7) 駅前から温泉街やみんなの広場への歩いていく楽しさを配置しての歩道整備と動線の確保。(8) 駅北口駐車場の料金改定。これらは、笛吹市の玄関である石和温泉駅のイメージアップを図り、SNSでのインスタ映えなどの誘客に寄与し、市民の誇りにも通じるものでもあります。

これら新たな物語の創造は笛吹市観光連盟にすべてを任せることなく、担当課職員が主体となり企画、立案して観光行政をさらに進めていただきたいと思います。市の見解を伺います。

7番目、国民健康保険特別会計の一般財源からの繰り入れ、レセプト点検の結果について伺います。

国民健康保険は、市町村が保険者となり、地域の実情に応じて運営される制度ですが、近年は高齢化の進行や医療費の増嵩により、各自治体ともその運営は厳しさを増しております。

そこで本日は、笛吹市の国保負担が、近隣自治体と比べてどのような位置にあるのかを、同

じ所得、同じ家族構成という条件で比較し、その構造を確認したいと思います。

具体的には、世帯主45歳、配偶者42歳、15歳と10歳の子ども2人の4人世帯、全員が国保加入、所得割算定基礎を350万円としたモデルで試算を行いました。この条件で比較しますと、笛吹市の国保税は年額約53万円であるのに対し、甲府市では約70万円、実に年17万円もの差が生じます。

また、甲斐市と比べても、笛吹市はわずかに低い水準となっております。この差は、市民の努力や生活態度によるものではありません。主な要因は、甲府市では所得割が8.49%、一方で、笛吹市では7.19%、と医療分における所得割率の設定と、子どもに対する均等割の扱い、すなわち制度設計の違いによるものであります。笛吹市では、子育て世帯への均等割軽減が制度として反映されており、その効果が数字として表れていると考えます。

(1) 市は、こうした他市との比較結果をどのように評価しているのか。また、今後、県の国保運営方針に基づく保険料水準の統一が進む中で、笛吹市の国保負担は上昇する可能性があるのか、市の見解を伺います。

(2) 国民健康保険特別会計の歳入において、県の補助金50.9億円、一般会計から繰入が5.8億円、また、介護保険特別会計では一般会計から11億円、後期高齢者医療特別会計では一般会計から11.6億円が拠出されています。そこで、次のことについて伺います。

ア. 一般財源繰入れの影響を、被保険者・自治体財政の双方でどう評価していますか。

イ. 被用者保険との負担構造の違いを踏まえ、国保の公平性・持続可能性をどのように確保しますか。

ウ. 毎年、不納欠損額が2千万円ほどです。徴収方法に改善点はありますか。

エ. 所得割などの比率が市町村によって微妙に相違がありますが、その原因は何でしょうか。

(3) レセプト点検について伺います。

市民が医療機関を受診した際、診療内容はレセプト（診療報酬明細書）として作成され、保険者に送付され、点検・審査が行われます。レセプト点検によって医療費が減額された場合でも、その結果は多くの場合、患者本人には知らされません。また、自己負担分が返還されることも原則としてありません。市民から見れば、自分の医療がどのように評価され、どのような点検が行われたのか分からないまま、制度だけが運用されている状況です。これらの査定や返戻によって医療費が減額された場合その結果が患者本人にどのように伝えられているのか。あるいは、まったく知らされていないのか。この点について、保険者としての責任と視点について、市の見解を伺います。

(4) 本市の国民健康保険において、点検作業を委託しているのか。また、年間の件数について伺います。

(5) 過去5年間のレセプト点検による「査定額」と「返戻額」は、年度ごとにそれぞれいくらになるのか。た、医療費総額に占める割合について伺います。

8. 図書館の図書のオンライン化について伺います。

近年、全国の公立図書館では、電子書籍の貸出やオンラインによる検索・予約・利用登録など、自宅に居ながらにして必要な図書の閲覧がスマートフォンなどの画面で見られるなどの図書館サービスのオンライン化が急速に進んでいます。背景には、スマートフォンの普及、子どもや若年層の読書環境の変化、高齢者や来館困難者への配慮があります。一方、実際に本や資料を手にとって読んだり調べたほうが良いということもあります。そこで、次のことについて

伺います。

(1) 図書館サービスのオンライン化について、市としてどのような課題認識を持っているのか伺います。

(2) 笛吹市立図書館における電子図書・オンラインサービスの現状について、

ア. 電子書籍の導入状況、イ. オンラインによる蔵書検索・予約・利用登録、ウ. スマートフォン対応の利便性。

アからウについて、本市の対応状況は。また、全国の自治体と比較して、笛吹市の取り組みは先行しているのか、それとも遅れているのか伺います。

(3) 図書館のオンライン化は、単なる利便性向上にとどまらず、居住地や年齢による利用格差を是正する手段であると考えますが、次のことについて伺います。

ア. 郊外地域や、子育て・介護・仕事などで来館が難しい市民に対し、電子図書やオンラインサービスは公平な学習・読書機会の確保につながると考えますが、市の見解を伺います。

イ. 電子図書の導入には、コンテンツ購入費やシステム利用料など、一定のコストが発生します。電子図書・オンラインサービスの導入や拡充について、市はどのような費用対効果を想定しているのか。利用者数・利用頻度・読書機会の拡大など、どのような指標で効果を測るのか、市の見解を伺います。

ウ. 電子図書は、子どもたちの読書習慣の形成や、学習支援にも活用できると考えます。図書館のオンライン化について、教育委員会と連携し、子ども・生徒の学習環境の充実に位置付ける考えはありますでしょうか、市の見解を伺います。

9. 登下校用バスの運行と配置。

市では、家庭から学校までおおむね3キロメートル以上離れた地域の児童生徒について、登下校時の送迎を行うことを基本方針として示しています。しかし現実には、この基準に該当しながら、いまだ登下校用バスの運行が実現していない地域があると聞いています。そこで、次のことについて伺います。

(1) 市内において、3キロメートル以上の通学距離でありながら、送迎が未実現となっている地区はどこで、対象となる児童生徒は何人が伺います。

(2) 学童保育クラブ利用者のうち、(1)の条件に当てはまる児童生徒は何人が伺います。

(3) 同じ3キロメートル基準を掲げながら、地域によって送迎の有無に差が生じている現状があり、行政サービスの公平性が保たれていないことについて、市の見解を伺います。

(4) 送迎が実現するまでの間、路線バスや市の巡回バスの時刻調整、タクシー利用への支援、保護者負担の軽減など、暫定的な代替措置を講じているのかについて、現在の対応状況を伺います。

(5) 登下校の安全確保は、児童生徒本人だけでなく、保護者にとっても切実な問題です。未実現となっている地区について、いつまでに、どのような形で解消を図るのか。少なくとも、令和8年度に向けた具体的な目標や工程を示す考えがあるのかについて、市の見解を伺います。

最後の質問です。

いじめ「重大事態」への対応体制について伺います。

今、全国各地でいじめに起因する自殺や長期不登校といった取り返しのつかない重大事態が後を絶ちません。SNSなどでは、陰湿な、しかも無抵抗な生徒を殴る、蹴るという暴行シーンが数多く見受けられ、加害者の氏名や親の仕事などが晒され、単なるいじめというより、刑

事事件に該当する事案が発生しています。無抵抗な被害者が暴力を受けているのを見ると心が痛みます。その多くに共通するのは、もっと早く、もっと第三者の目で調査されていれば防げたのではないかという悔恨です。

私は、教育委員会の努力や現場の献身的な姿勢に敬意を抱くものですが、制度としての透明性と第三者性を確保することが不可欠だと考えます。いじめ重大事態は市全体で向き合うべき人権問題であると考えます。

そこで、現在市では、国の「いじめ対策防止法」に基づき、いじめ対応されているものと承知しております。しかし、現行制度では重大事態が発生しても教育委員会の内部調査で完結してしまう余地が残されています。そこで、被害を受けた児童生徒や保護者の立場から見れば「身内による調査ではないか」とか本当に事実が明らかになるのか」という疑念を生じさせかねません。そこで、教育委員会や学校現場での「いじめ対策マニュアル」について、次のことを伺います。

(1) この3年間でいじめの事案がどの学校で何件ありましたか。

(2) いじめが重大事態に該当すると判断される基準はどこにどのように明文化されていますか。

(3) 保護者からいじめによる被害の申し立てがあった場合、どのようなプロセスで対応されますか。

(4) 教育委員会の判断だけで調査が完結することなく、市長部局や第三者が関与する仕組みはどのようになっていますか。

(5) 被害児童生徒や保護者に対し、調査結果について、いつ、誰が、どこまで説明しますか。

以上、10質問をさせていただきました。

よろしくご返答をお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

笛新会、樋口滝人議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、令和8年度予算編成」についてのご質問のうち、まず「予算編成」「令和8年度予算に対する考えについてです。

ご質問にあった人口減少対策、子育て支援、教育、高齢者福祉、医療、産業振興、防災などの施策は、どれも市民生活の根幹をなす重要な分野であり、市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて、一つとして欠くことができないものです。

そのため、事務事業の見直しや業務の効率化などの歳出削減の取り組みも進めつつ、令和8年度の予算編成においては、これらの分野について、総合的かつ戦略的に予算配分を行っています。

令和8年度は、私の市長就任3期目の任期折り返しであるとともに、現在策定を進めている第三次笛吹市総合計画の初年度であり、新たなまちづくりの方向性を具体化していく重要な節目の年となります。

それにふさわしい施策展開を図るため、市の将来を担う子どもたちの健やかな成長を支える

「子育て支援の強化」、子どもの可能性を伸ばす「教育の充実」、地域産業を支える「観光や農業の振興」、市民の命と暮らしを守る「防災・減災・強靱化」については、特に重点的に取り組むこととしています。

今後も時代の変化に柔軟に対応し、健全な財政運営を維持しながら、必要な施策に的確に資源を注いでいきます。

次に、これまでの市政運営で着手できなかったものや十分な成果を出せなかったものについてです。

私が市長に就任してからの9年間、着手できなかった事業はありませんが、中には石和温泉駅南口駐輪場の拡張など、実現に向けた道筋を模索しているものや、多目的芝生グラウンド整備事業など実現に至っていないものもあります。

また、令和7年7月に実施した第三次笛吹市総合計画策定に関する市民アンケートの「市民の満足度」の設問において、「公共交通機関の移動」「災害に強い道路網や上下水道」「若者の活躍のしやすさ」などが、満足度が低い傾向にあることが分かりました。

これらについては、市単独の取り組みだけでは十分に対応が難しい面もありますが、令和8年度については、「のる一と笛吹」の市内全域での運行開始による公共交通網の充実、水道施設の耐震化などのインフラ強化、奨学金返還支援や結婚新生活支援などの若者の活躍を支える施策など、市民の皆さまの満足度を高めていく取り組みを着実に進めていきます。

次に、令和8年度予算編成において「見直しの対象」と考えている分野や事業の考え方についてです。

令和8年度の予算編成方針において、歳出については、事務事業の見直しを行い、財源と人的資源を重点的、効率的に配分するなど創意と工夫を重ね、事業の着実な推進に必要な経費を計上するとしています。

事務事業の見直しに当たっては、令和7年度に、国・県の補助を受けずに市独自の財源で実施している事業、いわゆる市単独事業の71事業を対象に、事業の成果や有効性、妥当性、効率性、必要性を判断基準に評価を行い、縮小、廃止、統合などの評価結果を令和8年度当初予算に反映させています。

続きまして、残す政策、やめる政策、伸ばす政策を分ける物差しについてのご質問のうち、まず、人口減少下でも維持すべき政策についてです。

医療や福祉、生活基盤となるインフラ整備などは、市民の皆さまの生活を守る上で不可欠であり、優先的に維持すべき施策であると考えます。

次に、時代の変化を踏まえ縮小や見直しを行う政策についてです。

市民ニーズが低く、実績や効果が乏しいものや、効率性が低いもの、類似事業が存在するものなどについては、廃止や縮小などを行います。

また、本市が有する多くの公共施設について、必要な機能は維持しつつも、その最適化を効率的かつ効果的に進めていく必要があると考えます。

次に、将来世代への投資として重点的に伸ばす政策についてです。

子育て支援、教育、防災、産業振興などは、笛吹市が将来にわたり発展していく上で極めて重要な分野であるため、重点的に取り組む考えです。

続きまして、地域活性化起業人・地域おこし協力隊の活動実績と効果の検証についてのご質問のうち、まず「地域活性化起業人」についてです。

本市では、平成27年度から平成29年度まで、地域活性化起業人制度の前進となる地域おこし企業人交流プログラムを活用して、クラブツーリズム株式会社の職員を受け入れました。

体験型旅行の企画に強みを持つクラブツーリズムの知見を生かし、地域観光資源を掘り起こすことを目的に活動し、地域在住の考古学者が引率する笛吹市歴史探究ツアーや蛍観賞ツアー、市内の桃畑を会場としたウォーキングイベント「桃源郷を歩こう」を企画するなど、地域の観光素材である場所と人の発掘を通じて、地域の魅力や価値の向上を図りました。「桃源郷を歩こう」は、現在も多くの観光客に親しまれており、「日本一の桃源郷・笛吹市」を県内外にPRしています。

令和2年度から令和4年度までは、市のシティプロモーションを主眼に、観光資源の発掘とブラッシュアップ、市のPRを行うことを目的として、株式会社JTBから職員を受け入れました。

インフルエンサーを活用した女子旅プロモーションの実施や、女性目線の観光パンフレットを制作し、若年層の認知度向上と誘客を促進するとともに、県内の大学と連携し、SNSを通じた情報発信による笛吹市を知らない人へのアプローチを実施しました。また、現在も活用している市公式Instagramを開設し、市内の魅力ある店舗を取材した内容の情報発信を行いました。

また、県外の学校が市内をフィールドとして、地域課題の発見とその解決策を提案する「探究学習プログラム」を県内で初めて企画実施し、着地型観光の商品化を図りました。この探究学習プログラム事業は現在も継続して実施しています。

令和5年度から令和6年度までは、地域活性化起業人制度を活用して、移住者増加に寄与する事業および市のPRに関わる事業の企画・実施を行うため、株式会社NTT東日本ー南関東の職員を受け入れました。

仮想空間であるメタバース上に石和温泉駅、温泉街エリア、果樹園エリア、里山エリアなどを再現し、バーチャル笛吹市を構築するとともに、オンライン相談予約フォームを設置しました。また、移住のPR動画を制作し、笛吹市公式YouTubeチャンネルにアップロードしたほか、メタバース上や市ホームページにも掲載し、本市の周知拡大を図りました。

令和7年度からは、市のシティプロモーションを主眼とし、関係人口を増加させ、移住者を獲得することを目的として、東日本旅客鉄道株式会社の職員を受け入れています。

11月26日、語呂あわせで、いい風呂の日には、JR立川駅において、市と石和温泉旅館協同組合が共同で観光キャラバンおよび移住相談会を実施しました。また、キャラバンに合わせ、首都圏の110のJR駅で笛吹市のポスターを掲示し、本市の魅力を発信するとともに、移住相談会への参加者増加につなげました。

次に、地域おこし協力隊についてです。

本市では、平成28年度から平成30年度まで地域おこし協力隊員として、女性1人、男性1人の合計2人を任用しました。

女性隊員については、「笛吹市を知り、訪れ、住んでみたくなる流れを創出する」を活動目標に掲げ、移住コンシェルジュとして、首都圏で行われた移住相談会に出席したほか、SNSを活用し、日々の活動やイベント情報を発信するとともに、笛吹市イメージキャラクター「フッキー」をモチーフにしたラインスタンプを制作・販売しました。

また、任期終了後の起業に向けて、笛吹市の新しい特産品として、市内産のからし菜の種と

未熟ぶどうを使ったマスタードの開発に取り組みました。現在も市内に定住し、起業した会社を経営しており、マスタードは本市のふるさと納税返礼品の一つになっています。

男性隊員については、「年間を通しての果樹栽培技術研修、地域の農作物を活用した6次産業化、マスタード事業の推進、笛吹市の農業の魅力発信」を活動目標に掲げ、農事組合法人に在籍し、農業従事者として巨峰とピオーネの管理を行うほか、市内の直売所加工組合での農産物加工業務にも携わりました。

また、女性隊員とともに、マスタードの開発事業にも従事しました。現在も、笛吹市内に定住しており、地域おこし協力隊員として得た技術を活かし、巨峰やシャインマスカットを栽培する農業に従事しています。

続きまして、寄附採納基準と公有地払下げ基準の明文化についてのご質問のうち、まず、寄附採納にかかる例規整備についてです。

今回、山廬および俳諧堂に係る寄附をお受けすることに伴う公有財産としての取得については、笛吹市公有財産管理規則に則った手続きをしています。

一方、現在、本市では寄附採納の取り扱いについて定めた例規が整備されていないので、他自治体を参考に、今後、例規を整備したいと考えます。

次に、公有地払下げ基準についてです。

法定外公共物の払下げについては、笛吹市公共物管理条例の規定に基づき用途廃止したものを、笛吹市普通財産の売却に関する基準および法定外公共物の譲渡処分に関する算定方法に基づき売却していますが、今後、要綱として整備していきます。

続きまして、小石和地区にサッカー場を中心とする多目的芝生グラウンドをについてのご質問のうち、まず、競技施設不足の現状認識についてです。

合併した本市では、グラウンド、テニスコート、体育館、柔・剣道場等、多くの社会体育施設を有しており、各施設とも幅広いスポーツに対応し、地域住民が気軽に利用することができる環境が整っています。

しかし、芝生グラウンドなど、競技レベルの向上に資する施設が市内にはなく、市のスポーツ協会などから整備の要望が出ています。また、部活動の地域展開への対応や、市民のスポーツ参画の推進に取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、スポーツ施設の環境整備が必要であることと認識しており、令和7年12月に、「既存社会体育施設等を専門性の高い施設とするための基本的な考え方」をお示したところです。

次に、多目的芝生グラウンド整備基本計画の総括についてです。

多目的芝生グラウンド整備事業を進めるに当たっては、何よりも地権者の皆さまのご協力が不可欠と考え、市では、必要な施設、整備する場所、その面積等を決定し、説明ができる段階になったところで、地権者の皆さまにご説明する機会を設け、ご意見を伺いつつ、進めてきました。

整備に必要な基本的な考え方を整理する段階から、市民の皆さまと一緒に検討を進めるため、学識経験者や関係団体の代表者などを委員とした「笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会」を設置するとともに、多様な声を計画に反映できるよう、市民の皆さまを対象とした意見交換会やパブリックコメントを実施しながら、取り組んできました。

令和5年2月には、「多目的芝生グラウンド整備基本計画」を策定し、その後も議会に対し丁

寧に説明するとともに助言をいただきながら進め、令和5年8月には、再度、市民説明会を2回実施し、計画内容の周知を図りました。

こうした一連のプロセスは、地域の理解を得ながら計画を推進するための適切な対応であったと考えています。

現在、芝生グラウンドの整備については、令和7年12月にお示した「既存社会体育施設等を専門性の高い施設とするための基本的な考え方」に沿って、整備に向けた検討を行っていますが、事業を進めるに当たっては、今後も、市民の皆さまの声を丁寧に聴きながら、実現に向けて取り組んでいきます。

次に、「小石和地区への多目的芝生グラウンド整備」「防災性を確保した施設として活用することが技術的、制度的に可能か」「地権者との交渉」についてです。

市では、清流公園みどりの広場について、サッカーやラグビーの公式の規格に対応した人工芝を敷設するなど、質の高い競技環境として必要な設備の設置を検討しています。

また、石和清流館についても、武道競技に関するスポーツツーリズムおよび防災拠点としての機能整備を行うため、令和7年度に実施設計、令和8年度から令和9年度にかけて大規模改修工事を実施することとしています。

現在検討を進めている取り組みは、既存社会体育施設等を活用することが前提となり、現時点では地権者との交渉が必要となる状況は想定していません。しかし、あくまで一般論として、地域の重要な事業を円滑に進めていく上で必要な場合は、事業の責任者である自治体の長が用地交渉に直接関わることもあると考えています。

なお、清流公園みどりの広場において、盛り土や嵩上げを前提に防災性を確保した施設とすることが技術的かつ制度的に可能かどうかという点については、令和8年度に実施する調査業務の中で、具体的に検討します。

続きまして、石和温泉駅前の整備についてです。

J R石和温泉駅は、笛吹市の玄関口として、市のイメージアップや観光振興において重要な拠点となります。

また、駅から旅館が立ち並ぶさくら温泉通りへの動線は、観光振興を図る上で重要であると捉えています。

そのため、市では、この動線沿いの賑わいを創出するため、労報橋の架け替え、笛吹みんなの広場の整備、さくら温泉通りのイルミネーションの実施、笛吹モニュメントの設置など、様々な取り組みを進めてきました。

令和7年12月には、本市が世界農業遺産に認定されている、日本有数のぶどうの産地であることをPRし、観光振興につなげるため、J R石和温泉駅改札口前に、ぶどう棚のレプリカを設置しました。

また、現在は、駅改札口正面への大型モニターの設置など、駅改札口から南北連絡通路へと、観光客の移動に合わせて、笛吹市の特色を感じ、期待感が高まるような企画を検討しています。J Aふえふき岡部支所の買い上げなどについても、研究を進めているところです。こうした取り組みを進めるに当たっては、各課が庁内の協議に諮り、政策決定しています。

私は、今年の仕事始め式の訓示の中で、市が持つ多くの強みを生かし、挑戦し続けることを職員にも求めました。

議員のご提案も参考に、豊かな観光資源を持つ本市の強みを生かす取り組みを、今後も職員

とともに推進していきます。

続きまして、国民健康保険特別会計の一般財源からの繰り入れ、レセプト点検の結果についてのご質問のうち、まず、他市との比較による評価と保険料水準の統一に伴う国保負担の上昇の可能性についてです。

本市では、国の制度で未就学児までとしている国民健康保険税均等割5割軽減の対象を、独自の子育て支援策として18歳まで拡大し、子育て世帯の経済的負担を軽減しています。

現在、山梨県国保運営方針に基づく保険料水準の統一に向けて、市町村ごとに実施内容が異なっている、病気の未然防止、早期発見、重症化予防を目的とした保健事業について、県内市町村で統一するための協議を進めているところであり、笛吹市の国保負担が上昇する可能性については、現段階では見通せる状況には至っていません。

次に、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入金についてです。

一般会計からの繰入りの影響については、国民健康保険特別会計への繰入れは、事務費分、保険給付費分、保険基盤安定制度等に係る地方交付税による財政措置がある法定内繰入金が多なもので、法定外繰入金については、市独自の政策として実施している18歳以下均等割減免事業があります。これは赤字補填に充てる繰入金ではないため、健全運営がされているものと考えています。被保険者代表を含む国民健康保険事業の運営に関する協議会においても予算、決算について説明をし、ご理解をいただいております。

被用者保険との負担構造の違いを踏まえた国民健康保険の公平性、持続可能性については、国民健康保険は、自営業者や年金生活者など、比較的所得水準が低く、また高齢者が多く加入している制度であり、医療費水準が高い一方で、保険料収入が伸びにくいという構造的な課題があります。

また、給付費等に対して50%の公費負担があるものの、被用者保険と異なり事業主負担がないため、保険料水準が高くなります。こうした点は、国民健康保険が国民皆保険の最後の受け皿としての役割を担っていることにより、制度構造上、やむを得ない側面があると認識しております。

市では、保険料負担の抑制と安定的で持続可能な制度運営に向けて、医療費給付の適正化に努めるとともに、市町村の努力だけでは限界があることから、県を通じて国に、国庫負担の拡充等について要望を出しています。

徴収方法の改善点については、国民健康保険税の収納率は、直近3年間で令和4年度は88.6%、令和5年度は89.8%、令和6年度は90.3%と、市税と同様に年々上昇しています。

具体的には、きめ細かい財産調査や生活実態調査の実施、預金、給与、生命保険、動産、不動産などの差押えの強化など、職員が一丸となって徴収業務に取り組んでいます。

また、職員を山梨県総合県税事務所へ派遣し、より質の高い徴収技術の習得、さらに山梨県総合県税事務所職員の随時派遣の受け入れを通じ、困難案件の解消にも取り組んでいます。

現行の滞納整理方法は、効率的かつ効果的であると考えていますが、今後も引き続き幅広く粘り強い滞納整理を実施する中で、より効率的な方法を模索しながら滞納額の縮減と自主財源の確保に努めてまいります。

所得割などの比率が市町村によって相違がある原因については、国民健康保険税率は、市町村の国民健康保険の財政状況、医療費水準に基づいて決定されるため、市町村ごとに異なります。

次に、レセプト点検において医療費が減額された場合の被保険者への通知についてです。

本市では、昭和60年4月30日付け、厚生省保険局国民健康課長通知に基づき、診療報酬明細書の審査により医療費の額に大幅な減額があった場合は、被保険者に対し減額査定通知を発送しており、保険者としての役割を果たしているものと考えます。

次に、点検の委託、年間の件数についてです。

本市では、レセプト点検、審査業務を山梨県国民健康保険団体連合会に委託しています。令和6年度の点検、審査を合わせた件数は、53万3,671件です。

次に、レセプト点検による過去5年間の査定額、返戻額と医療費総額に占める割合についてです。

査定額は、令和2年度は1,025万円、令和3年度は614万円、令和4年度は1,031万円、令和5年度は603万円、令和6年度は910万円です。医療費総額に占める査定額の割合は、令和2年度は約0.17%、令和3年度は約0.1%、令和4年度は約0.16%、令和5年度は約0.1%、令和6年度は約0.16%です。返戻額については、令和2年度は3,892万円、令和3年度は4,835万円、令和4年度は6,187万円、令和5年度は7,227万円、令和6年度は6,936万円です。医療費総額に占める返戻額の割合は、令和2年度は約0.63%、令和3年度は約0.77%、令和4年度は約0.98%、令和5年度は約1.19%、令和6年度は約1.18%です。

続きまして、図書館の図書のオンライン化についてのご質問のうち、まず「課題認識」「電子書籍の導入状況、オンラインによる蔵書検索・予約・利用登録、スマートフォン対応について」です。

図書館サービスのオンライン化は、「電子書籍の導入」と「利用登録、蔵書検索、予約など、各種手続きのオンライン化」に大別されます。

電子書籍の導入については、時間や場所を問わず利用できるほか、データ化されているため劣化しない、文字拡大の機能があるなどのメリットがあります。

一方で、利用期間、利用回数、同時利用できないといった制限のほか、ベストセラー等の人気のあるタイトルは電子化されていない場合が多く、利用者ニーズに十分に応えられないという課題もあります。加えて、導入・運用経費も課題であるため、現段階では電子書籍の導入は行っていません。

各種手続きのオンライン化については、本人確認が必要となる利用登録はオンライン化していませんが、蔵書検索や予約などについてはオンラインで対応しています。こうした手続きは、スマートフォンでも利用可能です。

本市図書館サービスのオンライン化については、全国的に見て標準的な状況であると考えております。

次に、図書館のオンライン化による公平な学習・読書機会の確保、費用対効果、児童生徒の学習環境の充実についてです。

電子書籍については、公平な学習や読書機会の確保に一定の効果が期待できますが、デジタルデバイスへの配慮が求められます。電子書籍と紙の書籍を併用することで、誰もが等しく情報にアクセスできると考えます。

一方で、電子書籍の導入にかかる具体的なコストや費用対効果を示す数値は把握していませんが、一般的に、紙の書籍と比べ価格が約3倍であることや、52回の回数制限、または2年

間の期間制限があり、継続的な費用負担が課題です。

電子書籍の導入については、他自治体の導入事例や運用状況を参考にしながら、児童生徒の学習環境充実の観点も踏まえ、必要性や効果、財政面も含めて慎重に検討していきます。

続きまして、登下校用バスの運行と配置についてです。

現在、自宅から学校までの直線距離が概ね3キロメートル以上の地区において、スクールバス運行が未実施の地区はありません。

学童保育クラブについては、児童が通う学校の学区内に学童保育クラブがなく、学区外の学童保育クラブを利用する場合に限り、学校から学童保育クラブまでの送りを実施しており、条件に該当した上で、未実施のものはありません。

続きましていじめ「重大事態」への対応体制についてのご質問のうち、まず、過去3年間におけるいじめ事案の件数についてです。

いじめの認知件数は、文部科学省が統計法に基づいて実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」により調査しています。

当該調査の公表については、同調査実施要項において、文部科学省が都道府県別に公表している項目に限るとしており、市町村単位での「いじめ認知件数」の公表はできません。

文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取り組みのスタートラインに立っている」と、極めて肯定的に評価する見解を示しています。

本市においても、認知件数を把握し、軽微な事案も含めて積極的に認知することを徹底しており、数の多少で評価するものではなく、見逃さないこと、早期に対応し、確実に解消につなげることを最優先に、各校で取り組んでいます。

次に、いじめ重大事態に該当すると判断される基準と明文化についてです。

笛吹市いじめ防止基本方針において、いじめ防止対策推進法第28条を引用し、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義しています。

次に、保護者からいじめによる被害の申し立てがあった場合の対応についてです。

保護者からいじめによる被害の申し立てがあった場合は、学校において速やかに事実確認を行い、複数の教職員や心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者などで構成する「学校はいじめ防止等の対策組織」で対応します。

解消が困難な場合や重大事態の場合は、教育委員会が設置する、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識および経験を有する者などで構成する「いじめ問題専門委員会」で対応します。

次に、市長部局や第三者が関与する仕組みについてです。

教育委員会は、いじめ問題専門委員会による調査の結果を市長に報告します。

この調査結果について、さらなる調査が必要と判断した場合には、総務部総務課を事務局として、弁護士、精神科医、学識経験者等で構成する「いじめ問題調査委員会」を設置し、再調査します。

次に、被害児童生徒や保護者に対する調査結果の説明についてです。

調査結果については、いじめ問題専門委員会などの調査実施主体から、被害児童生徒やその保護者に対して、関係者の個人情報などに十分に配慮した上で説明を行っています。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口滝人君。

○1 番議員（樋口滝人君）

市長、ありがとうございました。

10 問質問させていただいた中で、ほとんど理解をさせていただいたつもりでおります。

ただ、2 点ほどちょっと教えていただきたいといひますか、まず1 つは、ちょっとマクロになりますけど、人口が減少するのは目に見えて、この10 年ですすね、5 万人台になるかという不安があるわけですがけれども、人口減少対策について、市長はじめ皆さんがものすごくコミットしていただいて、いろんな事業を展開されていることも私も承知しておるんですが、具体的におおむね10 年後にはどのくらいの人口、あるいは今のままに継続したいとかという目標があったら教えていただきたい。その際の具体的なプロセス、これを教えていただきたいというふうに思ひます。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小澤総合政策部長。

○総合政策部長（小澤宏之君）

樋口滝人議員の代表質問、再質問にお答えいたします。

ただいま、人口減少、将来、笛吹市がどのくらいの人口を推計して目指していくかというところに関しましては、今、人口ビジョンというものを現在作成中です。その中で、将来どのくらいの人口になるかというところを推計しまして、その推計に基づきまして市の政策を展開していきたいと。

今現在の数字については、まだ作成中なので、ちょっとここでは数字としては答弁することはできません。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口滝人君。

○1 番議員（樋口滝人君）

10 問のうちの今は1 点目ですが、もう1 つだけ教えていただきたい。

いわゆる小石和のスポーツ広場の関係ですがけれども、先ほどの市長のご答弁の中では、今の既存のスポーツ施設を改修なり拡張して、将来的には芝生のスポーツグラウンドといひますかね、策定したいというようなお考えだそうなんですけど、ちょっといろいろな施設を拡充するためのタイミングとしてですすね、僕はあの場所が一番いいのかなと個人としては思ひわけですが、ぜひそういった点もですすね、縛られずに少し気持ちを広げていただいて、国衙の件もあったんで、ちょっと萎縮されているのかと、ごめんなさい、言ったら失礼ですが、そんなことも含めてですすね、ちょっと手広く、広い意味でご検討を再度いただけないかということで、ちょっとお答えいただきたいなということです。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

樋口議員からの貴重なご提案をいただきまして、誠にありがとうございます。

サッカーのグラウンドを少し頑張って、新規でということでは就任から取り組んできたんですけれども、あれだけの大規模の土地をとということになると、いろいろなご意見があるということが改めて証明されたわけでございますけれども、いずれにしても、地域の方々、また利用者の方々から大変な熱望、また早期への実現ということが言われておりますので、われわれとしまして、その期待にできるだけ応えるためには、既存の社会体育施設をしっかりと使ってつくった上で、またいろいろ樋口議員が言われた、少し拡張していくというふうな話も進めていくんじゃないかなというふうに思いますけれども、まずは既存のグラウンドをしっかりとくって、今、希望にある利用者の利便性向上、そしてまた技術力向上を図っていきたいと思いますので、お答えになりませんが、大いにまた胸の中にしまっておいて進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口滝人君。

○1番議員（樋口滝人君）

市長、ありがとうございます。

非常に心強いお話をいただきましたので、期待をしております。

最後に意見を申し上げさせていただきたい。

私たち笛新会6議員は、昨日と一昨日、茨城県の境町、水戸市へと研修に行きました。魅力あるまちづくりの最前線に触れた思いでした。

思い起こせば35年前、私は日本青年会議所の一員として茨城県境町を訪れた際、宇都宮線の鉄道駅から2時間に1本のバスを乗り継いで、やっとのこと、かの地での活動を行いました。利根川をはじめ多くの河川に囲まれ、特徴のない辺鄙な元気のない町にもう二度と訪れたくないと思ったものでした。

ところが今回、あまり期待をしていなかった境町は、全国の自治体でも最先端に行くまちに変貌していました。

これもマイナスイメージから払拭しようとする町民の熱意と期待、町長をはじめとするリーダーシップの賜物と感動と感心を覚えました。このように、市や町の発展は、市民感情の醸成を育み実行していく市の指導者の心意気と斬新な発想を実行していく行動力にあるとつくづく思った次第です。

翻って本市は、全国に誇れる石和温泉や桃・ブドウなど従来からの資産や遺産が潤沢にあることから、斬新な事業展開に二の足を踏んだり、経年劣化した事業に固執してきたきらいがあるやもしれません。

ここは、行政と議会が二輪車のごとく共通の課題に新たな発想や外部有識者の積極的な登用を図り、未来への笛吹市の発展の礎を模索実行していく段階が始まっている。

まさに10年、20年先の市のあり方を今つくっているのだと、この議場に参集している皆さんが再度確認ができればと思いきし、笛新会を代表して意見を申し上げ、質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で、笛新会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を、午前11時25分といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

笛政クラブ、荻野陽子君の質疑および質問を許可いたします。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

議長に許可をいただきましたので、通告に従い代表質問をさせていただきます。

笛政クラブの荻野陽子です。

よろしくお願いいたします。

4問、質問をお願いいたします。

1問目、第三次笛吹市総合計画に基づく令和8年度当初予算について。

市政運営の指針として令和8年度から令和16年度までの第三次笛吹市総合計画「ハートフルタウン笛吹」が策定されます。3つの基本目標、それぞれの施策と取り組みの方向性が示されています。

令和8年度の当初予算の総額は481億5,928万8千円です。市長が政策的に取り組む総合計画に基づく3つの基本目標の推進に向けた当初予算について、お伺いいたします。

1. 令和8年度の重点施策の当初予算と事業について

1-①基本目標1、「幸せ実感こころ豊かに暮らせるまち」の重点事業のうち主な事業内容とその予算について。

1-②基本目標2、「幸せ実感にぎわいあふれるまち」の重点事業のうち主な事業内容とその予算について。

③基本目標3、「幸せ実感100年続くまち」の重点事業のうち主な事業内容とその予算についてお伺いします。

2. 基本目標の1つ目「幸せ実感こころ豊かに暮らせるまち」の施策1、「笛吹こどももみんな」みんなで育むまちづくりの実現に向けて重点的に取り組む事業についてお伺いします。

2問目をお願いします。

身寄りがいない高齢者の支援についてです。

身寄りがいない高齢者には、日常の金銭管理が不安、入院や入所時の保証人がいない、死後の葬儀や家財処分など、1人では解決できない困りごとがあります。

本市における高齢化率は31%、高齢者の1人世帯は5,977世帯、高齢夫婦・高齢兄弟・高齢親子などの高齢者の複数世帯が3,738世帯で合計9,715世帯で、総世帯に占める

割合は31.9%になり、ほぼ3件に1件は高齢者の世帯です

横須賀市では増え続ける一人暮らしの方の相談窓口を設け、元気なうちに死後の課題解決を図っており、2つの終活制度により支援をしています。終活とは、人生の終わりに向けて、財産整理、希望する医療、介護への意思表示、葬儀やお墓の準備、エンディングノートなどの作成のことを言います。

1つ目の支援としては、低所得者向けのエンディングプランサポート事業で、まず本人が市役所に事業の利用申請をします。状況確認のための相談や家庭訪問の後、事業対象者であれば登録されて支援が開始されます。市の担当者は、毎月電話での安否確認、3～4カ月に一度の家庭訪問、死後は納骨までの見届けをします。死後事務の実務は葬儀社と本人が市への登録したときに契約をして、市民自らが費用を納める仕組みになっています。

横須賀市の2つ目の事業として、「わたしの終活登録事業」があります。希望するすべての市民を対象に、元気なうちに安心につながる終活情報として緊急連絡先、かかりつけ医、遺言やエンディングノートの保管場所やお墓の所在地まで、人が倒れ死亡し、死後問題の処理のための情報を、市役所に登録する事業です。この事業はすでに1,053人が登録しており、いざというときに消防署・警察・病院・福祉事務所からの問い合わせに市が対応することになっております。この2つの事業の事業費は令和4年度に3万6,956円、人件費は他の業務との兼務と報告されています。

さて、山梨日日新聞の令和7年12月12日付けの記事には「身寄りのない高齢者支援」の入院や葬儀手続きの支援についての記事が掲載されました。この中で身寄りのない高齢者とは、配偶者や子ども、頼れる親族がいない高齢者と定義され、未婚率の上昇、親族関係の希薄化で増加が見込まれています。統計上3親等以内の親族がいない65歳以上は令和6年時点で全国で約300万人と言われております。そこで、厚生労働省は身寄りのない高齢者支援として新制度を検討しています。金銭管理や重要書類の預かり、病院や施設に入る際の契約手続き支援、葬儀、家財処分の手続きなど、地域に応じた支援体制の整備で、市町村の地域福祉計画に盛り込むように促しています。

金銭管理などについては、認知症高齢者等の判断能力が低下した方向けの支援として成年後見制度があり本市においても「成年後見制度利用促進基本計画」が地域福祉計画と一体的に策定されており、社会福祉協議会の後見センター笛吹に委託しています。この成年後見制度でも身寄りがない方のために市長が家庭裁判所に申し立て、成年後見制度を利用することができず、増加傾向にあります。

また、社会福祉協議会では認知症高齢者などに、日常の金銭管理サービスや書類等の預かりサービスとして、「日常生活自立支援事業」で生活保護の方を含め52人の支援をしていますが、今後増え続ける高齢者に制度が対応できなくなることも予測され、市と社協との連携が重要になってきます。

また、甲府市においては令和7年4月から「甲府市あんしん終活サポート事業」が開始されており、総合相談窓口、法律の専門職や葬祭事業者など、民間事業者等の紹介、情報登録、それらをバックにして、人生の最期まで安心して過ごせるよう終活サポート事業を行っています。

本市におきましては、福祉総務課では身寄りのない方への支援として墓地埋葬法に基づき火葬をしております。令和4年、5年、6年はそれぞれ5人でしたが、今年度は1月末までですでに12人の身寄りのない方の火葬をしています。その中には親族がいても関わってもらえな

い方もいました。

身寄りのない高齢者が増え続けている中で本市における「身寄りのない高齢者支援」についてお伺いします。

1. 甲府市では終活に関してパッケージ化して市民に提供しています。本市における相談体制等の状況についてお伺いします。

1－①現在の相談体制についてお伺いします。

1－②相談の中では法律の専門職や葬祭事業者などにつなぐこともあるのかなど、相談内容についてお伺いします。

2. 過去5年間の成年後見申立件数と市長の申し立てによる件数についてお伺いします。

3. 今年度策定している「成年後見制度利用促進計画」では、認知症高齢者のうち身寄りのない方の後見制度の利用促進をどのように考えているのかお伺いします。

4. 横須賀市の終活登録のように、市が窓口になり、いざという時の対応をすることについて、検討をしていただけるかお伺いします。

5. 国に先行して横須賀市が一部実施している、身寄りのない高齢者支援について厚生労働省があらたに制度を創設しようと検討しています。このような制度があると、いざという時にも、行政を含む関係機関はスムーズな対応が可能になると思います。そこで、今後笛吹市として目指す高齢者支援について現在検討していることがあればお伺いします。

3問目です。市役所職員の人材確保と労働環境の整備について。

令和8年度を迎えるにあたり、職員数は充足しているのでしょうか。令和7年の年度当初には12名の正規職員が不足している状況でした。職員数は8月から部ごとの組織ヒアリングが開始され12月に職員数は概ね確定しているとのことですが、それ以降に退職者がでるなど、予定外の事態が発生していました。早期退職者は、令和元年、2年は4人、3年2人でしたが、令和4年には14人、5年12人、6年には19人と2桁の状態が過去3年続いています。人員不足の部署の職員の負担は大きいと考えられますが、ここ数年の状況を見ると今年度も中途退職者が出る可能性が想定されます。

また、労働環境のうち、子育てや介護との両立については、子育て中の部分休業制度の拡充、柔軟な働き方の対象職員への配慮、必要に応じて介護休暇が取得できる働きやすい環境づくりをしているとお聞きしています。山梨日日新聞の1月29日付の記事では、県は「やまなし共育未来宣言」の宣言式を行い、今年度からの2年間で2週間以上の男性育児休業取得100%を目標にしました。県内の市町村の取得率の平均は40.6%で全国平均を約20ポイント下回っており、家庭と仕事の両立ができる環境づくりの一環として取り組みを始めました。

さて、時間外勤務の削減や業務の効率化を図る働き方改革の一環として、滋賀県大津市では令和2年に窓口の時間を45分短縮しました。大津市を皮切りに開庁時間の短縮を実施する自治体が広がっています。山梨県内での実施自治体はありませんが、職員採用が難しくなっている中で働き方改革の一環として窓口の時間短縮も検討が必要な時期ではないでしょうか。時間外に来庁した市民への対応、コンビニでの申請などがスムーズにできることの周知などにも配慮しつつ、今後検討をすることも必要だと思います。職員の採用が難しくなっている中で、職員が働きやすい職場づくりはとても重要です。

そこで人材確保と労働環境の整備について以下のことについてお伺いします。

1. 令和8年度に向けて職員の定員を満たしているかお伺いします。

2. 合併後職員採用を抑止した中で、年代別の職員数のバランスはとれているのかお伺いします。

3. 職員募集については、インターネットの活用や中途採用の促進等はこれまでも行っていますが、そのほか現在行っている職員募集についてお伺いします。

4. 育児・介護の休暇の取得について、4-①職員の育児休暇取得は対象職員のうち令和7年度に何人が取得しているか男女別でお伺いします。

4-②介護休暇については令和7年度に何人が取得しているかお伺いします。

4-③時間に柔軟な働き方として時差出勤制度を取り入れています、職員はどのように利用しているのかお伺いします。

5. 本市も「やまなし共育未来宣言」をしていますが、男性職員への育児休暇取得への取り組みについてお伺いします。

6. 有給休暇の取得率と今後の取得率向上に向けた考えをお伺いいたします。

7. 働き方改革の一環として窓口業務などの開庁時間の短縮についての考えをお伺いいたします。

最後の質問です。農業における担い手対策と今後の展望についてです。

本市は平成17年、桃・ぶどうを併せた耕作面積が2,525ヘクタール、収穫量4万185トンで、果樹生産、出荷統計で日本一が確認され、「桃・ぶどう日本一郷」宣言をしました。一大果実郷である本市においても令和7年の「農林業センサス」によると自営農業を主な仕事とする「基幹的農業従事者」が減少しています。その原因として高齢化による離農や後継者不足等が挙げられます。農業従事者の減少は生産量の減少や、耕作放棄地の増加などにもつながります。その対策として、本市は独自事業として新規就農者支援事業、新規就農農業後継者支援事業により成果を上げているところです。

お隣の甲州市においては新規就農者の確保に向けた一つの方法として、就農特化型の地域おこし協力隊「アグリトレーニー」制度を創設しました。JAフルーツが令和3年に設立した「あぐりフルーツ」と連携し7名を協力隊に任命したと聞いています。

この地区のJAふえふきにおいても「アグリコネクトふえふき」を令和5年に設立し、認定研修基幹として農業の担い手の育成をはじめました。

様々な取り組みが始まっている中で今後の農業の担い手対策と今後の展望についてお伺いします。

1. 本市における農業従事者の状況について、1-①令和7年の農林業センサスは前回令和2年と比較して基幹的農業従事者が何人減少していますか、お伺いいたします。

1-②今年度の農林業センサスでは65歳以上の人数と全体に占める割合および15歳から49歳までの人数と全体に占める割合についてお伺いします。

1-③令和6年度に市内で農業を始めた新規就農者は何人かお伺いします。

④以上、①から③の状況について、市としての見解と今後の対策についてお伺いします。

2. 令和2年度からの耕作面積の推移についてお伺いします。

3. 耕作面積が減少する中で、有休農地の活用も含め農地の集約化など今後の目指す農業のあるべき姿についてお伺いします。

4. JAふえふきが創設した「アグリコネクトふえふき」との連携についてお伺いします。

5. 様々な対策を講じてきていますが、今後の笛吹市の農業の継続に向けた対策について令

和8年度の重点事業でもある「農業塾」の取り組みも含めてお伺いします。

よろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

笛政クラブ、荻野陽子議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、第三次笛吹市総合計画に基づく令和8年度当初予算についてのご質問のうち、まず、主な重点事業についてです。

現在策定を進めている第三次笛吹市総合計画における基本目標1「幸せ実感こころ豊かに暮らせるまち」では、子育て世帯の負担を軽減をし、未来を拓く子どもたちを健やかに育むため、小中学校や保育所などの給食費および保育料について、令和8年度から恒久的な無償化を実施します。無償化に係る経費は総額6億783万5千円です。

また、市内小中学校において新たな英語教育プログラムを展開するため、英語力向上推進事業に1億5,904万8千円を計上しました。外国語指導助手は、これまで10人配置していましたが、22人に増員をし、質の高い外国語指導助手を各校に配置することで、児童生徒が日常的に英語でコミュニケーションを取ることができる環境を整備するとともに、課外活動や夏期休業などを活用した特別プログラムなど、市独自の様々な取り組みを展開し、市の未来を拓く人材を育成します。

さらに、学校体育館等について、計画的に空調設備を整備するため、学校体育館等空調設備整備事業に2,428万8千円を計上しました。熱中症による児童生徒の健康被害を防ぐとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、避難所の生活環境の改善につなげます。令和8年度は石和東小学校、一宮北小学校、御坂西小学校、石和中学校、御坂中学校を対象として空調設備工事の設計業務を行い、令和9年度から順次設置工事を行います。

基本目標2「幸せ実感にぎわいあふれるまち」では、芦川グリーンロッジ改修事業に1億4,815万3千円を計上しました。芦川グリーンロッジを改修し、周辺の豊かな自然環境を生かした里山遊びなど、子どもだけではなく大人も楽しめるレジャーやスポーツ合宿で利用でき、年間を通して活用できる施設となるよう整備します。

また、ふるさと納税のさらなる推進を図るため、ふるさと納税事業に27億3,113万8千円を計上しました。本市の自主財源の確保を図るとともに、シティプロモーションにつなげるため、ふるさと納税寄附額の増加に向けた取り組みを推進します。

基本目標3「幸せ実感100年続くまち」では、市営温泉について計画的な改築を実施しており、みさかの湯改修事業に7億8,549万6千円、春日居福祉会館改修事業に3億4,361万5千円を計上しました。みさかの湯については、市民の憩いの場としてだけでなく、観光客にも利用してもらえる施設とするため、令和9年度のリニューアルオープンを目指し改修します。

春日居福祉会館については、今後も高齢者の憩いの場と心身の健康保持および福祉の増進を図る施設として、引き続き活用していけるよう、令和9年春のリニューアルオープンを目指し改修します。

また、AIデマンド交通に1億22万7千円を計上しました。AIデマンド交通「のるーと笛吹」については、令和8年4月から、一宮町、境川町へ運行エリアを拡大をし、市内全域で

の運行を開始します。

さらに、防災意識の向上と災害への備えにつながるよう、ハザードマップ更新事業に2,764万9千円、激甚災害が発生しても、防災情報の収集および発信ができるよう、衛星回線導入事業に529万4千円、旧御坂保健センターを中長期の避難に必要となる大型の防災資機材や備蓄物資を保管する防災備蓄倉庫として位置づけられる「拠点備蓄倉庫」として改修するため、拠点備蓄倉庫整備事業に3,719万9千円を計上しました。

次に、基本目標1「幸せ実感こころ豊かに暮らせるまち」のうち、「笛吹こどもまんなか」みんなで育むまちづくりの実現に向けて重点的に取り組む事業についてです。

施策1、「笛吹こどもまんなか」みんなで育むまちづくりでは、子どもの幸せと健やかな成長をみんなで支える環境づくりを進めるとともに、子育て世帯の負担軽減や子育てを支える環境の充実などを強力に推進します。

重点的に取り組む事業として、子育て世帯の負担を軽減し、未来を拓く子どもたちを健やかに育むため、恒久的に小中学校・保育所等給食費および保育料無償化を実施します。

このほか、「こどもの居場所づくり」に取り組む団体として、開設準備や運営に係る補助金を交付する、笛吹市こどもの居場所づくり支援事業に350万円を計上しました。食事の提供、学習支援、体験活動の提供など、地域住民と子どもが交流できる場の充実につながり、子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進します。

また、安全安心な保育環境を整備するため、石和第一保育所改築事業に5億9,573万7千円を計上しました。石和第一保育所は、園舎の改築や遊具の整備を行います。さらに、かすがい西保育所改築事業に1億4,370万9千円を計上しました。かすがい西保育所は、改築に向けた用地取得や基本設計業務を行います。

続けて、身寄りがない高齢者の支援についてのご質問のうち、まず、終活に関する相談体制等の状況についてです。

現在の相談体制については、市には、終活に関する相談を専門とした窓口はありませんが、高齢者の総合相談窓口として、北部・東部・南部の3カ所に設置している地域包括支援センターで、終活に関する相談を受けています。

また、笛吹市社会福祉協議会が設置する7カ所の地域事務所において、終活を含む様々な相談に対応しています。

しかし、こうした窓口においても終活の相談が可能であることが市民の皆さまに十分に知られていない実情があります。このため、今後は、これらの相談窓口で終活相談ができることをより広く周知し、多くの方が気軽に相談しやすい環境づくりに努めていきます。

身寄りのない高齢者からの相談内容について、自分の入るお墓がないことや、死後に残る住居・家財の処分など、もしものときの心配ごと、悩みごとが主なものとなっています。

なお、特定の業者へつなぐことは、あつせんとなるため行わず、法律に関する相談であれば法テラスの法律相談窓口を紹介するなど、内容に応じて必要な相談窓口や、事業者に関する情報を提供しています。

次に、過去5年間の成年後見申立て件数と市長の申立てによる件数についてです。

甲府家庭裁判所が自治体に公表している最新の資料によると、笛吹市における過去5年間の成年後見申立件数は、令和2年度は32件、令和3年度は28件、令和4年度は13件、令和5年度は30件、令和6年度は29件です。

そのうち、市長の申立てによる件数は、令和2年度が24件、令和3年度は8件、令和4年度は11件、令和5年度は12件、令和6年度は11件です。

次に、成年後見制度利用促進計画における身寄りのない認知症高齢者の後見制度の利用促進についてです。

笛吹市成年後見制度利用促進計画では、身寄りのない認知症高齢者など、判断能力が不十分な方の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用促進を図り、一人ひとりの権利が守られる地域を目指すことが示されています。

成年後見制度の利用促進のためには、さらなる制度の周知・啓発と支援体制整備の両面で取り組む必要があると考えています。

そのため、市の広報紙やホームページへの記事の掲載、市内の高齢者施設等における制度・相談窓口の周知、制度の普及啓発のための研修会開催などの取り組みを通じて、支援を必要とする方や支援関係者の適切な制度利用につなげていきます。

また、後見人の確保のための市民後見人養成講座の開催、市長申し立ての迅速な対応など、引き続き支援体制の整備に努めていきます。さらに、地域においては、民生委員や行政区等と連携し、身寄りのない認知症高齢者をはじめ、支援を必要とする方を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。

次に、生前における死後の問題解決の窓口についてです。

増え続ける身寄りのない高齢者への支援については、全国的な課題として、厚生労働省が新たな支援制度を創設することを公表しており、関連法案の成立後、詳細な事業内容などが示されるものと思われます。

こうした国の動向を注視した上で、先進自治体の取り組みなどを研究していきます。

次に、身寄りのない高齢者の支援についてです。

身寄りのない高齢者から寄せられた相談からは、自身が亡くなった後の様々な手続きや家財の処分など、誰かに迷惑をかけてしまうのではないかと、という不安を抱えている方が少なくないことが伺えます。

市では、身寄りのない高齢者が、こうした不安を解消し、人生の最後まで安心して過ごせるよう、成年後見人制度など、既存の支援制度の普及、利用促進を図るとともに、先進自治体の研究などに取り組んでいきます。

続きまして、市役所職員の人材確保と労働環境の整備についてのご質問のうち、まず、職員の定員についてです。

笛吹市職員定数条例により、職員の定数を639人と定めていますが、令和8年度は、令和3年度に実施した業務分析と毎年度実施している事務組織ヒアリングの結果を踏まえ、職員数を584人としました。現在、新採用職員を含め580人の配置を予定しており、4人不足しています。

次に、職員数の年齢バランスについてです。

年代別職員数の割合は、消防職、保育士、保健師を除いた行政職では、20代が15.9%、30代が23.4%、40代が24.7%、50代が33.7%、60代が2.3%です。

職員数に年代の片寄りがありますが、組織運営に支障が生じないように、人事管理に努めています。

次に、職員募集についてです。

職員募集は、市の広報紙やホームページのほか、求職サイトへの掲載、県内の企業や自治体と合同で実施する就職セミナーへの参加、高校や大学への訪問等により、積極的に受験者の確保に努めております。

また、令和5年度からは、民間企業志望の学生や転職を考えている社会人が受験しやすくなるよう、従来の専門試験に代え、民間と同様の教養試験を実施することとし、全国各地で受験可能なテストセンター方式により幅広く受験者の確保に努めています。

さらに、春募集、秋募集に加え、12月に追加募集を行い、年3回の職員採用試験を実施することで、職員の確保に努めています。

次に、育児・介護休暇の取得について、令和7年度における育児休暇の取得実績は、2月1日現在、男性職員は対象者13人中3人が、女性職員は対象者19人全員が育児休暇を取得しています。

介護休暇については、7人が取得しています。

時差出勤制度の利用については、子どもの送迎、夜間の会議やイベント、朝の地域活動等が主な理由であります。

次に、男性職員の育児休業取得の取り組みについてです。

令和8年1月28日に開催された「やまなし共育未来宣言」の宣言式において、本市は男性職員の育児休業取得率100%、取得日数14日以上を目指すことを宣言をしました。

育児休業の取得を促す取り組みとしては、育児休業取得対象の男性職員に対し、育児休業取得経験がある男性職員の経験談を聞く場を設けるとともに、総務課人事給与担当による事前相談の機会を提供しております。

次に、有給休暇の取得率についてです。

令和7年度の有給休暇取得日数の平均は、職員1人当たり12.7日です。

今後は、取得率向上に向けて休暇取得の啓発を行うとともに、配置する職員数を検討し休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます。

次に、開庁時間の短縮についてです。

1月19日に開催された山梨県市長会において、県内の自治体全体で窓口開庁時間の短縮に向けて検討することが決定されました。

すでに検討している自治体もあり、本市もこれに参画し、窓口開庁時間の短縮について検討しています。

続きまして、農業における担い手対策と今後の展望についてのご質問のうち、まず、農業従事者の状況についてです。

基幹的農業従事者の減少数については、令和2年の農林業センサスにおいて、市内の基幹的農業従事者は5,064人でしたが、令和7年の農林業センサスでは4,733人であり、5年間で331人減少しています。

基幹的農業従事者の年代別人数と割合、令和6年度の新規就農者数については、令和7年農林業センサスにおける、65歳以上の基幹的農業従事者数と全体に占める割合については、3,221人で全体の68.1%を占めています。

15歳から49歳までの人数は535人で全体の11.3%です。

令和6年度の新規就農者数は、市が把握している、市や県の就農相談や補助事業を利用して人、山梨県立農林大学校を卒業し就農した人、農業法人へ就農した人を合わせて推計する

と、36人となっています。

農業従事者の状況に対する見解と対策については、令和7年農林業センサスの調査結果から、市内農業の担い手減少と高齢化が進んでいると見ています。

そのため、市独自の担い手減少対策として、Iターンによる新規就農者に最大で200万円、Uターン、転職等による就農者に最大100万円の補助金を交付する新規就農者支援事業、親元に就農する農家の後継者に月3万円を5年間交付する新規就農農業後継者支援事業を実施しており、取り組みの結果、過去5年間の本市の新規就農者数は、毎年30人から60人で推移しています。

今後も市独自の支援事業をはじめ、国の新規就農者育成総合対策などの各種事業を活用しながら、担い手の確保に取り組んでいきます。

次に、令和2年度からの耕作面積の推移についてです。

耕作面積を対象に、毎年度行われる調査がないため、農林業センサスからの数値となりますが、令和2年農林業センサスにおける本市の耕作面積は2,366ヘクタール、令和7年農林業センサスでは、2,457ヘクタールとなっており、5年間で91ヘクタール増加しています。増加の要因としては、若手農業者や農業法人による規模拡大、土地改良事業による圃場整備などでの遊休農地の解消が考えられます。

次に、笛吹市が目指す農業のあるべき姿についてです。

農業振興を図る上で、遊休農地対策や農地の集積は重要な取り組みであると受け止めており、県の中間管理事業を活用した遊休農地の復旧や畑地帯総合整備事業などの土地改良事業を通じた圃場整備の実施により、新規就農者や認定農業者、農業法人など担い手の経営規模の拡大や農地の集積を支援することで、農業経営の基盤強化につなげていきます。

さらに、スマート農業技術の導入を促進をし、生産性の向上を図り、高品質な農作物の生産と魅力ある農業経営が将来にわたり持続する産地づくりを目指します。

次に、「アグリコネクトふえふきとの連携」についてです。

アグリコネクトふえふきは、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加が懸念される中、産地としてのブランド力や生産量を維持していくため、令和5年度に、JAふえふきが出資する農業法人として設立されました。

桃・ぶどうの栽培のほか、就農希望者を育成する県の認定研修機関として、次世代の担い手育成に取り組んでいます。

アグリコネクトふえふき、JAふえふき、県、市の4者で定期的に会議を開き、就農希望や農地に関して寄せられた相談などの情報共有を図り、担い手が安定した経営を実現できるよう、連携しながら支援しています。

次に、農業塾の取り組みについてです。

農業塾は、新規就農者に向けた技術講習をはじめ、農地のあっせん、営農相談や新規就農相談など農業のことは何でも相談できる総合窓口として好評を得ています。

令和7年度は、5月の柿の摘蕾に始まり、桃の摘果、ぶどうの房づくり、桃の袋掛け、6月にはぶどうの摘粒、9月には、桃の秋季剪定や土づくり、11月からは桃、ぶどうの剪定、冬には病害虫防除やぶどうの棚掛けの講習を実施しており、2月末時点で39回の講習会を開催し、延べ1,292人が受講されるとともに、営農や就農などの相談件数は248件に対応しています。

令和8年度は、これまでの取り組みを継続するとともに、農繁期の労働者の確保に向けて、人手が不足している農家と農作業に従事したい求職者を希望する方を結ぶマッチングアプリの活用、外国人材を活用した労働力確保対策の検討などに取り組みます。

今後も、農業者に寄り添った身近な相談窓口として、JAや農業委員会と連携し、地域農業の維持・発展に努めていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

市長、ご答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

本市の高齢者窓口である地域包括支援センターや社会福祉協議会の地域事務所では、高齢者に寄り添った相談をいただいているところです。

身寄りのない高齢者の中には、現在の体調のことから亡くなった後のことまで様々な心配事があります。今後、終活相談の窓口を広く周知していくとのご答弁でしたが、現在検討していることがあればお伺いいたします。

お願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

荻野陽子議員の再質問にお答えします。

地域包括支援センターや社会福祉協議会の地域事務所において、終活の相談を受けていることについて、市の広報誌やホームページに記事を掲載するほか、各相談窓口で案内文を掲示することを検討しています。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

ありがとうございました。

もう1問質問をさせていただきます。

身寄りのない高齢者が人生の最期まで安心して過ごせるように、成年後見人制度などの既存の支援制度の普及に取り組むとの答弁もいただきました。

本市では、まず、元気なうちに自分はどう生きたいのかを周囲の人に伝え、よりよく生きるためのツールとして私の思い出帳を作成しています。

この普及については、令和6年12月議会で質問をさせていただきました。

今後も普及に取り組むというご答弁をいただいておりますので、現在どのように普及されているのか、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。
岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

荻野陽子議員の再質問にお答えします。

広報笛吹11月号において、就活に関する記事を掲載し、私の思い手帳について長寿支援課窓口で配布していることを周知しています。

また、今年度は介護予防教室やってみるじゃんや、各地区の高齢者のサロンにおいて終活に関する学習会を開催し、参加された方に私の思い手帳の配布を行っています。

令和8年1月末までに学習会を8回開催し、283冊の手帳を配布しています。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありますか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

ありがとうございました。

最後に意見を述べさせていただきます。

新年度予算では、子どもの健やかな成長を支援する子育て政策に力を入れていただいています。

最近、近隣他市の子どものお母さんから、笛吹市は子育て支援センターの充実や市内の公園の整備など、子育てしやすいまちという声をお聞きしました。

来年度には、保育園の給食費および保育料の無償化を予定しています。これらの内容を子育てしやすいまちとしてまとめたチラシの作成をしてPRを進めていただき、子育て世帯の増加につながるよう取り組みをしていただければありがたいと思います。

ご検討をぜひよろしくお願いいたします。

次に、高齢者が終活について考えるきっかけとして、65歳になり介護保険証が届く際に、一緒に私の思い手帳を同封し、この手帳は自分はどう生きたいか、元気なときから考えるきっかけとしていただきたいのですと案内があったなら、より終活が身近なものになっていくのではないかと思います。

身寄りのない高齢者の新たな支援として創設される制度が、これまで家族がしてきたことの代替事業として必要とする方に届き、誰もが安心して最期まで自分らしく生きていける環境の整備に向けた検討をぜひお願いいたします。

市役所職員の人材確保と労働環境の整備については、窓口時間の短縮についてすでに検討されているとのことでした。市民が不便にならないようご検討をお願いいたします。

最後に、農業における担い手対策と今後の展望につきましては、基幹的農業従事者のうち、高齢の農業従事者が農業をやめ、耕作されていない農地が増えることは課題ですが、法人や若手農業者による経営規模の拡大や農地の集約の支援をしていただいております。本市においては耕作面積も増えています。新規就農者への取り組みもまた定着してきています。これらも農業塾を中心とした農業者に寄り添った身近な相談窓口として機能していただいた笛吹市の成果だと思います。

今後も笛吹市の農業の発展に努めていただければありがたいと思います。

以上で代表質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で笛政クラブの質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後１時３０分といたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午後１２時１２分

再開 午後 １時３０分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

清心会、落合俊美君の質疑および質問を許可いたします。

落合俊美君。

○８番議員（落合俊美君）

清心会の落合です。

会派を代表しまして質問をいたします。

今年の干支は６０年に一度の丙午年で

今年の干支のように前へ前へと進み、飛躍する笛吹市であることを願っております。

先月１月２６日に市議会臨時議会が開催され、物価高騰対策支援対策として、市民全員に一人２万円の商品券、そして物価高対応子育て応援手当支給事業で１８歳までの方に現金４万円を交付する議案が可決されました。

物価高対応等として高額対応したことに対しまして、市民の皆さまも大変喜んでおりますので、ご報告させていただきます。

それでは、第１回定例会予算関係につきまして、質問をさせていただきます。

最初に、令和８年度の市政運営の基本方針について。

（１）山下市長は、職員にその年の行動テーマを平成３０年から提示しています。ここ数年を見ますと、令和５年が「目的を問い、責務を果たす」、令和６年が「仕事は想像から始まる」、令和７年は「前例なしにチャンスあり」でした。そして、今年は「原点を胸に挑戦を」で職員一丸となり笛吹市民の生活向上のため努力をしていただいております。今年の行動テーマ「原点を胸に挑戦を」について、市長の思いを市民の皆さまに報告していただきたいと思います。

（２）令和４年度に策定した、第２次笛吹市総合計画「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」も令和７年度で実施計画が終了します。引き続き令和８年度からの第３次総合計画が策定されると思いますが令和８年度の市政運営の基本方針を伺います。

次に、当初予算について伺います。

（１）令和８年度当初予算額４８１億５，９２８万８千円は令和７年度当初予算と比較して約２６億６千万円の増額となりましたが主な要因について伺います。

（２）人口減少、世帯数減少の中、市税収入が年々上昇し、令和８年度は１００億円を超える予算となっていますが要因について伺います。

(3) 地方譲与税について伺います。

物価高騰対策として、政府は約50年間続いたガソリンに係わる税金を昨年12月31日をもって上乗せ部分の暫定税率が廃止されました。ガソリン税の一部は地方譲与税として地方の貴重な財源となっています。暫定税率が廃止されたことによる笛吹市への地方譲与税への影響について伺います。

(4) 令和8年度の主な重点事業とその事業成果の見込みについて伺います。

次に、子育て支援対策について。

令和7年市議会第4回定例会において、上下水道料金等の20%増額が決定いたしました。上下水道料金等の20%増額により、令和7年度において、一般会計から水道事業会計、公共下水道事業会計、簡易水道事業会計に対し、合計で3億6,273万2千円の基準外の繰り出し金がありました。令和8年度においては、予算上基準外繰り出し金が2億3千万円ぐらいだと伺っています。市では減少した基準外繰り出し金の財源を活用し、子育て支援対策等に充当すると伺っていますけれども、具体的にどのような事業に活用していくのかお伺いをいたします。

次に、移住・定住について。

人口減少対策として、全国の各自治体において様々な取り組みを行い移住・定住促進事業等を実施しています。各自治体の対策も子育て支援事業等が中心となっているように思います。笛吹市も他市町村に先駆けた子育て支援事業の展開を図っているように思います。私たちの会派は去る1月19日、20日と茨城県境町の株式会社境町まちづくり公社の子育て支援事業、ふるさと納税の研修に行ってきました。境町では子育て支援日本一を目指し子どもたちの未来のために最大の投資をしていきますと宣言しています。境町では戸建ての市営住宅で賃貸契約25年間住み続けると家と土地が無償譲渡とか、英検受験料、先進的な英語学習体験も全て無料等で移住・定住を促進しています。その結果人口も増加しています。本市においても、数多く支援事業展開しておりますけれども、移住・定住促進について、以下伺います。

(1) 移住支援金を活用して本市へ移住した人数を伺います。

(2) 若者の定住促進を図る目的で、奨学金返還に係わる費用の一部を補助する今年度事業の現状についてお伺いいたします。

(3) 笛吹市の移住・定住促進についての今後の手法についてお伺いをいたします。

次に、ふるさと納税について。

ふるさと納税は2008年5月から開始されました。都市集中型社会における地方と大都市の格差是正、人口減少地域における税収減少対応と地方創生を主な目的として寄附金税制として開始されました。地方で親が一生懸命働いて育てた子どもが進学、就職を機に生活の場を都市に移し、現住地で納税を行うことで、地方で育った方からの税収を都会の自治体だけで得ることになる。そこで、寄附を納税者自身が選択できるようになりました。各自治体は、返礼品となる地場産品取り組みをアピールすることで、ふるさと納税を呼びかけております。過日、会派で研修に伺いました茨城県境町ではふるさと納税額が年々上昇し、2023年は町の決算額343億円のうち99億3千万円となり決算額の約29%をふるさと納税額で締めています。今後、全国の市町村が一層ふるさと納税の推進を図ると思います。笛吹市においても、今まで以上に力を入れていく必要があると思い、以下伺います。

(1) 境町では、公社を設立し返礼品の研究を行っています。他市町村から返礼品を仕入れ

一部加工し境町の返礼品とし扱っています。その結果納税額が増額しています。笛吹市として返礼品開発についてどのように研究しているのかお伺いをいたします。

(2) 現在企画課内で担当係として推進していますが、今後ふるさと納税額の増額を目指して専門の課、または公社を設立し推進するのも一つの手法だと思いますけれども、当局の見解を伺います。

次に、農業振興について。

主産業であります農業振興について伺います。現在笛吹市には耕作している農地が約2,457ヘクタールあります。農家の皆さまがそれぞれの地域に見合った農業経営をしています。全国で農業は様々な問題を掲げています。その一つが「農業就業人口の減少と高齢化」と言われております。笛吹市の農業も同様だと思います。昨年12月19日、建設経済常任委員会は市民との意見交換会を笛吹農業協同組合と行いました。意見交換会の中で、この先5年後また10年後の農業形態に大変不安を感じていると受け止めました。また、最近では桃の出荷量が年々少しずつ減少しているとも伺い、果樹大国山梨の一翼を担う笛吹市、そして、桃、ぶどう日本一の笛吹市として今後の農業をどのように推進していくか、また、果樹等の農産物が盗難被害に遭った際や、価格低下等による収入減の際にも保険給付を受けることができる収入保険の加入推進も必要だと思います。農業経営の安定と本市の基幹産業である農業基盤強化につなげるため、収入保険への加入推進も含め今後の農業振興について以下伺います。

(1) 農業就業人口の減少、高齢化に伴う今後の農業をどのように捉えていくのかお伺いいたします。

(2) 桃、ぶどう生産量日本一の確保に向けた今後の推進について伺います。

(3) 農業塾を通じた農業技術の取り組みについて伺います。

(4) 収入保険の加入状況を伺います。

(5) 収入保険の加入増加に向けた今後の取り組みについて伺います。

(6) 物価高騰による農業経営への影響を軽減し、営農の継続及び経営の安定化を図り地域農業の維持発展を図るためには専業農家、兼業農家が掲げる課題解決も必要だと思います。その課題の一つが農業資材「農薬・肥料」の高騰だと思います。自治体によっては農薬、肥料価格の上昇分の何割かを補助するため予算化したところもあるように伺っております。農家経営の安定化を図るためにも農業資材購入補助についての見解を伺います。

次に、学校体育館等への空調整備について伺います。

近年、年平均気温の上昇により、学校現場においても児童生徒の命と健康を守るため、熱中症対策を強化しております。国では、災害時に避難所として活用する学校体育館への空調設備の設置率が全国的に低い状況にあることを受け、空調設備整備臨時特別交付金を創設し、自治体に対して早急な空調設備の設置を促しております。令和7年笛吹市議会第1回定例会で、清心会の代表質問として、私が避難所の機能強化について質問したところ、山下市長から「何よりも優先すべきは市民の皆さまの命と健康。今後市では、学校体育館および社会体育施設に順次空調設備を設置し、指定避難所の機能強化を進める」と力強い答弁をいただきました。そして、令和7年度には学校体育館等を対象とした断熱性調査が行われていると伺っています。そこで体育施設の空調施設整備に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

(1) 学校体育館および社会体育施設における空調設備の整備状況を伺います。

(2) 今年度、実施した断熱性調査の内容と結果について伺います。

(3) 調査結果を踏まえて、今後どのようなスケジュールで整備を進めていくのかお伺いいたします。

次に、社会体育施設の今後の進め方について。

多くの競技団体から要望を受け令和5年2月「笛吹市多目的芝生グラウンド整備計画」を策定し、整備に向けた取り組みを進めてきましたが、令和6年2月反対する地権者の同意を得ることはできないとの判断から計画の見直しを行い、既存の社会体育施設の活用を様々な可能性を考慮する中で検討するとしてきました。各町にある社会体育施設として利用しているスポーツ広場等を専門的な施設として整備することとしていますので以下、お伺いをいたします。

- (1) 既存社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考えを伺います。
- (2) 専門性の高い施設として整備を検討する既存の社会体育施設は何処なのか伺います。
- (3) 今後のスケジュールを伺います。
- (4) 専門性の高い社会体育施設にした場合の効果を伺います。

最後に、山廬について。

日本を代表する俳人「飯田蛇笏」と蛇笏の四男で現代俳句の第一人者として活躍した「飯田龍太」の生家であり、生涯を過ごしながら境川の気候や風土、自然景観などの中から格調高い数々の名句が生みだされた文化的価値の高い場所でございます。飯田家の山廬が飯田龍太氏の長男である秀實氏から市に対して「山廬および俳諧堂」を後世に残し市の文化振興に役立ててもらうため市に寄附したいとの意向が示されました。市は令和7年度中に「山廬および俳諧堂」の寄附を受け入れ、今後の取り組みを進めると昨年の議会で表明いたしました。寄附受け入れ後、市による管理運営を開始できるよう取り組んで行くとのことですので以下伺います。

- (1) 受け入れ予定の「山廬」の総面積はどのくらいでしょうか。
- (2) 山廬受け入れ後の管理運営方法について伺います。
- (3) 山廬には現在蛇笏、龍太関連の資料が保存されているのか伺います。
- (4) 先般境川小学校が山廬の協力で俳句教育や自然体験の学習が評価され「山人会賞」を受賞いたしましたが、山廬はこれまでどのような活動がされてきたのか伺います。
- (5) 笛吹市が山廬を所有する意義と、その活用について見解を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

清心会、落合俊美議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、令和8年度の市政運営の基本方針についてのご質問のうち、まず、今年の職員行動テーマについてです。

今年の職員行動テーマは「原点を胸に挑戦を」としました。

近年、社会経済情勢の急激な変化などにより、私たちが直面する課題は、ますます複雑化、多様化しております。

その中で、ときにはどの施策を優先し、どのように取り組んでいくべきか判断が難しくなることもありますが、職員には公務員を志した自らの原点、そして市政の原点である「市民の福祉の増進」を胸に、常に市民の皆さまのためになる最善の道を選び続けてほしいと考え、今年

の職員行動テーマといたしました。

次に、市政運営の基本方針についてです。

笛吹市に暮らす誰もが幸せを実感し、心にゆとりを持ち、優しさあふれるまちにしたいという強い思いから、現在策定を進めている第三次笛吹市総合計画においても、市の将来像は引き続き、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を継承することといたしました。

この将来像を実現するため、豊かな自然環境、農業や観光業をはじめとした活力ある地域産業、歴史や文化、そして地域で支え合う人のつながりなど、これまで培ってきた本市の強みを最大限生かしながら、あらゆる施策を結集させ、市のさらなる発展に向けて挑戦を続けていきます。

令和8年度からは、第三次笛吹市総合計画に基づく新たなまちづくりが始まります。これからの8年間は、人口減少対策に最優先で取り組むことが市政運営の基本であり、令和8年度は、その幕開けにふさわしい、力強い第一歩を踏み出せるよう、積極的に施策を展開していきます。

続きまして、当初予算についてのご質問のうち、まず、増加した主な要因についてです。

令和8年度当初予算において、人口減少や物価高騰など市を取り巻く環境が厳しさを増している中、市民の皆さまの幸せと市の発展につながるよう、積極的な市政運営に取り組んでいるため、予算規模が増加しています。

小中学校・保育所等給食費及び保育料無償化事業、英語力向上推進事業、みさかの湯改修事業などを重点事業に位置付け、重点事業の総額は、令和7年度の69億2,313万5千円に対し、令和8年度は81億1,953万4千円となり、11億9,639万9千円増加しました。

また、ふるさと納税寄附金の目標額を令和7年度当初予算の36億円から令和8年度当初予算では49億円としたことに伴い、まちづくり基金積立金が13億1,541万6千円増加したことが、予算規模の増加要因と捉えています。

次に、市税の増加要因についてです。

市税の収入見込額は、国の地方財政計画を基に算定しています。地方財政計画では、給与所得の増加、個人消費の増加に伴う企業収益の増加を要因として、令和8年度の地方税を前年比5.2%上昇と見込んでいることから、本市においても市税の収入見込額を増額しました。

次に、暫定税率が廃止されたことによる地方譲与税への影響についてです。

ガソリンに課せられた税金の一部を地方に配分する地方譲与税である地方揮発油譲与税は、令和7年度当初予算の6,120万円に対し、令和8年度当初予算は5,240万円となり、暫定税率の廃止に伴い880万円の減額を見込んでいます。

国は、当分の間、地方自治体に対して地方揮発油譲与税の減収分を補填するとし、令和8年度から「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金」を創設することといたします。国の特例交付金により減額分は全額補填されるため、直ちに影響を及ぼすことはありません。

次に、重点事業についてです。

令和8年度は、39事業を重点事業に位置付けています。特に注力する事業として、小中学校や保育所等の給食費および保育料について、令和8年度から恒久的な無償化を行います。無償化に係る経費は総額6億783万5千円です。本事業の実施により、子育て世帯の負担軽減を図ります。

また、市内小中学校において新たな英語教育プログラムを展開するため、英語力向上推進事

業に1億5,904万8千円を計上しました。外国語指導助手は、これまで10人配置していましたが、22人に増員し、質の高い外国語指導助手を各校に配置することで、児童生徒が日常的に英語でコミュニケーションを取ることができる環境を整備するとともに、課外活動や夏季休業などを活用した特別プログラムなど、市独自の様々な取り組みを展開し、市の未来を拓く人材を育成します。

さらに、学校体育館等について、計画的に空調設備を整備するため、学校体育館等空調設備整備事業に2,428万8千円を計上しました。熱中症による児童生徒の健康被害を防ぐとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、避難所の生活環境の改善につなげます。令和8年度は石和東小学校、一宮北小学校、御坂西小学校、石和中学校、御坂中学校を対象として空調設備工事の設計業務を行い、令和9年度から順次設置工事を行います。

このほか、みさかの湯改修事業に7億8,549万6千円を計上しました。市民の憩いの場としてだけでなく、観光客にも利用してもらえる施設となるよう、改修工事を実施します。

続きまして、子育て支援対策についてです。

上下水道料金の改定に伴う、一般会計から企業会計への補助金の減額分については、子育て世帯の経済的な負担軽減を目的に、恒久的な給食費および保育料の無償化に活用し、子育て支援の充実を図ります。

続きまして、移住・定住についてのご質問のうち、まず、移住支援金を活用し移住した人数についてです。

本市では、県の補助事業を活用する中で、東京圏から本市に移住する際、県のマッチングサイトに掲載されている企業に就業するなど、一定の条件を満たした上で本市に定住した方を対象に、移住支援金を交付しています。

事業を開始した令和元年度から令和7年度までの間に、移住支援金を活用して本市に移住した人数は66人です。

次に、奨学金返還支援事業についてです。

本市では、令和6年度から、将来を担う若者の移住・定住を促進し、市外への人口流出を防ぐため、笛吹市に住民票があり、県内で就職している若者の奨学金返還を支援しています。

奨学金返還支援に要した経費については、特別交付税による財政措置がありますが、支援対象者が公務員として就職している場合については、特別交付税の対象となりません。

しかし、本市においては、公務員として就職している場合についても支援対象とすることで、本市への移住・定住を積極的に促進しています。今年度は172件の申請があり、総額2,775万8,400円を交付する予定です。

次に、移住・定住促進に向けた今後の手法についてです。

本市への移住・定住を促進するため、引き続き、移住支援金交付事業や子育て世帯の住宅取得に対する補助事業を実施するとともに、都内で行われる移住・定住相談会に市のブースを出展し、本市の魅力を移住希望者に直接伝えています。

さらに令和8年度からは、山梨県外への進学を契機とした転出の抑制および市内への定住を促進するため、県外の大学等に通学する者に対して特急券の購入費用の一部を補助する遠距離通学特急券購入費補助事業を新たに開始します。

また、観光振興、婚活、交流施策の企画運営を担う地域おこし協力隊員を1人、YouTubeを中心とした市の魅力発信を担う地域おこし協力隊員を1人任用します。

これらの取り組みを通じて、市のブランド力向上と関係人口の拡大を図り、移住・定住につながる事業を推進していきます。

続きまして、ふるさと納税についてです。

市では、国の定める基準への適合を前提とした上で、地域性や品質、地域の魅力発信や産業振興への寄与という視点を重視する中で、返礼品の充実や開発に取り組んでいます。返礼品の開発に当たっては、市内の工場などの事業者に対し、依頼や提案などを行い、事業者から承諾を得た後、その品について国から承認を受け、本市のふるさと納税の返礼品に加えています。

ふるさと納税は、制度改正に伴い、令和7年9月末をもって寄附を受け付けるポータルサイトのポイント還元が廃止されました。

今後、これまで以上に返礼品そのものの魅力や品質の向上が重要になると考えており、シャインマスカットをはじめとしたフルーツの品質向上を強化するのはもちろんのこと、フルーツに限らず、本市の自然環境や地域資源を生かした返礼品の開発などにも取り組む必要があると考えています。

茨城県境町が公社を設立してふるさと納税に取り組み、多額の寄附を獲得していることは私も承知しており、返礼品の開発や充実、効果的な広報、ブランディングなどの成功事例として興味、関心を寄せているところであります。

現在、ふるさと納税は、総合政策部企画課ふるさと納税担当が取り組んでいますが、体制強化について検討する必要があると考えております。ご提案の公社の設立についても、他自治体の事例も参考にしながら検討してまいります。

続きまして、農業振興についてのご質問のうち、まず、農業就業人口の減少、高齢化に伴う今後の農業についてです。

農林業センサスの基幹的農業従事者と65歳以上の従事者の割合を10年前と比較すると、平成27年の基幹的農業従事者は1万757人、令和7年では4,733人となり6,024人減少しています。また、65歳以上の従事者の割合は、平成27年は41.1%でしたが、令和7年には68.1%と27ポイント上昇しており、担い手の減少と高齢化が進んでいます。

なお、本市の桃、ぶどうなどの果実は、近年、高単価での販売が続いていることもあり、過去10年でみると毎年30人以上が新規に就農している状況です。

今後の地域農業の振興を図っていくには、担い手への農地集積や集約化による経営基盤の強化、スマート農業機器の導入による省力化、新品種や優良品種への改植による収益力の向上、農繁期における労働力の確保が課題であると認識しており、これらの課題に対して関係機関とも連携して取り組みを進めていきます。

次に、桃、ぶどう生産量日本一の確保に向けた今後の推進についてです。

令和元年に起きた、桃せん孔細菌病の大発生や、シャインマスカットの高価格販売により、桃からぶどうへの改植が進み、その結果、桃の栽培面積は減少傾向にあります。市では、県の補助金を活用して、JAが推奨する「夢桃香」や「夢みずき」、「なつっこ」など優良品種への改植を支援することで、桃の栽培面積の増加と生産量の確保に取り組んでいます。

ぶどうについては、シャインマスカットの栽培量が大きく増加していることから、産地パワーアップ事業を活用した圃場の施設化を推進し、農業者の労力分散と収穫期の差別化による収益力向上を支援しています。

今後も本市の桃、ぶどうの生産力の強化に努め、生産量の確保に向けて、JAなど関係機関

と連携し取り組んでいきます。

農業塾を通じた農業技術の取り組みについてです。

農業塾は、果樹栽培講習をはじめ、営農や就農相談などの総合窓口として、大変好評を得ています。

果樹栽培の技術については、J Aや県、そして市内の指導農業士などに協力していただき、講習会を開催しています。講習会では5月の柿の摘蕾に始まり、桃の摘果、ぶどうの房づくり、桃の袋掛け、6月にはぶどうの摘粒、9月には、桃の秋季剪定や土づくり、11月からは桃、ぶどうの剪定、冬には病虫害防除やぶどうの棚掛けの講習を行っています。

令和7年度は、2月末時点で39回の講習会を開催し、延べ1,292人が受講され、栽培技術の向上に役立てています。

収入保険への加入状況についてです。

令和6年度から、市の重点事業として、収入保険への新規加入者が負担する積立金の3分の1を補助することとし、収入保険への加入促進に取り組んでいます。

これまでの加入者数は、令和4年度は419人、令和5年度は481人でしたが、重点事業として取り組みを強化した令和6年度は、572人の方が加入をされ、そのうち新規加入者は98人でした。

収入保険の加入増加に向けた今後の取り組みについてです。

収入保険加入補助事業は、収入保険を扱う山梨県農業共済組合と連携して推進しており、共済組合では、本市を重点地区と定め、収入が補填される保険制度の内容と合わせて、本市の収入保険加入補助事業の内容を説明しながら、戸別訪問や地域の推進員による加入促進を行っています。

市でも、市の広報紙やホームページへの掲載、農業塾の講習会やJ Aの生産者会議などを通じて周知を図り、加入者の増加に取り組んでいます。

次に、農業資材の高騰における農業資機材購入補助についてです。

近年の農薬、肥料の価格高騰により、今後の農業経営にかかる負担は一層重くなるものと危惧しています。

農林水産省の農産物価統計によると、果実の価格は令和2年に対して令和6年は124.9%と、24.9ポイント上昇しています。一方で資材の経費は120.6%と20.6ポイントの上昇となっています。

本市産の果実は、市場等において高単価で取り引きされており、現状では、農薬、肥料の価格高騰による負担は許容できる範囲にあるものと推測しており、現時点では農薬、肥料の購入補助は考えていません。しかしながら、人件費や機械などの経費も上昇しているとともに、天候不順による収穫量の減少なども懸念されることから、今後の農業経営を取り巻く状況を注視してまいります。

続きまして、学校体育館等への空調整備についてのご質問のうち、まず、学校体育館および社会体育施設の空調設備の整備状況についてです。

現在、学校体育館および社会体育施設に空調設備は整備されていません。

なお、石和清流館については、令和8年度から令和9年度にかけて実施する大規模改修工事の中で、断熱性の向上を図る改修、空調設備の設置を行います。

次に、断熱性調査の内容と結果についてです。

今年度実施した断熱性状況調査では、体育館等の断熱性を確保、向上させるための具体的な手法や、空調設備の効率的な運用が可能となる空調方式の検討を行うため、施設ごとに、壁や天井の材質からみる断熱性の状況、換気および吸気方式の確認、開口部に当たる窓や出入口の改修の必要性、通風状況や日射による影響、床面積や天井高からみる空調設備の想定台数、室内機設置に伴い支障となる設備の有無、室内機設置時の補強対策や室外機設置スペースの有無、騒音や振動への配慮の有無、空調方式が電気の場合とガスの場合のイニシャルコスト、ランニングコストの比較および災害時の有効性などといった調査を実施しました。

調査の結果から、本市の学校体育館等の場合、断熱性向上には、壁等の材質入替、開口部の改修や新たな対策などを講じることなく、屋根への遮熱塗装が有効であることが分かりました。

また、空調方式については、室外機等の必要な設備が施設の敷地内で完結できること、導入費用および将来的な維持管理費用が安価であること、災害等による停電時でも利用可能であることなどを総合的に判断し、電源自立型ガス式空調が適していると考えています。

次に、調査結果を踏まえた今後のスケジュールについてです。

今後は、空調設備の選定および設計業務を進め、令和8年度には5施設の設計を行います。以降は、前年度に設計を行った施設について翌年度に工事を行うサイクルで整備を進め、毎年度5施設から6施設の改修工事を実施し、令和12年度までに完了する予定です。

続きまして、社会体育施設の今後の進め方についてのご質問のうち、まず、既存社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考えについてです。

本市では、市全体を一つの総合運動公園に見立て、既存社会体育施設を競技特性に応じた専門性の高い施設として整備することとし、これに関する今後の方向性について、「既存社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考え方」としてまとめ、令和7年12月にお示しをしたところです。

この基本的な考え方では、現在の利用状況などを勘案した上で、順次、改修や機能向上などを行うとともに、利用ニーズの高度化や中学校部活動の地域展開に対応した拠点となる専門性の高い施設の整備を目指すこととしています。

整備の検討に当たっては、安全性の確保、多様性への配慮と利便性の向上、子どもたちのスポーツ環境支援、持続可能な機能向上を共通の方向性としており、グラウンド、体育館、テニスコートなどといったように、施設の種類ごとに、整備の方向性を示しています。

次に、専門性の高い施設として整備を検討する施設についてです。

検討の対象施設は、グラウンドが「石和農村スポーツ広場」「御坂花鳥の里スポーツ広場」「いちのみや桃の里スポーツ公園グラウンド」「境川スポーツセンターグラウンド」「春日居スポーツ広場」の5カ所、テニスコートが「石和中央テニスコート」の1カ所、体育館が「御坂体育館」「いちのみや桃の里スポーツ公園体育館」「若彦路ふれあいスポーツ館体育館」の3カ所、武道施設が「石和清流館」の1カ所、水泳プールが「八代中央水泳プール」の1カ所、そして公園が「清流公園みどりの広場」の1カ所です。

なお、石和清流館については、武道競技に関するスポーツツーリズムおよび防災拠点としての機能整備を行うため、令和7年度に実施設計、令和8年度から令和9年度にかけて大規模改修工事を実施します。

次に、今後のスケジュールについてです。

陸上競技やサッカー、ラグビーなどは、競技の特性上必要とされている施設が市内に不足し

ており、競技環境を整えることで、競技力が大幅に向上すると見込まれることから、優先度が高いと考えられます。まずは、これらの競技の専門性を高めることを想定している「御坂花鳥の里スポーツ広場」と「清流公園みどりの広場」について、優先的に取り組みます。令和8年度当初予算には、両施設の調査費用を計上しています。詳細な工程については、調査結果を踏まえて、今後、検討を行います。また、他の施設についても、個別施設計画等によりバランスを考慮した上で、整備の優先順位やスケジュールなどを検討していきます。

次に、専門性の高い施設とした場合の効果についてです。

専門性の高い施設とした場合、専門的な環境で質の高い練習が可能となることで、競技力が向上します。

また、多くの市民の皆さまが、良質な環境の下、スポーツに親しむことで、健康づくりや生涯スポーツの推進が図られます。

さらに、大会や合宿誘致などによって、宿泊や飲食といった新たな消費が生まれることから、スポーツツーリズムにもつながるものと考えます。

続きまして、山廬についてのご質問のうち、まず、受け入れ予定の山廬の総面積についてです。

山廬は、飯田蛇笏、龍太の居宅およびその敷地の総称です。

今回、寄附をお受けする不動産のうち、土地は飯田龍太の長男である飯田秀實氏が所有する山廬および山廬に隣接する俳諧堂の敷地4筆で、合計1,805.30平方メートルです。建物は、秀實氏が所有する山廬の主屋および附属建物ならびに秀實氏が代表理事を務める一般社団法人「山廬文化振興会」が所有する俳諧堂の6棟で、延べ床面積の合計667.85平方メートルです。

次に、令和8年4月からの管理運営方法についてです。

令和8年4月から、山廬および俳諧堂については毎週水曜日、祝日、年末年始の休館日以外は開館することとし、一年を通して一般公開を行います。これに伴う施設の管理運営については、業務委託を考えています。

なお、令和9年度以降については、指定管理制度への移行を検討しています。

次に、山廬に保存されている蛇笏、龍太関連の資料についてです。

山廬および俳諧堂には、秀實氏が所有する蛇笏、龍太が直筆した句の額装や軸装、落款、蛇笏や龍太が愛用していた筆や硯、万年筆、文鎮、帽子、眼鏡など、ほかにはないゆかりの品が多数あるほか、井伏鱒二、高浜虚子の額装や軸装、キララ、雲母をはじめとした俳句関係の雑誌や書籍など、文化的価値の高いものが数多くあります。山梨県立文学館で企画展などを行う際には、これらの品を貸し出しするほか、県立文学館にはないものが山廬にはあるということで、県立文学館には行かず、山廬を訪ねてくる人もいるとのことでした。

施設の所有が市になっても、これらの品は秀實氏が所有しながら、山廬や俳諧堂で展示できるようにします。

また、県立文学館に寄贈したものは、蛇笏が書いた原稿・書画、若山牧水からの献呈本、龍太が書いた原稿、書画などで、寄託しているものは蛇笏のスケッチ画、龍太が著した限定本や書下ろし原稿、愛読書のほか、深沢七郎、井伏鱒二などの小説家や俳人の色紙や掛け軸、川端龍子、朝井閑右衛門など、著名画家が描いた雲母の表紙原画、小説家、俳人、歌人などが蛇笏や龍太に宛てた書簡などです。これらは文学的に大変貴重であり、日本の短詩型文学研究の重

要資料となるため県立文学館に寄託しています。

今後は、県立文学館に寄託されている作品などを一定期間借りて、山廬や俳諧堂での企画展の開催を協議していきます。

次に、山廬文化振興会のこれまでの活動についてです。

平成26年4月、秀實氏自らが代表理事となり、会員相互が協力し、蛇笏、龍太、雲母に関する研究と資料収集、また山廬の維持管理、保全を行うとともに、文化・学術およびそれらの活動の支援、さらに地域文化の醸成を目的に、一般社団法人山廬文化振興会を設立しました。山廬文化振興会では、蛇笏、龍太、山廬について様々な情報発信を行うとともに、山廬の公開、文化活動や芸能活動の発表など文化振興を図っています。

具体的な活動としては、月に数日、山廬および俳諧堂を一般公開しています。また、山廬は、「俳句の聖地」と呼ばれており、全国の俳句愛好者が、俳句の題材を求めて名所や旧跡などを訪れる吟行句会の受け入れを、年間を通じて行っています。

平成29年3月、山廬の隣接地に俳諧堂を復元し、蛇笏、龍太に関する資料を展示するとともに、句会場や会員相互の交流の場として広く活用されています。

また、俳句の普及活動として、小学生を対象にした俳句教室や境川小学校の児童などを対象に、自然の中から季節の言葉「季語」を学ぶ自然観察会を開催しています。

毎年10月に、山梨県芸術の森公園に建立されている蛇笏、龍太の文学碑の碑前祭を行っているほか、蛇笏、龍太の文学を中心とした企画展を主催しています。また、飯田龍太を語る会や「俳句の里」笛吹市全国小中学生俳句会の協賛にもなっています。

さらに、後山などを整備し、昔から人の暮らしを支えてきた「里山」の再生などに取り組むとともに、周辺の耕作放棄地の再生を行い、より広いエリアで教育実習活動のフィールドワークができるよう計画を進めています。

次に、市が山廬を所有する意義と活用についてです。

改めて申し上げますが、山廬は、日本を代表する俳人「飯田蛇笏」と蛇笏の四男で、現代俳句の第一人者として活躍した「飯田龍太」の生家であり、生涯を過ごしながら、山村の気候や風土、自然景観などの中から格調高い数々の名句をはじめ多くの文学作品が生み出された文化的価値の高い場所です。

本市では、第二次笛吹市総合計画における市の将来像の実現に向け、人と文化を育む香り高いまちづくりを目指して様々な施策を展開しています。また、現在、策定を進めている第三次笛吹市総合計画においても、「自分らしく学び活躍できるまちづくり」を目指して、数々の施策を展開していきます。

このような中、高い文化的価値を持つ山廬および俳諧堂は、後世に引き継いでいくべき貴重な地域資源であるとともに、俳句の里づくりなどの文化振興、市外の人を呼び込む観光振興の拠点としても活用でき、地域の活性化に資する施設であることから、市が所有する意義があると考えています。

今後の活用にあたっては、まず、年間を通じて、山廬および俳諧堂の一般公開を行い、俳句愛好者をはじめ多くの方に訪れていただけるようにします。また、児童生徒の俳句教室や後山での体験教室の開催のほか、俳句を通じて世代間の交流を図りながら、仲間づくりやいきがいくづくりの場として市民講座を開催するなど、市民の生涯学習の推進に広く活用します。

さらに、観光振興にも寄与するため、吟行句会の受け入れや教育旅行で来県する生徒を対象

とした探求学習、海外富裕層を対象にした体験型旅行の場などとしても活用します。

また、これらの教室や探求学習などの場として継続的に活用していくため、子どもにやさしく、楽しく指導できる人材や専門的知識を持った指導者の育成を図るとともに、山廬の環境を保全しながら、山廬のもつ文化的価値や歴史的価値を踏まえ、市や県の文化財登録に取り組みます。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○8番議員（落合俊美君）

山下市長には、質問に的確にお答えいただきまして、誠にありがとうございました。

1問再質問させていただきます。

「ふるさと納税のうち、担当課または公社の設立についての質問で、ふるさと納税は総合政策部企画課ふるさと納税担当が取り組んでいます、体制強化について検討する必要がある」という答弁でございました。

その体制強化とはどのように考えているのか、再質問をいたします。

お願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小澤総合政策部長。

○総合政策部長（小澤宏之君）

落合俊美議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税事業においては、職員でなくても対応できる業務はすべて中間事業者と呼ばれる業者に委託しております。

中間事業者と知恵を出し合い、寄附獲得を推進するとともに、職員でなければできない業務が増加した場合には、職員の増員を含めた対応を行います。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

山下市長。

○市長（山下政樹君）

答弁の中にもお話ありましたし、質問の中でも出ていましたけれど、境町のことは大変よく知っています。はっきり言わせていただいて、町長を含めて、工場を造っていることも知っていますし、あそこがどういうふうな形で公社を運営しているかというのも大体知っています。

やはり公社をつくるという意味の中に、商品売る場所をつくらなきゃ意味がないんです。はっきり言わせていただいて、境町はいわゆる道の駅を造っているわけですね。あそこがメインになっているんですよ。そこをメインに公社を張っているんですね。

ですから、要するに言えば、ふるさとの、今、先ほどちょっと申しましたように、中間管理会社が入っていますから、苦情だとか、そういうものはみんなそこで受けさせているんです。

ただ、商品開発というのもそこが受けるんだけど、正直申しまして、地域に全く根づいていないわけです、この方が、だから、やっぱり生産者の方と話をしてもね、なかなかやっぱり

市役所の職員じゃないと、どこの会社か分からないような人がふるさと納税やっています。

1キロいくらで安くしてもらえませんかみたいなことを言っても、なかなか正直言って乗ってくれないというのが事実なんです。だから、山梨市や甲州市が増員して課にしたりとか、室にしたりしているというのは、それはもう十分知っています。

十分承知した上ですけど、うちは今のところ、その中間会社をしっかりと張らせて、その会社にともしっかり企画もいろいろなやりなさいと。当然のごとくそれなりの金額を払っていますからね。売り上げの何%かという格好になっているわけですから。

だけれど、なかなかやっぱ限界があるかなというのが正直な話ですので、今、議員のお話があったように、やはり職員でないとどうしてもなかなか厳しいところっていうのもありますので、そういうふうな部分で今後ちょっと体制強化というのを少し考えていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

正直、ふるさと納税を始めたときにもなかなか思うように職員のエンジンがかからなくて、様子見みたいなのところもあったんですけども、かなり私のほうでねじ巻いて、何とか今日ここまで持ってきた感も、正直言っていないわけではないですけども、ちょっとまださらに少しいじっていかなきゃいけないかなというふうに思っておりますので、少し時間をください。

まだまだ私も正直言って、ふるさと納税、こんなもので満足はしていませんので、よろしくお願いします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○8番議員（落合俊美君）

今、市長の再質問の答弁の中でありましたけれども、このまま満足しているわけではないということでございますので、ふるさと納税はいずれにしても大変貴重な財源でございますので、山下市長を先頭にですね、職員一丸となって増額を目指して今後も頑張っていきたいと思っております。

私に与えられた20分があと1分40秒で終わりますので、意見を述べさせていただきます。

私どものところは、農業観光のメインの町でございますけれども、主産業であります農業について、先ほども言いましたけれども、高齢化が進むと同時に農業従事者不足が大変心配しております。

主産業であります農業に対して、農業経営安定のため、より一層手厚い助成を検討していただきたいと思っております。

最後に、6万7千人のトップとして、山下市長に託された仕事は数多くありますけれども、職員一丸となって市民生活向上に向けて努力をお願いいたしまして、私の代表質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、清心会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後2時45分といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

煌・フォーラム21、鈴木駿一君の質疑および質問を許可いたします。

鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

煌・フォーラム21の鈴木駿一でございます。

議長の許可をいただきましたので、会派を代表し、今議会に提出されました諸案件ならびに市政全般について質問いたします。

はじめに、令和8年度一般会計当初予算における財政運営と市政全体の考え方についてお伺いいたします。

一般会計当初予算は、単なる一年間の収支を示すものではなく、本市がこれからどのような未来を描き、何に優先的に投資していくのかという、市政運営の姿勢と意思を示すものであると考えます。人口減少、少子高齢化が進む中、行政には目の前の課題への対応と同時に、将来を見据えた選択と決断が求められています。

山下市長就任以降、将来を見据えた積極的な市政運営に取り組まれているものと認識していますが、その成果と評価、そして今後の方向性について考えをお伺いします。

まず、当初予算編成の規模と評価についてです。

本市の一般会計当初予算については、平成30年以降、毎年、過去最大規模の予算編成を行っており、令和8年当初予算額についても、過去最大規模となっています。これは、人口同規模の他市と比較しても大きな予算規模であると考えますが、こうした予算編成の規模についてどのように評価しているかお伺いします。

次に、今後の市政運営において、重点を置く分野についてです。

今後の市政運営において、どの分野に重点的に投資していくのか、また、どのような「新しい笛吹市」を目指していくのか、中長期的な市政運営の基本的な考え方についてお伺いします。

併せて、職員定数の管理についてです。

平成16年の合併時には、約700名の市役所職員が在籍していましたが、定員適正化計画や、業務分析を経て、現在約550名まで削減してきた経緯がありますが、今後、市役所職員の定数の管理についてはどのように考えているのかお伺いします。

続いて、小中学校・保育所等給食費および保育料無償化の位置付けについてお伺いします。

本市では、令和8年度から山梨県内の市町村としては初めて、学校給食、保育所給食、保育料の3つすべてを恒久的に無償化し、子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障する取り組みとして注力していくことを表明しています。これまで単年度ごとに新型コロナウイルス感染症や物価の高騰に賃金の上昇が追い付いていない状況への対応策として実施されてきた学校給食等の無償化施策について、今後は「恒久的」に実施するとしており、市民からも大きな注目を集めていますが、これらの恒久的な取り組みを通じて、市ではどのような効果を期待し、市の将来像に繋げていく考えか。

また、恒久的な事業実施が財政面に与える影響についても、お伺いします。

次に、災害時に機能する防災体制の構築について、お伺いします。

はじめに、ハザードマップ更新事業についてです。

令和8年度の重点事業として笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップを更新する計画がありますが、更新の経緯、目的と更新のポイントについて伺います。

また、更新したハザードマップについて、市民への周知方法と地域防災への実効性を高めるため、どのように活用していくのかお伺いします。

さらに、ハザードマップは、市民に「危険を知らせる」だけでなく、将来の土地利用やまちづくりの方向性を示す重要な基礎資料であると考えます。本市においては、山林の維持管理や治水対策も進んできている中で、最大浸水想定に示される洪水による被害状況について市としてどのように考えるか、お伺いします。

その上で、総合計画、都市マスタープラン、立地適正化計画といった各種計画を、防災と共存するまちづくりの観点からどのように整合させていくのかお伺いします。

次に、防災体制整備と市民の安全について、市の認識をお伺いします。

防災体制の整備は、災害時の対応力向上だけでなく、平時における市民の安心感にも直結するものと考えますが、市は、その関係性をどのように捉えているかお伺いします。

また、その中で、地域防災の要である消防団を市民に最も身近な防災組織として、今後どのように運営し、新入団員が不足している現状にどのように対応していくのか、市の考えをお伺いします。

次に、学校体育館等の空調設備整備事業についてです。

災害時の指定避難場所としての役割を担っている学校体育館等については、熱中症による児童生徒の健康被害を防ぐとともに、避難所の生活環境を改善するため、早期の空調設備整備が求められるところですが、単に空調機器を設置するだけでなく、断熱性能の向上といった施設整備における効率化やエネルギーコスト、将来的な維持管理コストなど、どのように考えるか、具体的な整備計画と財源についてお伺いします。

次に、本市の将来を支える観光施策についてお伺いします。

まず、第三次笛吹市観光振興計画における重点方針の実施状況についてです。

第三次笛吹市観光振興計画では基本方針として地域資源の保全と活用、医療機関との連携、通年型観光の確立、インバウンド観光の推進、情報発信の強化、新たな組織づくりの確立と広域連携の推進の6つを掲げています。これらの観光施策を着実に実施することにより笛吹市は、また訪れたい観光地域になっていくと考えます。その中でも、医療機関との連携と新たな組織づくりの確立と広域連携の推進を重点方針と決めています。現在この重点方針はどのように実施されているか伺います。

次に、令和7年度に設置された石和温泉駅改札口のぶどう棚について、お伺いします。

本市は、令和4年7月に「世界農業遺産」に認定され、山梨市、甲州市とともに、その価値や魅力について国内外に向けた周知に取り組んでおります。また、言うまでもなく、桃・ぶどうの生産量については、生産者の皆さまの日々の努力により日本一を誇る産地となっております。一方で、石和温泉駅は、本市を訪れる多くの観光客にとっての玄関口であるにもかかわらず、駅を降りた瞬間に石和温泉地としての風景やストーリーが浮かびにくいとの声が、これまで少なからずありました。そうした中、令和7年12月に石和温泉駅改札口に新設された「ぶどう棚」は、世界農業遺産に認定されたこの地ならではの景観を、駅という、まちのブランド

価値を左右する玄関口において可視化した、観光政策としても戦略的な第一歩であると考えておりますが、今後、改札口付近において、果実や温泉、F U J I YAMAツインテラス、さらには周辺観光資源の案内などを、首都圏の主要駅のようにサイネージ等を活用して発信し、「降りた瞬間から始まる笛吹市、石和温泉郷らしい空間」として、ぶどう棚を起点に発展させていく構想はあるのか、お伺いします。

石和温泉郷のブランド再構築についてお伺いします。

昨年11月26日、市長同席のもと、石和温泉郷の新たなキャッチコピーとして「美肌湧泉」を発表させていただきました。石和温泉は、pH9.0以上のアルカリ性単純泉であり、古い角質を落とし、美肌効果が期待される泉質であることから、このキャッチコピーを掲げ、新たなターゲット層を設定し、集客強化に向けた取り組みを進めております。こうした取り組みを通じて、石和温泉を守り、温泉文化を引き継いできた先人たちからのバトンを、今の世代がしっかりと受け取り、石和温泉を再定義していくことこそが、今まさに求められていると考えております。先人たちへの感謝の心を忘れず、この地に誇りを持ち、すべての人に愛される温泉地として石和温泉郷を次の時代へつないでいくために、今後の具体的なアクションやPR戦略について、どのように考えているのか、市長のご所見について、お伺いします。

そして、F U J I YAMAツインテラスを中心とした芦川エリアの魅力発信についてお伺いします。

開設から5年を迎えるF U J I YAMAツインテラスは、芦川エリアの観光誘客の拠点として定着しつつあります。芦川エリアの豊かな自然や魅力的な景観など、特色ある地域資源は、観光振興の素材としてさらなる可能性を秘めています。一方で、令和8年度には芦川グリーンロッジ改修事業が重点事業として位置付けられ、令和9年度からの供用開始が予定されています。このグリーンロッジは、従前の生涯学習施設としてではなく、観光や移住・定住の契機ともなる、地域の魅力を発信する施設として活用されるものと理解しています。そこでお伺いします。

まず、F U J I YAMAツインテラスが開設から5年を迎える中で、これまでの取り組みとその評価、併せて次年度に向けた課題と取り組みについてお伺いします。

次に、令和8年度において、市として、F U J I YAMAツインテラスへの来訪を一過性のものに終わらせず、その先の芦川エリアでの滞在や地域との関わりにつなげていくため、芦川グリーンロッジをどのように活用し、令和9年度以降の供用開始に向けた準備や取り組みを進めていくのか伺います。

そして、芦川エリアをこのような取り組みを通じて、ツインテラスへの来訪にとどまらず、芦川エリア全体を回遊し、再び訪れたいと感じてもらうために、今後どのような工夫や仕掛けが必要と考えているのか、市の見解をお伺いします。

続いて、選ばれる自治体としての将来像についてお伺いします。

はじめに、ふるさと納税を取り巻く環境についてです。

ふるさと納税は、本市の重要な財源であるとともに、地域の魅力を全国に発信する貴重な機会であると認識しています。令和7年10月の制度改正により、ふるさと納税を取り巻く環境は大きく変化すると予想されています。こうした環境変化をどのように捉え、今後、笛吹市が全国から選ばれる市となるために、どのような独自の価値や魅力を打ち出していくか考えをお伺いします。

次に、市政情報発信におけるSNS戦略についてです。

現在、全国ほぼすべての自治体が、SNSを活用した情報発信に取り組んでいます。その中で重要なのは、単に情報を発信すること自体ではなく、誰に、何を、どのように届け、どのような行動につなげていくのかという、明確な目的と戦略であると考えます。一方で、SNS運用が、事業や制度の情報を伝えることにとどまり、市民に十分に届いていない、また、関心や理解の醸成につながっていないのではないかと、といった課題も見受けられます。

本市においては、公式アカウントとして、X、Instagram、LINE、YouTubeの4媒体を運用しているほか、ふるさと納税に特化したInstagramアカウントも存在しています。複数のSNSを活用すること自体は有効である一方で、それぞれの媒体の特性や役割、発信対象や目的が整理されていなければ、情報が分散し、市として何を伝えたいのかが伝わりにくくなる恐れもあると考えます。そこでお伺いします。

まず、市が運用している各SNS媒体には、それぞれにツールとしての特徴や利用の傾向があると思いますが、市では、これらについてどのように整理し、使い分けなどを行っているのかお伺いします。

次に、本市では、今後のシティプロモーションにおいて、市政情報発信におけるSNSや新たなデジタルツールの活用について、どのように考えているのかお伺いします。

最後に、これまでの市政運営を踏まえ、市長が思い描く笛吹市の将来像はどのような姿かお伺いします。そしてその実現に向けて、特にこれからの若い世代に「選ばれるまち」となるために、若者が自らの可能性を最大限に生かし、地域に定着できるような環境をどのように整備していく考えかお伺いいたします。

以上、質問いたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

煌・フォーラム21、鈴木駿一議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、令和8年度一般会計当初予算における財政運営と市政全体の考え方についてのご質問のうち、まず、当初予算編成の規模と評価についてです。

令和8年度の一般会計当初予算額が、481億5,928万8千円となり、令和7年度当初予算額と比べ26億6,618万6千円、5.9ポイント増加をしました。

人口減少や物価高騰など市を取り巻く環境が厳しさを増している中、市民の皆さまの幸せと市の発展につながる取り組みを積極的に行うこととし、令和8年度は39事業を重点事業に位置付け、総額81億1,953万4千円を計上しました。

重点事業を中心に、将来を見据えた積極的な市政運営に取り組んでおり、適正な予算規模であると評価しております。

次に、市政運営で重点を置く分野についてです。

現在、今後8年間のまちづくりの方向性を示し、市政運営の指針となる「第三次笛吹市総合計画」の策定を進めています。

市の将来像については、笛吹市に暮らす誰もが幸せを実感し、心にゆとりを持ち、優しさあふれるまちにしたいという強い思いから、引き続き、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれる

まち～」を継承することとしました。

本市が直面する最重要課題は人口減少であり、この課題に最優先で取り組むことが市政運営の基本となります。

中でも、市の将来を担う子どもたちの健やかな成長を支える「子育て支援の強化」、子どもの可能性を伸ばす「教育の充実」、地域産業を支える「観光や農業の振興」、市民の命と暮らしを守る「防災・減災・強靱化」については、重点的に取り組んでいきます。

次に、職員定数の管理についてです。

笛吹市職員定数条例により、職員の定数は639人と定められています。

平成17年度から笛吹市定員適正化計画を第4次まで策定し、令和4年4月1日の職員数を575人と定め、毎年削減をしてきました。

令和3年度には、業務分析を実施し、業務量に対して職員の不足が判明したことを踏まえ、それまでの職員数を削減することから転換をし、持続可能な行政運営と効率的、効果的な市民サービス提供のため、事務事業評価による事業の見直しと併せて、業務内容と業務量に応じた職員数および配置人数の適正化を進めています。

また、将来を見据えた計画的な職員採用を推進するとともに、効果的な研修、能力開発につながるよう人事異動により職員の質の向上を図ります。

続きまして、小中学校・保育所等給食費および保育料無償化の位置づけについてのご質問のうち、まず、恒久的な無償化の効果についてです。

子育て世帯の経済的負担を恒久的に軽減し、家計にゆとりと安定をもたらすことで、子どもを安心して産み育てていくための環境づくりや子どもの健やかな成長につながるとともに、「子育てしやすいまち」としてのブランド力が高まり、移住・定住が促進され、地域全体の活力が高まっていくものと期待しております。

次に、恒久的な事業実施が財政面に与える影響についてです。

小中学校・保育所等給食費および保育料無償化により、令和8年度当初予算では、保護者からの負担金3億5,728万円の減収を見込んでいます。

恒久的な無償化の実施に当たっては、令和8年度からの上下水道料金の改定などに伴う、一般会計から企業会計への補助金の減額分1億8,237万円、国が県を通じて交付する、公立小学校を対象にした、給食費負担軽減交付金1億7,474万円を活用します。

続きまして、災害時に機能する防災体制の構築についてのご質問のうち、まず、ハザードマップ更新事業についてです。

更新の経緯、目的とポイントについては、本市では、令和8年度重点事業として、笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップの更新を計画しています。

現行ハザードマップは、5つの河川の浸水情報と365の土砂災害警戒区域等を表示しています。更新の経緯は、県が令和7年度末までに新たに調査した、67の中小河川の浸水情報と、令和3年2月の前回改定以降に告示された67の土砂災害警戒区域等の情報が追加になること、また、令和8年5月下旬から気象庁が運用開始を予定している気象警報などの防災気象情報に変更されるため、これらの内容をハザードマップに反映する必要があり更新を行います。

更新の目的とポイントは、市民がその内容を十分に理解し、災害の恐れがあるときに適時、的確な避難行動を取れるようにするため、単に新たな災害リスクを地図上に反映するだけでなく、防災情報をまとめたガイドブックとして整備することで、平時および災害時に活用される

よう作成をします。

更新したハザードマップの周知および活用方法は、配布やインターネットによる公表だけでなく、区長会での説明、出前学習会やイベント等の機会を利用した周知、地区防災計画作成ワークショップ、防災教育、防災訓練等での活用の取り組みを積極的に行います。

最大浸水想定浸水被害については、浸水想定区域内には、本市の人口の5割以上が居住しており、既存の公共施設や商業施設、インフラ施設等が集積しています。

最大浸水想定として示される浸水の深さは、最大で5メートル以上となる地域があり、過去における他県での被災例では、ハザードマップに示された最大浸水想定のとおり浸水した例が報告されています。

このことから、総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画などにおいて、自然災害による被災を想定した平時の備えや取り組みについて、計画の中で言及されており、「命を守る」迅速な避難行動や被害を最小限に抑える防災・減災対策に取り組んでいます。

次に、防災体制整備と市民の安全についてです。

防災体制を構築する上で、多くの機関と連携することが必要とされており、万全な防災体制を整えることが、市民の安心にもつながると考えています。

市民に最も身近な防災組織である消防団は、市民の生命、身体、財産を守る重要な役割を担い、平時および災害時に、地域防災の要として活動しています。

その一方で、全国的に団員数が減少しており、地域防災力の低下が懸念されています。

本市においても少子高齢化、被雇用者の増加、地域活動への意識変化などの影響により、新規入団者が少ない状況です。

このことから、消防団員の士気の高揚や新規入団の促進につなげるため、令和8年4月から「団員」階級の年額報酬と出動報酬を国が定めた額に増額する条例改正案を今定例会に上程しました。

また、令和8年1月には、全消防団員を対象に、消防団活動に関するアンケート調査を実施し、消防団活動に対する団員の意識を調査をしました。

今後、調査結果を踏まえ、消防団の在り方について検討を進めていきます。

次に、学校体育館等の空調設備整備事業についてです。

学校体育館等に空調設備を整備するに当たっては、空調設備の効果を最大限生かすため、今年度、断熱性状況調査を実施をし、その結果を踏まえ、最適な断熱改修および空調設備について検討を行いました。

断熱性状況調査の結果からは、本市の学校体育館等の場合、屋根への遮熱塗装が断熱性向上に有効であること、空調方式については、導入費用および将来的な維持管理費用を総合的に判断した結果、電源自立型ガス式空調が適していると考えています。

今後は、災害時の安定稼働についても考慮しながら、整備する空調設備を選定し、設計業務、改修工事を進め、令和9年度から、毎年度5施設から6施設の改修工事を実施し、令和12年度までに完了する予定です。

なお、財源には、有利な交付税措置のある緊急防災・減災事業債の充当を見込んでおります。

続きまして、本市の将来を支える観光施策についてのご質問のうち、まず、第3次笛吹市観光振興計画における重点方針の実施状況についてです。

重点方針のうち医療機関との連携については、令和6年2月に、石和温泉旅館協同組合、甲

州リハビリテーション病院とともに、「ユニバーサルツーリズム連携研究会」を立ち上げました。

研究会では、ユニバーサルツーリズムに関する先進的な取り組み事例の研究や、有識者を招いた講演会の開催、高齢者や障がいのある方に、実際に本市のホテル、旅館に宿泊していただくモニタリングツアーの実施など、市内の医療・介護団体と連携して、医療と福祉、ユニバーサルデザインを融合した、新たな観光地域づくりに取り組んでいます。

今後もこうした取り組みを通じて、高齢者や障がいのある方に安心して旅行を楽しんでいただくため、石和温泉旅館協同組合を中心に、ユニバーサルデザインへの理解を深めて、地域の医療機関と連携した温泉地づくりを推進していきます。

もう一つの重点方針である新たな組織づくりの確立と広域連携の推進については、民間事業者と協力して、広域的な観光による地域づくりの推進主体となる法人であるDMOの設立を目指します。令和6年9月に一般社団法人ワインツーリズムがDMOの候補として観光庁から認定を受けており、現在、峡東3市にまたがる観光ルートの設定や観光プロモーションなどを行いながら、DMOの登録の認定に向け、取り組みを進めています。

広域連携については、峡東地域の果樹農業システムの保全、継承を目指す世界農業遺産や地域の歴史、文化、伝統を伝える日本遺産を通じて、山梨市、甲州市とともにフルーツやワインを活用したイベントの実施や都内主要駅での観光PRを実施しています。また、一般社団法人ワインツーリズムが、3市を対象としたワイナリーを巡るイベントを春と秋の年2回実施しています。

今後も、フルーツやワインといった特産品や、3市の自然を生かした観光コンテンツなど、地域の魅力が詰まったツアーを民間事業者と協力して造成し、広域で持続可能な観光地域の実現を図っていきます。

次に、石和温泉駅改札口のぶどう棚についてです。

本市が世界農業遺産にも認定されている、ぶどう、桃を中心とした果樹の一大産地であることを、石和温泉駅を利用する多くの観光客に知っていただくため、昨年12月、石和温泉駅改札口前に、ぶどう棚のレプリカを設置しました。

今後は、果実や温泉、F U J I Y A M A ツインテラスなど、本市の豊かな観光資源を、年間を通じて効果的に情報発信していくため、駅改札口正面への大型モニター設置を検討し、駅を降りた瞬間から笛吹市の魅力を感じられる空間づくりを目指します。

こうした取り組みを通じ、市の玄関口である駅でのPRを強化し、訪れる方々に本市の豊かな自然と文化の魅力を分かりやすく伝えることで、再び訪れたい観光地づくりにつなげていきます。

次に、石和温泉郷のブランド再構築についてです。

石和温泉旅館協同組合のキャッチコピーである「美肌湧泉」の浸透を図るため、石和温泉郷のホテル、旅館を巡り温泉を楽しむことができる湯めぐりを実施をし、温泉の泉質や効能を実感していただくとともに、「美肌湧泉」がイメージできるようなポスターを作成し、都内の主要駅などに掲示し、PRを図ります。

また、市と石和温泉旅館協同組合が連携し、旅行会社への訪問活動を引き続き実施していきます。

さらに、石和温泉郷が世界農業遺産にも認定されている、全国有数の果樹産地にある温泉郷としてPRをし、温泉の価値と地域の魅力を併せて発信していきます。

次に、F U J I Y A M A ツインテラスを中心とした芦川エリアの魅力発信についてです。

F U J I Y A M A ツインテラスの課題と取り組みについては、F U J I Y A M A ツインテラスは、令和3年7月の開設以来、年間2万人程度が訪れる芦川エリアの観光拠点として定着しつつありますが、来場者の年間目標である5万人には届いていません。

本市では、令和8年度に地域おこし協力隊としてユーチューバーを任用する予定であり、こうしたインフルエンサーを活用する中で、F U J I Y A M A ツインテラスや周辺の魅力の発信を強化するとともに、静岡県、長野県の中小規模の旅行会社と協力をし、F U J I Y A M A ツインテラスを経由して石和温泉郷に宿泊する旅行プランの造成を行います。

また、F U J I Y A M A ツインテラスのシャトルバス料金について、議会や多くの観光客から料金が高いとの声をいただいていることから、来年度は料金を値下げし、来訪者の増加を目指します。

芦川グリーンロッジの活用については、令和8年度に芦川グリーンロッジを改修し、周辺の豊かな自然環境を生かした里山遊びなど、子どもだけでなく大人も楽しめるレジャーやスポーツ合宿で利用ができ、年間を通して活用できる施設として新たな活用を目指します。

令和9年度の供用開始に向け、指定管理者制度の導入を検討するとともに、芦川の地域資源を十分に体験することができる施設として、周辺施設との連携体制を整えていきます。

芦川エリア全体の回遊、再訪に向けた工夫や仕掛けについては、訪れる観光客がF U J I Y A M A ツインテラスを拠点として、芦川グリーンロッジや藤原邸、すずらの里など周辺施設を回遊するモデルコースを構築し、旅行会社などに向けてPRをしていきます。

また、訪れた観光客に「また来たい」と感じてもらえるよう、地元観光協会や観光事業者と協働しながら、マルシェやサウナを活用したイベントを開催するほか、地域の魅力について情報発信を強化していきます。

続きまして、選ばれる自治体としての将来像についてのご質問のうち、まず、ふるさと納税を取り巻く環境についてです。

制度改正に伴い、令和7年9月末をもって、寄附を受け付けるポータルサイトのポイント還元が廃止されました。これを受けて、令和7年9月の1カ月間の寄附額は、前年同月比331%の9億4,300万円と、大きな駆け込み需要が発生をしました。通常は12月に寄附が最も多くなる傾向にありますが、令和7年12月の寄附額は前年同月比75%の約9億4千万円と、例年とは異なる状況となりました。

ポイント還元の廃止によって、どのポータルサイトから寄附をしても条件が同じになったため、これまで以上に返礼品そのものの魅力や品質への注目度が高まっているものと考えています。そのため、主力の返礼品であるシャインマスカットをはじめとしたフルーツの品質向上を強化するとともに、市の魅力向上につながる返礼品の開発や充実に取り組んでいきます。

また、ポータルサイトなどに掲載する返礼品の画像をはじめ、返礼品1品1品の見せ方など、ブランディング力の向上にも努めながら、他の自治体との差別化を図り、数ある自治体の中から本市を選び、応援していただける方を増やしていきたいと考えています。

次に、SNS戦略についてです。

SNS媒体の使い分けについて、Xは、即時性と拡散性を生かし、防災などの緊急時の情報発信に、Instagramは、視覚的訴求力を生かし、ふるさと納税返礼品や観光などの市の魅力発信に、LINEは、プッシュ型で情報を届けることができる特徴を生かし、市政情報

など市民生活に直結する情報発信に、Y o u T u b e は、動画による分かりやすい説明や記録性を生かし、P R 動画などの発信にそれぞれ活用しています。

このように、それぞれの媒体の特性や利用者層、情報の拡散性などを踏まえ、目的に応じて使い分けており、幅広い層に対する効果的かつ的確な情報発信に努めてまいります。

S N S や新たなデジタルツールを活用したシティプロモーションについては、市の広報紙やホームページに加え、S N S などのデジタルツールを積極的に活用することが重要であると考えます。

特に、若年層や子育て世代を中心に情報取得の手段がS N S へと移行していることから、それぞれの特性を踏まえた効果的な情報発信を行っていきます。

令和8年度には、シティプロモーションを一層推進し、関係人口の拡大を図るため、地域おこし協力隊としてユーチューバーを任用し、公式Y o u T u b e チャンネルの運用を任せる予定です。

併せて、新たなデジタルツールの情報にも注視しながら、その時々に応じて最適なデジタルツールを活用し、本市の魅力発信を強化していきます。

次に、これまでの市政運営を踏まえて思い描く笛吹市の将来像、若い世代に選ばれるまちとなるための取り組みについてです。

令和6年10月に市制施行20周年という大きな節目を迎えた笛吹市は、これまでの様々な取り組みを通じて、市民の皆さまに最も身近な基礎自治体としての能力を向上させ、市民の皆さまが幸せを実感できるまちとして着実な成長を遂げてきました。

また、豊かな自然環境、果樹農業や観光業をはじめとした活力ある地域産業、歴史や文化、そして地域で支え合う人のつながりなど、笛吹市が誇る多くの強みも培ってきました。

市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けては、こうした魅力豊かな地域資源を最大限生かしながら、笛吹市をさらに発展させていくことが重要です。また、今後の笛吹市の担い手となる若者世代に魅力的なまちづくりが欠かせないと考えます。

現在策定を進めている第三次笛吹市総合計画では、「若者が活躍するまちづくりと移住・定住の促進」という施策を新たに設けました。今後、産業の振興や働く場の創出、笛吹市の魅力を広く発信するシティプロモーションの推進などを通じて、若者が活躍できる環境づくりを進め、移住・定住先として「選ばれる笛吹市」を目指します。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

市長より、財政運営、子育て、防災、観光、そして本市の将来像に至るまで、丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

こうした市長の熱い思いを受け取りまして、再質問をさせていただきます。

答弁にもありましたが、今日の午前中の答弁もあったんですが、未来を見据えたとか未来を拓くという言葉はちょっと今日の一つのキーワードかななんて思いまして、改めてその市長の現役世代、若い世代の方々に対する思いを改めて聞かせていただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

山下市長。

○市長（山下政樹君）

今日はたくさんの鈴木議員の応援団も来ておりますし、せっかくの機会をいただきましてありがとうございます。

私が市長に就任する選挙のときにですね、「若者に夢を高齢者に安心を女性に輝きを」というキャッチフレーズというか。選挙のときにかなりそんな言葉を発したんですけど、いまだに私、それを使っていたく議員もいらっしゃるようでございますけれども、私は本当にいい言葉だなと思っているんですね。

先ほど、鈴木議員からお話がありましたように、若い人に対してのメッセージということで、本当に今回、職員にもですね、挑戦という言葉をもたもう一度使わせていただきました。

本当に若いんだからという言葉ではないですけども、やはり若い方の無限の力とかですね、やはりわれわれにない新しい発想とか、そういったものをぜひとも笛吹市の若い人たちにも感じてもらいながら、大いにですね、この笛吹市、また行政にもいろいろご相談していただいても結構ですから、使っていただいて、そしてまた新しい自分の可能性に挑戦していただけるような、そんな地域になっていったら本当に伸びていくのではないかなと思いますので、われわれとしても一生懸命、答弁の中にありましたように、若い人たちの職場の環境づくりみたいな、スタートアップみたいな、そういったことを一生懸命これから応援していきたいと思いますので、若い方にもね、どこまで若い人というのか分かりませんが、私も若いと思っていますけれども、若い人に大いに挑戦していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（神宮司正人君）

質疑質問はありませんか。

鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

こういった力強い思いを受けとめて、私も若い世代を代表する一人として、様々なことに取り組んでいきたいと思っております。

最後、意見を述べさせていただきます。

本市は、AIデマンド交通事業、小中学校、保育所等、給食費および保育料の恒久的な無償化、そして英語力向上の推進事業、探究学習プログラムなど、県内他自治体より先駆けとなる取り組みを進めています。

これらは単なる施策の積み重ねではなく、笛吹市は、先ほども市長のお言葉にありましたように、挑戦を続けるまちであるという姿そのものであるかなというふうに思っております。

その挑戦の姿に、SNSなどを通じて触れた若い世代が、自分たちのまちは前を向いている、このまちで何かを成し遂げたい、そう感じられることこそが未来への何よりの投資だと私も思っております。

人口減少が進む中において、まちの持続性を支えるのは、制度だけでなく、そこに暮らす人の誇りと愛着も必要であると考えます。

だからこそ、本市の挑戦を自信と誇りを持ってメディアやSNS等で発信していただきたい

と思います。

そして、これからも県内初となる取り組みや新たな挑戦を恐れず打ち出し、笛吹市は挑戦し続けているまちだと胸を張って言える発信を積極的に続けていただきたいと思います。

そして、農業を守り、観光で攻めるという言葉です。

石和温泉では、訪れる方々にただ宿泊して帰るだけではなく、この地域の文化や人のぬくもりに触れていただきたい。

その思いから、地域の皆さまと連携し、ホテルの鑑賞事業や釈迦堂遺跡博物館などの歴史文化を生かした取り組みを続けています。

それらは行政に全て依存する事業ではなく、力をお借りしながら民間が主体となり、地域が汗をかき、時にはリスクも背負いながら積み重ねてきた挑戦です。

観光とは単なる経済施策でなく、このまちの誇りを外部に届けるものでもあります。

伝統文化や伝統産業を次の世代へ確実に受け継ぐ。そのためにも観光は守るのではなく、攻めなければならないと思っています。

笛吹市は、人と人とがつながり、和となってまちづくりを続けてきた歴史があります。

一つひとつの魅力という点を線に、線を面に広げていく。行政が方向を示し、連携をとり、民間や地域が挑戦し、その価値に磨きをかける。その循環が生まれたとき、笛吹市は自ら未来を創るまちへと進化していくのではないかというふうに思っております。

第3次笛吹市総合計画では、若者が活躍するまちづくりと移住定住の促進を新たな柱として掲げられたことは、次の時代を見据えた重要な一歩であると感じております。

観光に限らず、あらゆる分野において、この地域への誇りと情熱という原点を忘れることなく、そして時代の変化を恐れず挑戦を重ねていく、その積み重ねこそが、次の20年へとつながる道であると信じております。

最後に、本市の未来は、誰か一人が創るものではなく、行政、議会、そして市民の皆さまがそれぞれの立場で責任を果たしながら築いていくものでもあります。

その未来に挑戦する一人として、私自身も責任を持って歩み続けてまいります。

ハートフルタウン笛吹の実現に向け、共に前へ進んでいく決意を胸に、代表質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上できらめきフォーラム21の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後3時45分といたします。

お疲れさまです。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時45分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、公明党中川秀哉君の質疑および質問を許可いたします。

中川秀哉君。

○ 17 番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、会派を代表して代表質問をさせていただきます。

1. 防災・減災体制の対策について。

日本は現在、高度経済成長期に集中的に整備された道路や橋、上下水道などの社会資本が一斉に耐久年数を超えるインフラ危機に直面しております。

また、日本で最も多い自然災害は、地震であり、また台風、豪雨であります。被災額では地震が圧倒的に多いとされております。

こうした中、日常生活や地域特性に応じた防災意識を高めることが必要であります。これらを踏まえ、笛吹市の取り組む防災・減災対策について伺いいたします。

（1）インフラ老朽化対策としてデジタル技術等を活用した防災・減災、国土強靱化のさらなる推進は。

（2）密集市街地における民有地（土地の無償借り受け含む）を活用した防災広場の整備の推進は。

（3）避難所となる公共施設や学校の体育館等への断熱調査・空調整備の進捗状況は。

（4）災害時のトイレ問題等に備えるため市の防災計画を強化し、トイレトレーラーやトイレカー、コンテナトイレなど導入計画の推進は。

（5）災害時に希望する市民や観光客がペットと同行避難できる避難訓練やペットと同伴で過ごせる福祉避難所および必要備蓄品等計画の推進は。

2. 福祉・子育て支援政策について。

公明党は、子どもの幸せを最優先にする社会を目指し、結党以来、教科書の無償配布や児童手当の創設をはじめ、2006年に少子社会トータルプラン、2023年に結婚・妊娠・出産から子どもが社会に育つまでライフステージに応じた切れ目ない政策、子育て応援トータルプランを策定。また、多様な活躍の場を確保、困窮者支援、健康寿命の延伸、介護予防と虚弱体質、高齢者や障がい者を含む誰一人取り残さない暮らしと健康を守り、活躍しやすい環境の整備を強力に進めてまいりました。

これらを踏まえ、高齢者・障害者福祉、そして子育て対策について、市の取り組みを伺います。

（1）保育所等の児童、小中学生に主食、副食費や学校給食の恒久無料の推進は。

（2）こども朝食堂事業・ヤングケアラー配食支援の推進は。

（3）保育所や幼稚園の空きスペースを活用して、専業主婦の家庭も定期的に預けられるよう体制整備は。

（4）希望する全ての市民が带状疱疹ワクチンやインフルエンザワクチンなど予防注射を接種しやすい体制整備の推進は。

（5）高齢者や障がい者、子どもの通学支援など希望する市民が利用しやすいAIデマンド交通「のるーと笛吹」のさらなる可能性は。

（6）熱中症対策として希望する高齢者世帯や障がい者世帯のエアコン新規購入と故障による買い替え・設置費用の公費助成への推進は。

3. 産業活性化対策について。

笛吹市基幹産業である農業振興と観光振興をはじめ、市民生活向上や市内中小企業の産業活性化対策についてお伺いいたします。

(1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した生活者支援・事業者支援で事務事業の負担を軽減するためマイナポイントを活用した負担軽減策への推進は。

(2) 笛吹市指定無形民俗文化財「笛吹川石和鵜飼」の鵜匠の育成、継承と通年事業として映像や体験など活用した「見せる鵜飼」への取り組みは。

(3) ペットツーリズムによる、宿泊・観光・グッズ販売等、規制緩和や観光資源を活用した計画の推進は。

(4) 農業振興を支援するため担い手への農地の集積・集約化、高収益作物の生産拡大、スマート農業の導入や生産性向上に資する大区画化、中山間地域におけるきめ細かな整備等の農地整備と情報通信環境の整備など関係機関とともに「農業振興特区」計画の推進は。

(5) 人や農作物を守るためカメムシやせん孔細菌病など、病虫害対策や熊やカラスなど野生鳥獣害対策のさらなる推進は。

(6) 配合飼料の高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減支援や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援の推進は。

4. 移住・定住促進事業について。

総務省の調査によりますと、令和6年度における移住相談件数は43万3,810件に達しました。過去最高最多となりました。令和5年度から2万5,375件も増加しております。

こうした中、この増加の背景としましては、各都道府県、市町村で相談窓口の新設や相談員の増加など、各県が移住定住の取り組みを充実させたことも大きく取り上げられ、また、ポータルサイトやSNSを通じ、情報発信の強化により多くの相談者を呼び込む結果となったそうです。

これらを踏まえ、笛吹市の取り組む移住・定住促進事業についてお伺いいたします。

(1) 連携中枢都市圏構想の推進により、市内の公共インフラ・交通網整備など行政サービスを向上させての移住・定住施策の推進は。

(2) 県や企業と連携した奨学金返済支援制度のさらなる拡充は。

(3) 若者定住者促進のため遠距離通学定期券購入費支援延長への推進は。

5. 環境政策について。

深刻化するプラスチックごみ、プラごみの問題に歯止めをかけるために、国際社会は協調して実効性のあるルールづくりに力を尽くすことが求められております。

また、リチウムイオン電池など使った製品がほかのごみと混ぜて捨てられ、処理の過程で発火する事故が増えております。危険性を十分に認識し、適正な回収や廃棄が徹底することが重要であります。

これらを踏まえまして、市の取り組む環境対策について確認させていただきます。

(1) プラスチックごみ（プラごみ）削減や、熱中症対策を進めるため、持参した水筒などのマイボトルを活用して利用するたびにどれだけプラごみ削減に貢献できたかを確認ができる、いわゆる給水スポットを公共スペースに導入する意思はありますか。

(2) リチウムイオン電池の事故防止のため適正な廃棄へ市の取り組みは。

(3) 自宅から集積所までのごみ出しに困っている高齢者世帯や障がい者世帯を支援するため、行政区・団体等へごみ収集事業に係る助成への推進は。

以上でございます。

よろしくお願いします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

公明党、中川な秀哉議員の代表質問にお答えします。

はじめに、防災・減災体制の対策についてのご質問のうち、まず、インフラ老朽化対策としてデジタル技術等の活用についてです。

インフラの老朽化対策において、全国的にデジタル技術の活用が進んでおり、例えば、「ドローン」を用いて高所や危険な場所の点検を行うことや、「A I」を用いて画像や映像を解析し、構造物の異常や劣化を検出する事例があります。これらの技術活用は、点検や診断の精度向上、異常の早期発見、事故防止などに寄与するものと期待をされています。

本市では、橋梁点検業務においてドローンを活用した状況把握を行っています。

今後、将来的なトータルコストを考慮した上で、A Iによる橋梁点検のひび割れ自動検知や地下の上下水道管路の調査など、さらなるデジタル技術の活用について研究を進め、予防保全型のインフラメンテナンスを推進していきます。

次に、密集市街地における民有地を活用した防災広場の推進についてです。

密集市街地における民有地を活用した防災広場の整備は、国土交通省の住宅市街地総合整備支援事業として整備するもので、事業の対象となる重点整備地区の用件の面積が概ね1ヘクタール以上とされており、本市においては、当該事業を活用した具体的な整備計画はありません。

次に、避難所となる公共施設や学校体育館等への断熱調査、空調整備の進捗状況についてです。

指定避難所となる公共施設には、すでに空調設備が整備されています。学校体育館等については、最適な断熱改修および空調設備の検討を行うため、今年度、断熱性状況調査を実施しました。

断熱性状況調査の結果からは、本市の学校体育館等の場合、断熱性については、新たな改修等を行うことなく、屋根への遮熱塗装が断熱性向上に有効であることが分かりました。

また、空調方式については、導入費用および将来的な維持管理費が安価であり、災害等の停電時にあっても利用可能であることなどを総合的に判断し、電源自立型ガス式空調が適していると考えています。

今後は、空調設備の選定および設計業務を進め、令和8年度には5施設の設計を行います。以降は、前年度に設計を行った施設について翌年度に工事を行うサイクルで整備を進め、毎年度5施設から6施設の改修工事を実施し、令和12年度までに完了する予定です。

次に、トイレトレーラー、トイレカー、コンテナトイレなどの導入計画についてです。

本市では、発災後、迅速にトイレを使用することができるよう、指定避難所の既設便器の活用を想定し、携帯トイレの備蓄を進めています。また、仮設トイレを設置する体制を整えているほか、マンホールトイレの整備を進めています。

トイレトレーラー等については、市単独では必要数を配備することができないため、広域運用の体制を整備することを国、県に要望しつつ、導入に向けた研究を進めます。

次に、ペットとの同行避難等についてです。

市では、地域防災計画において、災害時に避難所へ同行避難を行う場合、ペットは、飼い主があらかじめ準備したゲージに入れて飼育すること、飼料の調達および提供、し尿の処理、定期的な散歩の実施について、飼い主が行うこととしています。

避難者が、ペットがいることで避難をためらうことがないように、ペット同行避難のルールや避難所生活での注意事項、平時からの備えなどについて確認するための訓練実施についても検討をします。

続きまして、福祉・子育て支援政策についてのご質問のうち、まず、小中学校や保育所等の給食費の無償化についてです。

子育て世帯の負担を軽減をし、未来を拓く子どもたちを健やかに育むため、令和8年4月から、小中学校および保育所等の給食費と保育料の恒久的な無償化を行います。

次に、こども朝食堂事業、ヤングケアラー配食支援の推進についてです。

県外の一部自治体で行われている、学校でのこども朝食堂事業については、本市では現時点で実施の計画はありませんが、子どもへの食の支援については、令和8年度から実施する「こどもの居場所づくり支援事業」により、こども食堂などの食事の提供等を行う団体を対象に、開設費用や運営費用の補助を行い、官民一体で進めていきます。

また、ヤングケアラー配食支援については、本市を含む12市町で構成する県央ネットやまなしにおける子ども・子育て支援分科会で、効果等を研究しています。

次に、専業主婦世帯が児童を預けられる体制についてです。

本市では、一時的に家庭での保育が困難となった場合や育児中の保護者がリフレッシュしたい場合などに、保育所等で乳幼児の預かりを行う一時預かり事業を6カ所の保育所等で実施しています。

令和8年度からは国の新しい制度として、保護者の就労要件を問わず、生後6カ月から3歳未満の子どもを月10時間の利用可能枠の中で保育所等に預けることができる、こども誰でも通園制度が全国で実施されます。本市では、6カ所の保育所等で実施を予定しています。

次に、带状疱疹ワクチンやインフルエンザワクチンの接種体制についてです。

本市では、予防接種法に基づき、定期予防接種対象者が带状疱疹ワクチンやインフルエンザワクチンなどの予防接種を受けやすいように、山梨県個別予防接種相互乗り入れ制度を利用して、県内の多くの医療機関で接種ができる体制を整えています。

また、令和8年10月1日から、高齢者インフルエンザ予防接種に高用量インフルエンザワクチンが導入されるため、令和8年度当初予算に接種に係る費用を計上し、準備を進めています。

次に、AIデマンド交通についてです。

AIデマンド交通「のるーと笛吹」は、こどもから高齢者まで幅広い年齢層の利用があり、利用者および地域からも大変好評を得ています。令和8年4月には一宮町、境川町に拡大し、市内全域に展開します。

「のるーと笛吹」は、通学のために日常的に利用することは想定していませんが、年齢制限を設けていないため、学校のルールに沿った中で利用することは可能です。

今後も、利用者ニーズの把握に努め、運行内容を改善しながら、誰もが利用しやすい公共交通を目指します。

次に、高齢者世帯や障がい者世帯のエアコン設置費用の助成についてです。

特別な支援が必要な高齢者世帯や障がい者世帯へのエアコン設置に対する支援については、国や県の動向、他自治体の状況などを参考に、研究していきます。

なお、熱中症対策としては、熱中症警戒アラート発令時に、防災行政無線等で市民に周知を行っているほか、市内にクーリングシェルターを設けるなどの対応を行っています。

続きまして、産業活性化対策についてのご質問のうち、まず、マイナポイントを活用した負担軽減策についてです。

自治体マイナポイント事業は、マイナンバーカードを利用し、オンラインで給付事務を行えるため、市民の手続きに伴う負担が軽減されるとともに、市においても迅速な給付を実現できることがメリットとされています。

今回市が行うハートフルタウン笛吹物価高騰対応商品券事業は、生活者支援として全ての市民を対象としていますが、マイナンバーカードを所有していない市民もいるため、紙の商品券を配布することとしました。自治体マイナポイント事業の活用については、今後先進地などの事例を参考に研究をしてまいります。

次に、笛吹川石和鶺鴒の鶺鴒匠の育成、継承、見せる鶺鴒への取り組みについてです。

笛吹川石和鶺鴒保存会には、現在10人の会員がおり、鶺鴒の飼育と鶺鴒の実演を行いながら鶺鴒文化の継承を図っています。

また、夏の鶺鴒の実演に合わせて、笛吹高校と連携をし、学校の許可を得て生徒に鶺鴒見習いとして鶺鴒事業に携わっていただいています。今年、10人以上の生徒が鶺鴒見習いとして鶺鴒の飼育、鶺鴒の実演を経験することで、生徒の中には、高校卒業後に保存会へ入会し鶺鴒匠として活躍する人もおり、鶺鴒匠の育成につながっています。

さらに、次世代への理解と関心を深める取り組みとして鶺鴒事業の内容を分かりやすく説明する鶺鴒出前講座を実施しています。令和7年度は富士見小学校、一宮北小学校、春日居中学校の3校で実施しました。

映像などを活用した「見せる鶺鴒」については、現在、石和温泉駅前観光案内所で年間を通じて鶺鴒の映像を見ることができます。さらに、石和温泉駅改札口正面に設置を検討している大型モニターにも映像が流れるよう、取り組んでいきます。

また、鶺鴒の飼育施設の見学や鶺鴒の紹介パネル、鶺鴒匠の衣装の展示を検討しております。

次に、ペットツーリズムによる規制緩和や観光資源を活用した計画の推進についてです。

ペットツーリズムの需要の高まりを受けて、本市では、令和2年に石和町窪中島地内にペットと一緒に泊まれる専門施設を誘致したほか、国道20号沿いの石和町広瀬地内においても、民間企業によるペットホテルが新たに开店しています。

また、石和温泉郷においても、ペットと同室で宿泊できる宿やペット連れでも利用しやすい環境を整えている宿が増えています。

今後も民間事業者と協力をし、総合的な観光施策を推進するとともに、有効な施設整備について研究していきます。

次に、農業の担い手への農地集約、農業振興特区の推進などについてです。

農業委員会やJAなどと連携をし、優良農地の確保や担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、農地中間管理事業における耕作放棄地の復旧支援を行い、全国に誇れる果樹産地として生産拡大に努めています。また、農業塾ではスマート農業機器の体験会などを開催して

います。中山間地域では土地改良事業による圃場整備などを実施しており、生産基盤強化を図っています。

農業振興特区は、農業の活性化や新規参入者の促進を図るため、特定の地域において規制緩和や税制上の優遇措置を適用できる制度です。加えて、国においては令和5年度に農地取得の下限面積を撤廃するなど、農地法関係の規制を緩和しており、新規就農者が参入しやすい状況となっています。

今後もこれらの状況を注視しながら、本市に適した制度を研究していきます。

次に、病虫害対策、鳥獣害対策の推進についてです。

病虫害対策としては、県の農務事務所や病虫害防除所から発せられる病虫害発生予報に基づき、JAを通じて農薬散布など適切な防除方法を周知しています。さらに、今年から、市内2カ所にカメムシ捕獲用トラップを設置をし、発生状況を早期に把握することで、適切な時期に一斉防除を実施をし、被害防止に努めています。

鳥獣害対策としては、猟友会による追い払い、駆除のほか、圃場に設置する電気柵等の購入補助や、動物の侵入防止フェンスを設置する地区や団体に対して、原材料の支給を行っています。

また、クマやイノシシが市街地に出没した際に行う緊急銃猟に備え、猟友会など関係機関と連携した取り組みを図っていきます。

次に、酪農経営の負担軽減支援、土地改良区の農業水利施設の電気料高騰に対する支援についてです。

本市で酪農を主として経営している事業者は把握していませんが、畜産事業者はあることから、支援について先進自治体の事例を参考に研究していきます。

笛吹川沿岸土地改良区の笛吹畑灌については、従来から市が経常経費負担金として電気料を負担しております。

地域で運営している土地改良区の施設については、水門、堰、ポンプ等電気料のかかる農業用水利施設はありません。

続きまして、移住・定住促進事業についてのご質問のうち、まず、連携中枢都市圏構想による移住・定住の促進についてです。

本市では、近隣の自治体と連携し、やまなし県央連携中枢都市圏ビジョンに基づく移住・定住をはじめとした多くの共通課題に取り組んでいます。

移住・定住分科会では、圏域全体への移住・定住を促進するため、昨年度好評だった、将来山梨で暮らし、働くことを若者により鮮明にイメージしてもらうためのバスツアーによる合同企業説明会や、地元の高校生たちが地元に着をもち、地元に住み続けたいという意識を醸成するため、地域課題解決に向けて考えた取り組みを発表する探究コンペを行っています。

また、公共交通・リニア分科会では、住民生活の利便性の向上や地域間交流による活力の増進を図るため、隣接市町間の移動の円滑化につながる地域間公共交通ネットワークの形成を含めた圏域全体の公共交通のあり方、リニア駅につながるアクセス向上に向けた取り組みの検討を行っています。

今後もこれらの取り組みや圏域間の上下水道など、公共インフラの共同利活用の検討を行いながら、移住・定住の促進を図ります。

次に、県や企業と連携した奨学金返済支援制度の拡充についてです。

本市では、令和6年度から若者の移住・定住を促進し、未来を担う世代の他市への人口流出を防ぐため、本市に定住し、県内企業に就業して、奨学金を返還している30歳未満の方に対し、奨学金の返済額の一部を補助する奨学金返還補助事業を実施しています。

県では、人材確保に向けた中小企業者と2分の1ずつを負担し、登録企業に正規雇用により就職した35歳未満の方に対し、奨学金の返還額の一部を補助するやまなし人材定着奨学金返還支援事業を実施をしています。

市と県の補助金は、併用できませんが、市補助事業満了後に県からの支援を受けられる場合があることから、県と情報共有を図り、事業を行っています。

引き続き、県と連携するとともに、制度の拡充も含め、検討していきます。

次に、遠距離通学定期券購入費支援の延長についてです。

本市では、平成29年度から、市在住者の転出抑制および定住の促進を図るため、本市に居住し、県外の大学等に鉄道を利用して通学する方に対し、1月当たり1万円を限度として、通学定期券購入費の2分の1を補助する遠距離通学定期券購入費補助事業を実施しています。

また、令和8年度からは、通学定期券の補助対象者で、現在臨時便となっている特急かいじ70号を月10回以上利用する方に対し、特急券購入費の2分の1を補助する遠距離通学特急券購入費補助事業を行うため、当初予算に必要経費を計上しました。

事業の延長については、利用状況等を総合的に判断をし、検討していきます。

続きまして、環境政策についてのご質問のうち、まず、プラスチックごみ削減を確認できる給水スポットの導入についてです。

本市では、令和6年度のペットボトルの行政回収が68トンありました。ペットボトルの使用量削減および熱中症対策の観点から、給水スポットを設置することは非常に有意義であると考えます。

給水回数に応じたペットボトル削減量を確認できる給水機の設置については、マイボトルの利用促進やプラスチックごみ削減の効果が期待される一方で、設置費用や維持管理などの課題もあると認識していますので、先進自治体の事例を参考に研究をまいります。

次に、リチウムイオン電池の適正廃棄についてです。

本市では、リチウムイオン電池の回収を1月19日から開始しました。

回収拠点として、石和町小石和地内にあるごみ収集業者「クリーンネット笛吹協業組合」の事務所入口付近にステンレス製の回収ボックスを設置しており、平日の午前9時30分から午後4時まで、どなたでも利用することができます。

回収可能な品目は、リチウムイオンバッテリー、モバイルバッテリー、加熱式たばこです。

今後も火災のリスクを考慮しつつ、回収拠点の増設を検討していきます。

次に、高齢者世帯や障がい者世帯へのごみ出し支援についてです。

高齢者や障がいのある方から問い合わせがあった場合には、シルバー人材センターが実施しているワンコインサービスをご案内しています。

先進自治体の事例を参考に研究してまいります。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○ 17 番議員（中川秀哉君）

詳細な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

予想では時間がいっぱいになる予定でしたのでの意見だけ用意させていただきました。

若干申し上げさせていただきます。

今回、令和8年度の予算の中で、特に子ども・子育て支援につきましては、学校給食の無償化、そして保育所の無償化と、先進自治体に引けを取らない、また、県内でも初ということで大変ありがたい事業をしていただいております。

こういったように、また福祉政策、子育て支援も含めてですね、しっかりまた公明党としても訴えさせていただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

そして、こども朝食堂事業について、先日、1月27日から29日の間で笛政クラブと一緒にですね、大阪の泉佐野市で勉強させていただきました。

その中でも、やはり民間のNPO法人を利用した中でですね、学校での食堂や家庭調理室を使って事業を展開しているということでも伺いました。

また、そういった新たな情報を提供しながら、笛吹市にとってよりよい政策について詰めさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

また、石和の鵜飼についてでございますけれども、本当に見える化ということで、通年の事業として、また観光のほうでも取り組んでいただいているということで、ありがたいことでございます。

国内でいきますとですね、やはり徒歩鵜の事業、和歌山県の有田川ですか、何うと、今、休止となっているということで、国内ではやはり石和鵜飼しかないということでございます。

やはり以前、鵜飼サミット等もあったかと思っておりますけれども、全国に先駆けてしっかりそういった部分での情報発信ができるような取り組みをですね、またお願いできればと思っております。

よろしくお願いいたします。

また、移住定住の中では、連携中枢都市圏構想という中でですね、スムーズに進めていただいているかと思うんですが、特に今後期待される環状道路のですね、油川でのインターチェンジが、聞くとところによると、2027年か2028年のあたりにできるんじゃないかというような予測があるということ。

また、最近のニュースでは、リニア中央新幹線の建設に向けての山梨駅の建設も2031年度に向けてということで、JR東海のほうでですね、ニュースが発表されたということもございます。

こうした中で、いかに笛吹市に呼び水が持てるかということが、今これから中長期的に大事ななと思われまますので、有効な政策を展開していただければと思います。

最後に、プラスチックごみの関係でございます。

県内でも多数の自治体のほうで進められておりまして、峡東地域では山梨市、甲州市も始められたというふうにも聞いております。

こういったところを含めてですね、今、熱中症対策でやはり警戒アラートも過去最高ですね、昨年が多かったということもあります。

今後もそういう予想があり、また今年も少雨ということもありますので、そういった部分でも感染症対策についても、やっぱりそういった飲料水で確保するということも大事ななというふうに思っておりますので、ぜひともまた先進自治体を参考をお願いしたいと思います。

以上含めまして、しっかりまた公明党としても、皆さまの生活の生活者ファーストということを目指してしっかり訴えてまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、公明党の質疑および質問を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

次の本会議は3月3日、午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時25分

令和 8 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 3 日

令和8年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和8年3月3日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第 1 市長提出議案 議案第3号―議案第41号(一括上程)

上程議案に対する質疑

日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
10番	山田 宏司	11番	河野 智子
12番	荻野 謙一	13番	神澤 敏美
14番	保坂 利定	15番	古屋 始芳
16番	海野 利比古	17番	中川 秀哉
18番	渡辺 清美	19番	神宮 司正人

3. 欠席議員(1名)

9番 河野 正博

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	小 林 匡
総合政策部長	小 澤 宏 之	会 計 管 理 者	金 井 久
市民生活部長	太 田 孝 生	保健福祉部長	岩 間 正 剛
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産業観光部長	河 野 英 明
建 設 部 長	島 村 秀 忠	公営企業部長	佐 藤 み の り
教 育 部 長	手 塚 克 己	総 務 課 長	坪 寛
政 策 課 長	萩 原 昭	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、河野正博君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 市長提出議案「議案第3号」から「議案第41号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 市政一般についての「一般質問」を行います。

今定例会へは、7名から11問の通告がありました。

質疑および質問は、配布いたしました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁は簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問が全て終了した後となりますので、ご承知願います。

それでは通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可いたします。

18番、渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

はじめに、感電ブレーカー設置の支援を。

地震による火災の半数以上が電気関係の出火、そうした電気火災は、揺れに伴う電気機器からの出火のほか、停電の復旧後に発生する通電火災があります。

これらの被害を未然に防ぐため、地震時の揺れを感知し、電気を遮断する感震ブレーカーの普及が重要と考えます。

2025年に内閣府が行った調査では、感震ブレーカーを設置していると答えた人は6%に

とどまっています。

感震ブレーカーには、重りを落としたり、またバネの作動でブレーカーを落とす簡易タイプや、コンセントに差し込んだり埋め込んだりするタイプ、分電盤に工事で取付けるタイプがあります。設置費用は数千円から10万円近いものまで様々です。

高齢者世帯などが対象の購入費助成を始め、設置、購入の助成を行う自治体は全国200の市区町村に広がっており、火災リスクの高い地域にある2階以下の木造戸建て世帯に無償配布を行うところもあります。そこでお伺いいたします。本市の感震ブレーカー普及の取り組みと、設置支援へのお考えをお聞かせください。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

鶴川消防長。

○消防長（鶴川功君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

能登半島地震をはじめ過去の大規模地震において、電気に起因する火災が多く発生したことから、令和6年6月28日に修正された国の「防災基本計画」では、出火防止対策として感震ブレーカーの普及が位置づけられました。

そのため、本市においても、市の広報紙やホームページへの普及啓発記事の掲載をはじめ、出前学習会、地域の消防訓練、防火防災イベントを利用した周知など、積極的に感震ブレーカーの普及啓発を行っています。

また、本定例会において、「笛吹市火災予防条例の一部を改正する条例」を上程し、住宅における火災の予防を推進するための設備のひとつに感震ブレーカーを位置づけ、さらなる普及を図ります。

感震ブレーカー設置に対する補助については、県内市町村の動向を注視し、今後、関係部署とも連携しながら検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

質問はありません。

それでは、2点目としまして、富士山噴火への対応について、お伺いいたします。

南海トラフ巨大地震と連動して起こる可能性がある富士山噴火について、火山学の第一人者、鎌田浩毅京都大学名誉教授によると、富士山は噴火を過去10万年の間、繰り返してきました。

一般に活火山の寿命は100万年なので、100歳の寿命を持つ人間に例えると、富士山は10歳の小学生に相当します。つまり富士山はこれからも勢いよく活動する若い火山であると。

過去を振り返ると、富士山は30年に1度ほど噴火を繰り返してきました。ところが現在の富士山は300年ほど噴火を休んでいます。

江戸時代の1707年に大噴火した宝永噴火以後、ずっとマグマがたまり続けているのです。

日本列島には約100年おきに南海トラフ巨大地震が襲ってきました。マグニチュード9クラ

スの大地震で、2011年に起きた東日本大震災とほぼ同じ規模のものです。1707年にも南海トラフ巨大地震が起きました。宝永地震は49日後に富士山が大噴火しました。このときには上空3万メートルまで火山灰が噴き上がり、西風に乗って横浜で10センチ、江戸で5センチほど積まりました。

実は、現在の噴火スタンバイ状態は1707年の状況によく似ているそうです。

次の南海トラフ地震は2035年の前後5年に起きると予測されているので、富士山はこれによって誘発され、噴火する可能性が高いとのこと。コンピューターに入り込んだ火山灰が通信や運輸機能をダウンさせます。

シミュレーションすると、噴火から3時間で都心に火山灰が到達し、噴火後15日目に都庁付近で10センチほど積みます。

1カ月も舞い上がる火山灰によって、のどの痛みや気管支ぜんそくを起こす人が続出する恐れもあります。

気象庁は24時間態勢で富士山地下のマグマだまりの観測を続けており、噴火の兆候が見られれば、直ちに発表されます。

噴火予知は火山予知に比べると進んでいる状態なので、ある日突然噴火に襲われることはありません。そこでお伺いいたします。

1. 火山灰の正体はガラスのかけらです。噴火した際の外出時の服装やもちだし品、帰宅時に行くことは。

2. 学校下校時の火山灰に対する対応は。

3. ハンドブックの作成が必要と考えますが取り組みは。

以上、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、噴火した際の外出時の服装、持ち出し品、帰宅時に行くことについてです。

富士山が噴火した場合、本市においては、火山灰が2センチから10センチ、風向きによっては多い場所では30センチ程度降り積もることが想定されています。

火山灰が降っている間は、できる限り外出せずに自宅に留まることが基本であり、降灰が落ち着くまでは外出を控えることが重要です。やむを得ず外出する必要がある場合は、火山灰による鼻、気管支などの呼吸器や目への被害を防ぐため、顔への密着性が高い防塵マスクやゴーグルで鼻、口、目を保護する必要があります。

また、服装は、肌が露出しないように首元をタオル等で保護し、フリースなど細かい火山灰が繊維に入り込みやすい素材は避け、長袖・長ズボンの雨具を着用することが推奨されています。

持出品については、災害時の非常持出品に加え、降灰対策用品として、ヘルメットか帽子、タオル、ゴーグル、防塵マスク、手袋、長袖・長ズボンの雨具や傘、長靴などを家族分揃えておくと安心です。また、噴煙で太陽が遮られると昼間でも暗くなるため、懐中電灯も必要になります。なお、屋外から帰宅した際には、うがい、手洗い、洗顔等を行う必要があります。

次に、下校時の対応についてです。

学校ごとに危機管理マニュアルを策定しており、マニュアルには火山噴火による災害への対応も記載しています。

気象台から降灰予報が発表され、下校時に降灰の影響があると判断した場合は、屋内に退避し、下校時刻を早め、保護者へ連絡し引き渡します。状況により、職員が付き添い、集団下校の対応をすることとしています。

次に、ハンドブック作成の取り組みについてです。

令和8年度に、市のハザードマップ更新事業により「防災ガイドブック」の整備を計画しており、その中に富士山噴火に伴う降灰対策について記載し、市民に周知します。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

答弁の中に長靴などを加えていただければありがたいと思います。

靴の間に入ってしまう場合もありますので、それを加えていただきたいということと、全般にいろんな避難の火山灰の関係でなくても、いろんな避難の場合に、やっぱりお年寄りほとんど床にいて、床から立ち上がったたり起き上がったたりするのがとても大変なので、赤十字のほうでガイドライン、ガイドブックがある中の立ち上がり方、起き上がり方なども図をもって説明していただければありがたいのかと思います。

先日聞いたんですけど、段ボールベッドに訓練として寝た人がいるそうなんですけれども、とてもやっぱり硬くて大変な状態だということも聞きましたので、その何とか少し柔らかくするような、そういうことも考えていただければありがたいと思います。

ぜひ、様々な被害がありますけども、そういったものに対応するより良いハンドブックの作成をどうか期待しておりますので、ご指導よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

大変にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑・質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終了いたします。

次に、通告に従い、岡由子君の質疑および質問を許可いたします。

7番、岡由子君。

○7番議員（岡由子君）

笛政クラブの岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

中学校制服・体操服の共通化による子育て支援について、人口減少や少子化が進行する中で、子育て家庭の経済的負担を軽減することは、本市の将来に直結する重要な政策課題であります。

子育て支援は、理念ではなく、具体的な生活支援として実感できるものでなければなりません。中学校進学時に必要となる制服や体操服の購入費用は、保護者にとって大きな負担となっています。

一般的に制服一式で約6万から8万円、体操服一式で約2万から3万円、指定用品等を含めると総額約9万から13万円に上ると言われています。

仮に平均10万円とし、本市の年間中学校新入生を約600人と想定すると、制服関連費用として毎年約6千万円規模の支出が各家庭から発生している計算になります。

これは市の予算ではありませんが、子育て世帯の可処分所得に大きく影響する金額であり、政策的に検討する価値のある規模であります。

加えて、制服や体操服が学校ごとに仕様、色、販売先が異なることにより、兄弟姉妹の間で再利用や地域内でのお下がり活用が困難になっている現状があります。

特に体操服が学年ごとに色分けされている場合、兄弟間利用は事実上不可能となる場合が多いです。

仮に共通化やリユース促進により3割の家庭が再利用できた場合、1家庭あたり約3万円の軽減、全体で年間約1,800万円規模の家計負担軽減効果が見込まれます。

5割活用できれば約3千万円規模になります。

さらに、体操服についても半数が再利用可能となれば、追加で約600万円規模、合計で3,600万円規模の家計負担軽減が期待されます。

これは、補助金支出に伴わず、制度設計の見直しによって実現可能な支援策であり、極めて効率的な子育て支援と言えます。

ここで重要なのは、制服の見直しが単なる価格問題ではないという点です。

文部科学省は、性的少数者への配慮や多様性尊重の観点から、学校生活における固定的な性別役割の見直しを求める通知や指針を示しています。

その中で、制服についても、性別に基づく画一的な規定ではなく、生徒本人の意思を尊重する運用が望ましいと方向性が示されています。

全国ではこの流れを受け、スカート、スラックスを性別に関係なく選択可能とする制度や、ネクタイリボンの自由選択制を導入する学校が増えています。

千葉県内の公立中学校では、ブレザーを共通とし、スカート、スラックス、ネクタイ、リボンを選択できる制度を導入しています。

東京都内でも教育委員会が先天性を基本方針として示す自治体が増えています。

また、鳥取県大山町では、町内中学校の制服を統一し、リユースしやすい仕組みを整備しています。

福岡市や北九州市では、自治体に関与する制服回収循環型プロジェクトが進められています。

制度設計の見直しは、単に費用削減をするだけでなく、物を大切にする教育やSDGsの教育の実践にもつながります。

制服を次世代へ引き継ぐことは、循環型社会を体験的に学ぶ機会ともなります。また、心理的安全性の観点からも制服選択の自由は重要です。

自分らしい選択が認められている環境は、自己肯定感の向上や不登校の予防にもつながる可能性があります。

教育現場における相談対応コストや支援体制の負担軽減という間接的な効果も期待できます。

そこで、中学校の制服と体操服について、学校ごとの仕様の違いを見直し、共通化や選択肢のシンプル化により、保護者負担の軽減、物の再利用の促進、さらには子育て支援制度支援策等の効果を検討すべきではないかという視点から、市の考え方、政策の方向性について質問いたします。

1. 制服と体操服の使用購入に関して、現状どのようなルール、方針で学校毎の仕様が決められていますか、伺います。

2. 保護者から寄せられている費用負担の実態をどのように把握していますか。

また、価格の選択肢が限られていることによる負担感について、どのように認識しているか伺います。

3. 制服の基本仕様の共通化や体操服の共通色化について、現時点での考え方と市教委および学校現場との意見交換状況、実現可能性について伺います。

4. 制服体操服のリユース促進に向け、市としてどのような支援が可能ですか。

5. ジェンダーレスの観点からの制服について、本市の認識を伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、制服および体操着に関するルール、方針についてです。

中学校の制服の仕様は、法令等による基準はなく、各学校の校長の裁量により、校則で定めています。

例えば、石和中学校において、冬服については、男子は原則標準型学生服とし、襟はソフトカラー、黒色を基調としたベルト、制服の下に白のワイシャツを着用する、女子は学校が指定する仕様を満たしたセーラー服とする、共通事項として、指定の名札を左胸ポケット上端に縫い付けるなどと、仕様を規定するとともに、着丈や身だしなみ、衣替えの時期などを示しています。

購入先については、男子の制服は指定された仕様であれば購入先は自由に選べますが、女子の制服は購入先が限られています。

体操服についても、同様に各学校の校則やこれに準じた学校運営の決まりで仕様を指定しているため、購入先が限られています。

次に、費用負担の実態、価格の選択肢が限られていることによる負担感、制服の共通化や体操服の共通色化についてです。

制服は、学校ごとに仕様が異なり、同一規格の大量生産が実現しにくいいため、価格が高く、保護者の経済的負担になっていると認識しています。

市では、保護者の経済的負担の軽減と、児童生徒の価値観の多様性を尊重する観点から、市内の中学校の制服を市立中学校で共通化し、男女ともブレザーにする方向で検討を進めています。また、体育着についても、共通化、共通色化の検討を進めています。

令和7年12月には、笛吹市総合教育会議において、共通化について協議を行い、その後、校長会と教育委員会で検討会を立ち上げました。現在、保護者を対象とした、制服の共通化に関するアンケート調査を実施しています。

今後は、検討会において、基本方針の策定など、令和10年度からの制服共通化に向けて、取り組みを進めていきます。

次に、制服・体操服のリユース促進に対する支援についてです。

市では、これまでに、市民団体が実施する「制服・学用品リサイクルプロジェクト」に対して、市民が主体的に行う公益的な活動を対象とした「笛吹市地域づくり市民活動応援補助金」を交付しています。また、現在、御坂生涯学習センターを制服の保管場所として提供する支援も行っています。

次に、ジェンダーレスの観点からの制服についてです。

市では、児童生徒の価値観の多様性を尊重するためには、性別にとらわれない選択ができる環境づくりが重要であると認識しています。そのため、制服の共通化に当たっては、市内の中学校の制服を男女ともにブレザーにする方向で検討を進めています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○7番議員（岡由子君）

ご答弁ありがとうございました。

令和10年度から共通化へ向けて動き出しているということで、本市として子育て世帯の負担軽減とか多様化への配慮について前向きに検討いただけているということが分かりました。引き続きよろしくお願いいたします。

制服や体操服の見直しは、単なる仕様変更ではなく、子育て支援政策の具体化であり、持続可能な教育環境づくりにつながる重要なテーマであると改めて認識いたしました。

ここで1点、さらに申し上げたいのは、小学校の体操服についてであります。

中学校のみならず、小学校においても、体操服の共通化や使用の簡素化を望む声があると伺っております。

現在、学校ごとにデザインや色が異なる場合、兄弟姉妹間での活用が難しく、転校時にも買い替えが必要となることがあります。小学校は成長が速く、毎年のようにサイズ変更が必要となるケースも多いため、体操服にかかる負担は想像以上に大きいものがあります。

もし市内小学校で体操服の基本使用を共通化できれば、兄弟間の利用や地域でのリユースがしやすくなり、保護者負担の軽減に直結いたします。また、物を大切にする教育の実践にもつながります。

さらに、体操服は制服と比べデザイン性の議論は少なく、合意形成が比較的図りやすい分野でもあります。まずは体操服から段階的に共通化を検討することは、現実的な第一歩ではないかと思っております。

ぜひ、中学校の制服の検討と併せ、小学校の体操服の共通化やリユース促進についても調査検討を進めていただけるよう要望し、私の意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、岡由子君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

(な し)

関連質疑を終結いたします。

次に、通告に従い、三枝賢治君の質疑および質問を許可いたします。

2番、三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

煌・フォーラム21の三枝賢治です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、冒頭に当たり、山下市長には、去る2月21日に催された峡東地方に春を呼ぶ祭り、「石和松本お天狗さん」に参加いただき、誠にありがとうございました。

市長が神輿を担いだ姿に、地域の皆さまも大変喜んでおりました。

神輿を担いだ瞬間の市長の凛とした表情は、祭りの空気を一気に引き締めるものでした。

そして何より、あの重い神輿を、まるで日常の買い物袋のように軽々と担いでいた様子には、周囲から市長、実は密かに鍛えているのではないかとの声も上がっておりました。

とはいえ、市長にとっては日ごろから笛吹市政という超重量級の神輿を担いでいるわけですから、当日の神輿はウォーミングアップ程度ではなかったかと思います。

一方で、施設は花粉の飛散がピークを迎え、くしゃみ一つで救急車を呼びたくなるほどつらい方もいらっしゃる時期です。

救急需要は増え、消防職員の負担も増し、現場はまさにフル回転の状況です。だからこそ、救急需要の増加にどう対応するか、そして消防力をどう強化していくかは、今まさに取り組むべき重要な課題であります。

本日は、そうした現場の実情を踏まえ、消防力強化に向けた救急需要対策と職員負担軽減およびDX推進も含め、持続可能な体制づくりについて質問させていただきます。

まずはじめに、日々、市民の生命と財産を守るために活動されている消防本部消防署の皆さまに心から敬意を表します。

昨年1月18日に発生し、約30ヘクタールを損傷し、2月1日に鎮火した大蔵経寺山、山林火災から1年以上経ちました。本年も大月上野原市内の扇山で山林火災が発生し、延焼面積約400ヘクタールという甚大な災害となりました。

近年、災害の激甚化や救急の需要の増加など、消防行政を取り巻く環境は大きく変化した変化しており、現場の負担は確実に増えております。

こうした状況の中で、限られた人数で高いレベルの消防力を維持していることに深く感謝申し上げます。

消防力の強化は本市にとって重要な課題です。

そこで、職員負担の軽減に向けた今後の方針について、救急需要の増加への対応、職員の働く環境の改善、デジタル化の推進、広域連携という4つの視点から伺います。

救急需要の増加に対する市の分析と今後の取り組みについて、本市の救急出動件数は令和5年中が4,277件、令和6年中が4,402件、令和7年中が4,306件と増加傾向にあります。高齢化の進行や生活様式の変化に伴い、救急需要は今後も増えることが予想されます。

これらを踏まえ次の点について伺います。

ア. 救急出動件数の増加について、その要因をどのように分析しているか伺います。

イ. 急需要の増加は、隊員の身体的・精神的負担の増大にもつながります。本市では、現場

の声をどのように把握し、改善に生かしていますか。

次に、消防職員の働きやすい環境づくりについて、救急や火災予防、訓練など多岐に渡る業務を限られた人数で担っている現状があります。

本市の消防職員定員は令和7年度時点で99人ですが、消防職員が過度な負担を負うことなく働きやすい環境をつくるためには、計画的な採用や若手職員の定着、専門資格の取得支援、メンタルヘルス対策など、総合的な人材育成が不可欠です。

これらを踏まえ次の点について伺います。

ア. 今後の人員確保や育成方針をどのように考えているのか伺います。

イ. 職員の負担軽減に向けた具体的な取り組みはどのように進めているのか伺います。

ウ. 消防職員の働きやすい環境づくりは、消防力の維持に直結する重要なテーマです。市における、消防職員の働きやすい環境づくりの考えを伺います。

次に、消防行政のデジタル化推進について、全国では消防職員の負担軽減に向けた取り組みの一つとして、次のようなデジタル技術を活用した業務改善が進んでいます。

業務予防業務の電子申請、AI-OCRによる書類の読み取り、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）による定型業務の自動化、タブレットによる現場情報共有、AIを活用した文字化。

これらデジタル技術の活用により業務が改善され、職員負担の軽減や現場活動の高度化に成果を挙げている自治体が増えています。

これらを踏まえ、次の点について伺います。

ア. 本市消防本部において、導入済みのデジタル技術と導入後の効果について伺います。

イ. デジタル技術を導入していくにあたり、課題について伺います。

ウ. 消防行政には、消火活動、救急活動などの現場での活動以外に、多くの事務もあります。内勤を専門とした、いわゆる行政職を採用するといった考えはありますか。

エ. デジタル技術の活用により、事務の効率化が図られることで、内勤を減らし、現場職員の増員、負担軽減につながる勤務体系の構築も可能になるのではないかと考えますが、市の考えを伺います。

次に、広域連携について。

国は、管内人口10万人未満の小規模消防本部に対し、初動体制の充実等による住民サービスの向上、人員配置の効率化および現場体制の充実といったメリットがあることから、消防の広域化および連携・協力の推進を図っています。具体的には、次のようなものがあります。

指令の共同運用、消防車両や消防資機材の共同管理・整備、合同訓練の効率化、専門的な違反処理や火災原因調査などの予防業務。

これらの取り組みにより、消防力の向上はもとより、消防職員の負担軽減も図られると考えます。

これらを踏まえ、次の点について伺います。

ア. 笛吹市消防本部では、令和8年4月から、国中6消防本部による消防指令業務の共同運用を始めると伺っていますが、このことによって消防本部の体制等に影響はあるか伺います。

イ. 今後の広域連携の可能性について伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

鵜川消防長。

○消防長（鵜川功君）

三枝賢治議員の一般質問にお答えします。

まず、救急需要の増加に対する分析と今後の取り組みについてです。

救急出動件数の増加に対する分析については、近年、心疾患や転倒などの事案や熱中症事案、軽症事案が増加しています。救急車を呼ぶべきか判断に迷ったときに、医師や看護師などから助言を受けることができる「救急安心センター＃7 1 1 9」導入後も、依然として一定の軽症事案があります。

いずれも、通報の多くは高齢者であることから、高齢化が進んだことが要因であると分析しています。

現場の声の把握と改善については、消防本部では、現場の声を把握し、業務改善につなげるため、所属長等による出動隊員への聞き取りや面談を行っています。

こうして聞き取った現場の声は、消防本部内の会議等において共有し、出動隊員の身体的・精神的負担の軽減に向けた業務改善に取り組んでいます。

次に、消防職員の働きやすい環境づくりについてです。

今後の人員確保や育成方針については、人員確保については、これまで、笛吹高等学校での公務員説明会、高校生や大学生を対象としたインターンシップ、中学生を対象とした職場体験を実施してきました。今後は、職業説明会への積極的な参加など、人材確保に向けた取り組みを強化していきます。

育成方針については、効率的に消防力を向上させるため、消防、救急などの各分野において、各種専門研修会への参加を推奨するなど、職員のスキルアップ支援に取り組み、指導能力を備えたスペシャリストの育成を目指しています。

職員の負担軽減に向けた具体的な取り組みについては、業務所掌を丁寧に精査し、業務内容の重複を見直すことで、無駄のない効率的な組織体制の構築に努めています。

また、業務執行においても、出動報告書等について、出動時刻や現場住所など、通報記録等から事前に記載できる部分については、報告書に事前出力するなど、業務の効率化に取り組んでいます。

働きやすい環境づくりについては、24時間体制で、市民の生命、身体および財産を災害などから守るという消防業務の特性から、「安全確保」「ワークライフバランスの向上」「メンタルヘルスケア」が、働きやすい環境づくりの軸であると考えています。

最新の車両や災害対応機具の導入、研修の充実によって安全確保を図るとともに、勤務時間の適正化、休暇取得の促進に取り組み、ワークライフバランスの向上を図っています。また、メンタルヘルスケア講習会の開催、相談窓口の設置など、職員の心身の健康を支える取り組みも行っています。

今後も、働きやすい環境の構築に向けて、様々な取り組みを研究、実施していきます。

次に、消防行政のデジタル化推進についてです。

導入済みのデジタル技術と導入後の効果については、防火対象物や危険物情報といった予防業務に係る情報や、火災、救急、救助の出動状況を管理する警防業務に係る情報など、消防業務に係る情報を一元管理し、消防本部、消防署、各出張所で共有する消防OAシステムを導入しています。

これにより、業務改善はもちろんのこと、出動対象の情報をいち早く現場に伝えることが可能になり、消防力の向上につながっています。

デジタル技術導入に当たっての課題については、イニシャルコスト、ランニングコストのほか、セキュリティー環境を構築するためのコストなど、高額な費用が課題となる場合があります。

また、専門性の高いデジタル技術の場合は、活用できる人材の確保、育成についても課題となります。

内部管理業務を専門とした職員の採用については、東京消防庁をはじめ大規模消防本部の中には、消防吏員が訓練や災害対応に専念できるよう、内部管理業務には、消防職とは別に一般行政職の採用を行っているところもありますが、中小規模の消防本部では、こうした事例はまだ少ない状況であるため、先進事例や「消防力の整備指針」などを研究していきます。

内部管理業務の効率化による消防業務の改善については、内部管理業務、消防業務のいずれについても、デジタル技術の導入や業務所掌の見直しなどによって、効率化を図るとともに、業務量に対して適正な人員数を配置することで、職員の負担軽減につなげていきます。

次に、広域連携についてです。

消防指令業務の共同運用開始による消防本部の体制等への影響については、令和8年4月から、消防指令業務の共同運用が開始されることに伴い、これまで消防指令業務を所管していた指令課については、令和7年度末で廃止することとし、令和8年4月から新たな組織体系で運用するに当たり、消防本部全体の業務所掌や配置人員数の見直しを行いました。

今後の広域連携の可能性については、消防本部の広域連携の取り組みの一つである、はしご車等の共同運用について、近隣消防本部との連携の可能性について検討を行っています。

はしご車等の共同運用については、全国では、既に実施済みの消防本部がいくつかありますが、車両購入費や維持管理費の抑制という効果が期待できる一方で、車両の現場到着までの時間が増加するなど、運用上の課題も想定されるため、これらの課題も踏まえつつ、検討を進めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

以上、答弁とします。

質疑および質問はありませんか。

三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

丁寧な答弁ありがとうございます。

消防長からは、救急需要の分析や職員の負担軽減、デジタル化、広域連携によって、現場の声を踏まえた前向きな取り組みをご説明いただきました。

日々、現場の実情に寄り添いながら改善を進めておられる姿勢は大変心強く感じています。それを踏まえ、意見を述べさせていただきます。

救急需要の増加や人員不足といった課題は、今後さらに深刻化されることが予想されます。軽症通報などを減らすためには、地域包括支援や見守り体制の強化など、より生活に寄り添った対策が必要です。

「救急安心センター#7119」の導入後も、軽症の事例が一定数あるという点については、

市民の皆さまにもっと身近に感じていただけるよう、丁寧な周知が求められます。

特に高齢者の方々には119番のほう指が覚えているということもあるので、しっかり「救急安心センター＃7119」を浸透させていただきたいと思います。

また、職員の働きやすい環境づくりについては、採用や研修の充実に加え、若い世代がここで働き続けたいと思える職場づくりが重要です。デジタル化も導入して終わりではなく、運用体制を整えることで初めて現場の負担軽減につながります。

その上で、東京消防庁などで導入されている内部管理業務を担当する一般行政職の配置は、笛吹市でも検討すべき大きなポイントだと考えています。

消防職員が本来の専門業務に専念できるよう、事務作業を一般行政職が担う体制を整えば、現場はさらに働きやすくなります。現場を守る力に加え、組織を整える力が発揮される場面だと感じます。

はしご車等の共同運用においても、コスト削減や効率化といったメリットがある一方で、やはり現場到着時間の延伸という重要な課題があるとのこと。広域連携はあくまでも手段であり、どのような仕組みを選ぶにしても、最終的には市民の安全が確実に守られることが優先であるべきです。その1点だけは決して揺らいではならないと考えます。

今後も市民の安全安心につながる取り組みが着実に前進していくことを心より願っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（神宮司正人君）

以上で、三枝賢治君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を午前11時10分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、通告に従い、山本君の質疑および質問を許可いたします。

5番、山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

煌・フォーラム21の山本でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回、これだけは聞いておきたいとの思いで、1問だけ質問させていただきますが、その前に、先日、新聞のコラムで小学生の短い詩という欄を目にしまして、ちょっとホッコリしましたので、皆さんに時間をいただいて紹介したいと思います。

1つ目。

「僕は春休みが好きです。夏休みも好きです。そして冬休みも好きです。でも一番好きなの

はずる休みです」

もう一ついいでしょうか。

「好きですと言ったらしつこいと言われた。あれから失恋という漢字をしつこいと読んでしまう」

クスッと笑ってしまいます。

合併前、八代町時代、役場の入り口に「田もつくり、詩もつくろう」の標語がありました。八代町社会教育の理念として生まれた言葉だと聞いております。

合併して20年余りとなりますが、それぞれの町にあった文化ですとか、先人たちが残してくれたものは後世に引き継がなければ、そんな思いにもなりました。

平成の合併で3,200余あった自治体が1,700余と約半分に、それによって地域住民の身近な行政機能の低下が生じたのではないかと、そんなふうにも言われています。

また、各地で一番心配されているのが人口減少です。そんな折、ここからが本番でございます。

先日の全員協議会において、立地適正化計画（案）の概要をご説明いただきました。本市の20年後を見据え、人口減少社会に対応したコンパクトシティの実現を目指すマスタープランであることは理解しております。

しかしながら、居住誘導区域の設定に当たり、人口密度の維持によって都市機能やコミュニティの持続を図るという目的である一方、その誘導区域の中に浸水想定区域が含まれております。防災危機管理課との事前協議を踏まえた計画であると伺いましたが、市民の安全確保という観点からは、なお慎重な検討が必要ではないかと感じています。

また、交通アクセスに優れた中心市街地においては、医療・福祉・子育て支援などの都市機能を集約し、利便性の高いまちづくりを進め、賑わいを創出していく必要がある一方で、本市全域を考えると、本市の農業は地域経済を支える主要産業としての役割が引き続き期待されており、守るべき大切な地域資源であります。このような課題をどう調和させていくのかについても問われていると考えます。

国や県から計画の早期策定を求められていることは承知しております。しかし、今回の計画は、拙速に進められている印象を否めません。市民の参画や専門家の意見聴取など、丁寧で開かれたプロセスを踏みながら計画策定することが重要であると考えています。

そこで伺います。

1. 浸水が想定される区域を居住誘導区域に含めることについて、リスク分析をどのように行ったのか伺います。

2. 計画検討段階での市民や専門家の参画状況を伺います。

3. どのような理念や思いを持って本計画を策定するのか伺います。

お願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

島村建設部長。

○建設部長（島村秀忠君）

山本茂貴議員の一般質問にお答えします。

まず、浸水が想定される区域を居住誘導区域に含めることに関するリスク分析についてです。

居住誘導区域の設定に当たっては、国土交通省の示す「立地適正化計画作成の手引き」に基づき、土地利用の実態や人口動態、災害リスク、公共交通の利便性等を総合的に判断して設定しました。

設定の過程においては、既に中心市街地が形成されている笛吹川右岸の大部分が浸水想定区域に該当するため、国土交通省に助言を求めたところ、災害リスクについて多角的に分析した上で、ハード面、ソフト面の両面から、災害リスクを軽減する対策を講ずるよう助言を受けました。

これを踏まえ、当該区域の想定浸水深、浸水継続時間、災害発生時に想定される被害範囲、被害レベルなど、危険度や危険箇所を複合的に分析し、浸水想定区域の中でも、家屋倒壊等氾濫想定区域については居住誘導区域から除外するなど、リスクの軽減を図りました。

併せて、河川の整備や維持管理、雨水の流出抑制、避難先の確保、地域防災力の強化など、ハード面、ソフト面の両面から防災・減災の取り組みを充実させ、安全な居住環境の形成に努めていくことを、本計画の防災指針に位置付けました。

次に、計画検討段階での市民や専門家の参画状況についてです。

学識経験者、市議会、農業委員会、商工会、連合区長会の代表者、山梨県峡東建設事務所長、峡東農務事務所長を含む10人で構成されている都市計画審議会を2回開催し、計画の内容を説明するとともに意見の聞き取りを行い、審議する中で策定を進めてきました。

また、広く住民の意見または提案を反映するため、1月に住民説明会の開催と、1月26日から2月26日までパブリックコメントを実施しました。

次に、計画策定の理念や思いについてです。

本計画では、目指す都市像として「誰もがいつまでも安全・安心・快適に住み続けられる多極ネットワーク型コンパクトシティ」を掲げています。

市の中心拠点、各地域生活拠点といった市内全域を公共交通で面として結びつけることで、将来にわたって活力ある、安心・快適で持続可能なまちづくりを推進することを基本に策定を進めてきました。

この計画の実現は、市の将来像である「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現につながるものと考え、市民の皆さまとともにより良いまちづくりを進めていきたいと考えています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

丁寧なご答弁を、島村部長にはありがとうございました。

再質問をするつもりでいたんですが、再々質問となりそうで、とても時間内には収まりそうにありません。ですから、ここから先は、建設経済常任委員である私どもの会派の鈴木議員にあとは委ね、今後の動向を見守っていきたい、そんなふうに考えています。

最後に少しだけ意見を述べさせていただきます。

中心拠点への機能集約のみでなく、各地域生活拠点における日常的な生活サービス機能の維持を図っていただき、機能が適切に分担をし、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けること

のできる多極ネットワーク型都市構造の実現をまず目指してほしいと思います。

子育て世代が住みたくなる、住み続けたくなる、便利で快適なまちを目指してほしいと、そう願っております。

そして最後に3つの願いがあります。

歌の題名ではありませんが、ここからは島村部長はメモしてください。

お願いいたします。

1つ、居住誘導区域内の人口推移、2つ目、高齢化率、子育て世帯の割合、3つ目、空き家率の推移、この3つはしっかりデータとしてとっておいていただきたい、そう思います。

もしかしたら、来年、建設経済に移動するかもしれませんから、そのときはよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、山本茂貴君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑・質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑質問をいたします。

次に、通告に従い、山田宏司君の質疑および質問を許可いたします。

10番、山田宏司君。

○10番議員（山田宏司君）

清心会の山田宏司でございます。

冒頭、少しお時間をいただいて、うれしいニュースがありましたので、ご報告したいと思います。

すでにご承知の方もいらっしゃると思いますが、石和中学校野球部が3月21日から25日の5日間、岡山県で開催される文部科学大臣杯第17回全日本少年野球大会ENEOSトーナメントへ出場します。

全国56チームの代表の一員として、開会式翌日の21日の第1試合に岡山倉敷マスカットスタジアムで宮崎県代表と対戦いたします。

石和中学校野球部のご活躍をご記念いたしたいと思います。

14年ぶり2回目の全国大会出場ということですので、本市でもしっかりとした対応とご支援をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い2問の質問をいたします。

はじめに、耕作放棄地の解消について伺います。

果樹農業は本市の重要な産業であり、ぶどう、桃の生産量は全国一位、晴天率の高い気候、水はけの良い土壌を利用した農地では良質の果物が生み出されています。また、甲州式ぶどう棚を用いた果樹園は栽培効率も良く全国に普及し日本のぶどう栽培の基本となっており今後も伝統、文化として継承していかなければなりません。そのためには後継者不足の問題を解決し、安定した農業生産を継続していくことが大切です。農業後継者不足を解消するために本市では農業塾を開催し、新規就農者支援事業に取り組み農業後継者の育成に力を入れています。しかし、近年では農業従事者の高齢化、後継者不足、病気など体調不良で耕作できず放置されてい

る農地が散見します。耕作放棄地を放置すると荒廃農地化して火事などの防災面、動物が巣作りしたり病害虫の巣窟となり、草木が繁茂する事で周辺道路の通行の妨げ、隣接住宅へ迷惑がかかるなどの問題が起きています。新規就農者が耕作放棄地を見つけ地主に借り受けの話をしても借りることができず、そのまま放置されている農地も多いと聞きます。本市の重要な果樹栽培の継続と農地保全の観点から新規就農者や営農希望者が耕作地を借用できるようにすることが大切であると考え、以下お伺いします。

1. 市内の耕作放棄地の現状と改善状況を伺います。
2. 耕作放棄地解消のためにどのような活動を行っているか伺います。
3. 耕作放棄地の周辺では草木が道路を覆い通行の妨げや隣家へ害虫などが進入して庭や壁を覆うことがあり、防除する機材が無い住民は苦慮しています。そのような場合は市として対策や駆除等を行っているか伺います。
4. 耕作放棄地を解消するための指導をしても改善がない場合、例えば固定資産税の税率を農地課税から変えることを検討してみてもどうか見解を伺います。
5. 耕作放棄地を新規就農者や他地域の営農希望者が借り受ける場合、地主との面識もなく借り受けに至らないことが多いと聞きます。市として、このような場合に地主の意向を聞き営農の意思がない場合には土地の売買、借地を勧めているか。地主が個人で契約することに不安があり借地契約に進めない場合や契約の結び方が分からない場合などは市のほうで契約内容等を整え、営農希望者とのマッチングを行っているかお伺いします。

当局の答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

山田宏司議員の一般質問にお答えします。

まず、市内の耕作放棄地の現状と改善状況についてです。

農業委員会による、令和7年度農地利用状況調査では耕作放棄地は407.7ヘクタールです。土地所有者に通知を出し耕作放棄地解消の指導をしており、令和8年1月現在33件、4.35ヘクタールが改善をされました。

次に、耕作放棄地解消のための活動についてです。

農業委員、農地利用最適化推進委員は日々の活動で農地のパトロールを行うとともに、年に一度、市内全ての農地に対して農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査を実施しています。

この調査により耕作放棄地と判断された農地については、農地法第32条の規定に基づき、所有者等に対して、当該農地の利用意向調査を行い、耕作の意思や貸付希望などの意向を確認し、必要な助言を行っています。

次に、耕作放棄地の草木の繁茂や害虫発生に対する市の対策や駆除等についてです。

農業委員、農地利用最適化推進委員がパトロールを行い、必要に応じて農地の適正な管理に向けた指導を行っています。また、耕作放棄地の草木の繁茂や害虫発生の通報があった場合には、現地確認を行い、所有者に対して改善を指導しています。

なお、市が耕作放棄地の草木の伐採や害虫駆除を行うことはありませんが、個人で対処することが難しい方には、シルバー人材センターの利用を案内しています。

次に、耕作放棄地が改善されない場合の固定資産税率や課税地目の変更についてです。

固定資産税の税率は地方税法第350条に基づき、土地・家屋・償却資産に共通して標準税率である1.4%を適用しているため、特定の個人の税率を変更することはできません。

なお、耕作放棄地の課税については、農地法第36条の規定に基づく勧告があった場合、遊休農地の評価を通常の農地の1.8倍とする評価方法が、国が定める固定資産評価基準で示されていることから、その運用について検討していきます。

次に、営農の意思がない耕作放棄地の売買、借地の支援や営農希望者とのマッチングについてです。

農業委員会では、農地を貸したい、売りたい方、あるいは、借りたい、買いたい方からの申請に基づき、農地のマッチングを図る「あっせん事業」を行っています。

また、耕作放棄地についても農地の利用意向調査の回答や、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動を通じた確認により、売りたい、貸したい意向がある場合には、あっせん事業の活用を推進しています。

なお、あっせん事業によりマッチングが整った場合には、貸借や売買の契約書の作成および農業委員会に提出する申請書の作成を支援しています。

以上答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○10番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。

耕作放棄地の問題解決に向けて地道に活動を行っているというふうに答弁をいただきました。再質問はありませんが、2点ほどお話をします。

1つは、耕作放棄地の草木の繁茂と病害虫です。近隣住宅の住民から、隣からアメリカシロヒトリが大挙して押し寄せ、壁中をはっていた。家庭用の殺虫剤で駆除したが納得できないと。なぜこちらで対処しなければならないのか。

近隣からこちらへ繁茂する草木を勝手に切っていいのか。切ったものは誰が処分するのか。またここに火がついたら家まで延焼しないか心配だというお話をお聞きしました。

こういったことが積み重なると、農業に対する理解がなくなり、トラブルのもとになりかねません。

もう1つは、地主ですが、一度知人へ農地を貸したが、借り手が荒廃農地化させてしまった。借りたいという話があるが、もう貸すのはこりごりだというお話もあります。

こういった事例も耕作をするか、農地として適切に管理を行っていれば起こらなかったことです。

周辺住民とのトラブル回避と円滑な農地の貸し借りのために、草木の繁茂や病害虫の駆除など補助制度などを検討していただき、借地した後の農地管理状況の調査、問題があった場合は借り主への指導なども検討していただきたいとお願いして、質問を終わりたいと思います。

続きまして、ふるさととのふるさと納税についてお伺いします。

笛吹市の未来を見据え人口減少対策は最重点課題でありいかにして人口減少を食い止めるか。また、人口が減れば市税収入の減少もいずれ始まり、市民サービスへ影響を及ぼします。今後に備えて対策を立てていかなければなりません。令和8年度予算ではふるさと納税が全体収入

の約10%を占めており、今や本市の重要な財源となっています。今後、魅力的な返礼品を用意し丁寧にアピールすることで納税額の増額が予想されます。それには市場対策のできる人材確保と育成、組織づくりが急務であると考えます。ふるさと納税事業は納税を募り財源を増やす事以外にも様々な波及効果があります。

1つは返礼品を取り扱う産業の育成とそれに伴う雇用の創出。魅力ある発信を通して本市への観光客の誘導、さらには訪れた観光客や本市の施策を知り暮らしやすさから移住定住に繋がることも考えられます。単純に納税を募るだけの事業ではない、いろいろな側面を持つふるさと納税事業を生かしたまちづくりに取り組むことが本市の将来へ良い影響を与えると考え、以下お伺いします。

1. ふるさと納税の令和7年度の現予算49億円に対し、令和8年1月末現在は約43億円の寄附額で推移しています。そこで、令和7年度の寄附状況と分析、年度末までの寄附額の決算見込み額について見解をお伺いいたします。

2. 峡東地域3市では返礼品の主力が果樹と同じですが、3市のふるさと納税額には大きく開きがあります。その要因について分析をしたのか、その結果と見解をお伺いします。

3. 本市のふるさと納税額を今後、どのくらいまで増やすか、それとも現状維持で良いと考えるか見解をお伺いします。

4. 現状の担当者は会計年度職員を含め3名体制で業務を行っているが、この人数で寄附者であるお客さまへの対応、返礼品提供事業者との調整、ポータルサイト担当者との折衝が十分行えていると考えるか見解を伺います。

5. 令和8年度当初予算におけるふるさと納税額の歳入見込みは49億円とされており、全体の歳入予算額の約10%を占め市民税の約半分と重要な財源となっています。これは、他市町村でも同じで重要な財源として寄附額を増やすために活発な活動を行っています。今年1月に会派で研修へ行った茨城県境町では、公社をつくり総勢167名でふるさと納税事業、子育て支援、移住定住、道の駅の運営、ふるさと納税返礼品の加工工場運営など様々な事業へ取り組んでいました。山梨県内でも富士河口湖町などでは、すでに公社を立ち上げており、山梨市では令和7年4月から「ふるさと納税ブランディング課」を立ち上げ、課長以外に正職員4名、会計年度職員1名の計5名配置されます。甲州市では政策秘書課、地域未来戦略室、甲州市ふるさと納税事務局として室長以外に正職員4名、会計年度職員2名の計6名配置されています。

先にも述べましたが、本市では正職員2名、会計年度職員1名の3名です。本市は3名体制でかなり善戦していると言えますが限界があり50億円の壁は相当高く現状で超えるのは難しいのではないのでしょうか、専門知識がある職員の配置と職員数の増員をしなければ、寄附をして頂ける可能性の高いふるさと納税をみすみす逃してしまうと言わざるを得ません。

そこで本市でもブランディング課や公社などの設立に向けた準備段階にとらえ、まずは、ふるさと納税額を増やすために現有職員の中から専門職を育成することによって、返礼品提供事業者、ポータルサイト担当者との継続したお付き合いにより人間関係、信頼関係の構築が実現できると考えます。また、担当職員の増員と専門職員の在籍年数を伸ばすことで、寄附額の増加に向けた魅力的な返礼品の開発、寄附をしていただけるお客様へのアピール、お客様への丁寧な対応を行うことができると考えられるため、専門知識を学ばせ次世代の専門職員を育成する事を検討するべきだと考えますが見解をお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小澤総合政策部長。

○総合政策部長（小澤宏之君）

山田宏司議員の一般質問にお答えします。

まず、令和7年度の寄附状況と分析、決算見込額についてです。

令和7年度は、ふるさと納税制度改正により、令和7年9月末をもってポータルサイトのポイント還元が廃止されました。これに伴う駆け込み需要により、令和7年9月の1カ月間の寄附額は前年同月比331%、9億4,300万円となり9月の寄附額としては最高額となりました。一方、例年は12月の1カ月間の寄附額が年間の最高月額となっていたところ、令和7年12月の1カ月間の寄附額は、前年同月比75%の9億4千万円と減少していることから、多くの寄附者が、9月末のポイント還元が廃止となる前までに寄附を終えたものと考えます。

令和7年度の分析として、令和8年1月末現在、寄附件数は24万7,000件で前年度総件数の117%、寄附額は42億9,000万円の前年度決算額の116%で推移しており、年度末に向けてさらなる上振れを期待しています。

寄附の返礼品の内訳は、シャインマスカットを中心としたフルーツが約8割を占めており、残りが旅行券やジュエリーなどの返礼品で、依然としてシャインマスカットに人気が集中している状況です。人気の返礼品の品質向上を強化するとともに、返礼品のラインナップも拡充していけるよう、市内の事業者を引き続き働きかけていきます。

令和7年度は、ポータルサイト内の目を引く場所に本市の返礼品が掲載されるよう、宣伝広告を強化するとともに、これまで一律で行っていた、フルーツの当年度発送と先行予約の切替えについて、返礼品提供事業者の出荷状況に応じて個々に対応するなど、年間を通じて多くの方に寄附していただけるような取り組みに注力しており、ふるさと納税による寄附受入金額の目標額は、過去最高額の49億円としています。

次に、峡東3市の寄附状況の分についてです。

峡東地区の3市では、いずれもフルーツを中心とした返礼品に力を入れています。

甲州市は、公社の設立によって、ふるさと納税のコールセンターや返礼品登録作業などの業務を委託先である中間事業者から公社へ少しずつ移行していくことにより、経費の削減と機動力の確保等が図られるものと見受けられます。

山梨市においては、令和7年度から、ふるさと納税ブランディング課を新たに設置することで、ふるさと納税とブランド力強化の双方を1課に集約し、市の認知度向上と寄附額アップの両面を高め合う相乗効果を期待していると見受けられます。

なお、甲州市と山梨市の詳細な事業内容や戦略は、公表されていない点もあることから、具体的な分析は困難な状況です。

本市においては、現在返礼品のラインナップの拡充や量の確保に注力し、寄附を受け付けています。令和6年度決算においては、寄附額は前年比1.28倍の約37億円で、寄附件数も前年比1.2倍の約21万件と大きく増加しました。残念ながら寄附金額は他の2市に及んでいませんが、今後も寄附額や寄附件数をさらに増やすため、引き続き努力します。

次に、本市の今後のふるさと納税額についてです。

本市の貴重な自主財源となる、ふるさと納税については、これからも寄附額を増やしていく

ことを目指し、寄附額の上限を設けず、好機を確実に捉えた効果的な広告や施策を展開し、現状に甘んじることなく、果敢に事業を進めていきます。

次に、現状のふるさと納税担当の職員体制についてです。

ふるさと納税事業では、返礼品のポータルサイトへの登録掲載、発注・発送の対応、在庫管理をはじめ、寄附者からの問い合わせへの対応、寄附受領証明書や税額控除書類の対応など、職員以外でも対応可能な業務については、すべて「中間事業者」に委託しています。

しかし、ふるさと納税事業の規模が拡大していることに伴い、職員が対応している、返礼品提供事業者との交渉、ふるさと納税ポータルサイトが実施する特別企画への対応、市場価格を反映した返礼品の価格設定などの業務も増加しています。

現状の体制で最大限の効果を発揮すべく、業務の効率化や担当者間の連携強化に日々努めながら、これからも独自性のある事業の執行により効果的な成果が発揮できるよう取り組みます。

次に、ふるさと納税担当としての専門職の育成についてです。

ふるさと納税事業は、マーケティング、データ分析、事業者との交渉、法令遵守、迅速な市場対応など、多岐にわたる専門知識とスピード感が求められる分野であると認識しています。

今後ますます厳しくなる総務省の規制を厳格に遵守しながら、数ある自治体の中から寄附先として本市を選んでいただくための体制強化について、検討する必要があると考えています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○10番議員（山田宏司君）

答弁ありがとうございました。

優れた人材を育てること、適材適所に配置してより強固に効率的に組織運営を行うことは、今も昔もとても重要です。

武田信玄公の言葉にも、「人は石垣、人は城」とあります。人を育て、適材適所で使うことで、その組織がより強固に機能するようになると教えた言葉です。

現在の企業経営にも企業は人なりという言葉があり、人を育てることの大切さを説いています。伸びる可能性が大いにある笛吹市のふるさと納税の今後を考えると、体制強化は緊急の課題であり、それと併せ人材の育成も並行して行っていかなければなりません。

先日の落合議員の代表質問の折に、市長の答弁で今の額で満足はしていないとありました。私たち議員も全く同じ気持ちです。担当の職員もおそらく同じ気持ちでいることでしょう。

今後のふるさと納税事業に対する戦略の中で、職員が行うことの重要性を踏まえて、いかに人材を育てていくか、ぜひ市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（神宮司正人君）

市長、お願いします。

○市長（山下政樹君）

どうも素晴らしいご質問をいただきましてありがとうございました。

今、質問を聞いていまして、そのとおりでございますので、公社をつくっていくかどうかというのは、先日もちょっとお話ししたように、その堺町が160人もいるといったって、あそこは要するに作業までしている人を全部入れて160人と言っているわけですから、要は甲州

市だとか山梨さんみたいにですね、そのセクションでやっている職員というところは、境町だっ
てそんなに変わらないと思うんですけどね。

いずれにしても、うちは今のところ二人体制、そして会計任用職員で、ある意味三人体制で
45億円ぐらいを稼ぎ出しているということですけど、まだまだやっていかなきゃいけない
ことがたくさんありますし、議員が言われたように、やはりある程度もう少し強化していかな
ければいけないなというふうには正直思っています。

かなりふるさと納税を直接私がダイレクトに指示を出したり、いろいろしていますので、こ
うしようとか、いろいろありますので、ちょっとそれは先日も言ったようにちょっと考えてお
ります。

あと、専門的な職員をという育成なんですけれども、ご存じのとおり、公務員というところ
は大体2年から3年で一つのところを異動していくというふうなことでございます。

そういう中で、少し長くなりますけれども、のーと笛吹なんかは若手の職員がかなり長い
年月をかけて、意図的に、これはもう途中でやめさせるわけにもいきませんし、ある程度しっ
かり作り込んでもらわなきゃ困るし、一番彼がよく分かっているわけですから、その職員に5年
ぐらい今年で、多分やっているんじゃないかなと思いますし、あと、児童発達支援センターな
んかも今回つくらせていただいた、あれも正直言って仕込みまでにかかなり時間がかかっていま
すけど、担当課長も長いこと、全部出来上がるまで、おまえ課長でいろよと、いさせてやるか
ら頼むぞというふうなことをやっていたり、そういうふうな部分もありますので、さすがに10年
も1人で同じセクションにいるということはできませんけれども、そういったある程度専門的
な知識を持ってつくっていくというのは重要なことだと思いますし、本当に実際、ポータルサ
イトとの打ち合わせ、総務省の規定がどんどんどんどん厳しくなりますから、それへの対応、
そしてまた、今日もお越しになっていただいている傍聴者の中にも生産者もいらっしゃいます
ので、そういった生産者の方とのコミュニケーションというのも非常に重要になってくるとい
うことでございますので、議員から、今お話があった件等について、今後ちょっとよく研究し
ていき、実践していきたいというふうに考えております。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○10番議員（山田宏司君）

突然振ってしまいましたけれども、丁寧に答えていただきましてありがとうございました。

まさに市長のご答弁の中にあつたことが今後の肝になってくるかと思います。

令和8年度2月23日発行の毎日新聞に掲載されたふるさと納税100億円の町でという記
事がありました。富士吉田市を特集した記事であります。

その中で、堀内茂富士吉田市長は、民間事業者に頼り切るリスクと中心的な業務は職員が行
うことの重要性を説いていました。まさに市長がおっしゃったことだとは思いますが。

そのリスクというのは、長野県須坂市で業者に任せっきりにした結果が、産地不正が行われ、
総務省により2年間の制度停止というペナルティーを課せられたということがありました。

今の税収入を考えると、その2年間の制度停止というのは本当に大きなペナルティーなので、
こういうことがないようにまた行っていたらかねばならないというふうには考えています。

このような問題を起こさないために、危機管理から、富士吉田市ではふるさと寄附推進課職員7名と、市が100%出資するまちづくり公社社員6名の13名体制で業務を行っています。

全てを任せることなく、職員を交えて行うということが大切かと思います。本市のふるさと納税事業には伸び代があります。寄附額が増えているこの機を逃さず前に進む事業展開を期待して、私の質問を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、山田宏司君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑・質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時30分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、通告に従い、河野智子君の質疑および質問を許可いたします。

11番、河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

まず、笛吹市南部学校給食センター建設について質問いたします。

令和6年5月23日の議会全員協議会において、市内8カ所の給食調理場のうち、御坂学校給食共同調理場・八代学校給食センター・境川小学校調理場・芦川小学校調理場の4施設は、竣工から長期間が経過しており、老朽化に伴う修繕が増加し、安全な給食の提供に支障が発生する恐れがあるとして、4カ所の施設を統合した新学校給食センターを建設することとしたとの報告がありました。

建設予定地は、八代町南地内の八代南森之上多目的広場および市営八代森之上住宅地とした。

建設方針として、対象校が御坂・八代・境川・芦川町にある小中学校7校であること、最大調理能力1日当たり2,200食、食物アレルギー除去食、調理能力7品目、災害時対応能力は炊飯と汁物で1千人、3食、3日間等が示され、建設のスケジュールとして令和6年度は関係者への説明、令和7年度はプロポーザルによる厨房機器の選定、令和8年度は設計、令和9年度は工事、令和10年度は3学期から稼働開始と示されました。

建設予定地の選定条件として、用地面積が6千平方メートル以上の市有地、各学校までの距離、インフラ整備がされている、災害危険性の低い場所の4点が示され、建設予定地はこの条件に合致しているということでした。

すでに近隣住民への説明会が行われたということですが、住民からは建設に対し反対する意

見も寄せられています。

まず1点目は、建設予定地は学校から近く、住宅にも接しており工事車両や運搬車が通る予定の北側道路では交差点での事故が起きたことがあり、登下校時に児童生徒が通る際や、住民が来るまで通る際に、交通事故の危険性が高まるのではないかとということです。

2点目は、森之上多目的広場は公園となっていて遊具があり、住民の憩いの場です。その場所がなくなることになります。そこで伺います。

1. 4つの施設のうち、御坂学校給食共同調理場と八代学校給食センターは竣工から20数年であるので長寿命化という選択もあったと思いますが、新たに建設することとした理由は为什么呢。

2. 住民説明会に参加した住民は何人でしょうか。

3. 給食センターの建設に対し、住民から意見や要望が出ているのでしょうか。

4. 交通量の増加による危険性に対し、対策を考えているのでしょうか。

5. 給食センター建設により公園として利用できなくなるのか、今ある遊具はどうするのかお聞きします。

6. 住民から反対の声が多く寄せられた場合、今からでも建設予定地を変更することはできないでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

河野智子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、南部学校給食センターを建設する理由についてです。

ご指摘の2施設は、笛吹市学校施設長寿命化計画における長寿命化判定で、御坂学校給食共同調理場は廃止、八代学校給食センターは躯体について長寿命化が可能と判定されています。

しかし、両施設ともに、学校給食法の学校給食衛生管理基準で規定する「調理場は、二次汚染防止の観点から、汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域に部屋単位で区分けする」等の基準を満たしていないことや、老朽化に伴う機械設備や調理機器の更新が現在の建物内のスペースでは困難であることが理由です。

また、境川小学校調理場および芦川小学校調理場についても、同様の状態にあることから、4施設を統合した南部学校給食センターの建設を計画しました。

費用面を比較すると、統合しなかった場合は、御坂、八代、境川および芦川の各施設とも、学校給食衛生管理基準を満たすための調理場スペースの拡充費用をはじめ、予防保全、長寿命化改修、改築費用のほか、設備、機器類の更新費用を見込むこととなりますが、施設の統合によって約2割から3割の費用抑制が図られる見込みです。

また、規模の小さい境川、芦川調理場では対応が難しい、アレルギーを持つ児童生徒への除去食の提供についても、施設の統合によって可能となり、より一層、安全安心な学校給食の提供が確保されることとなります。

次に、住民説明会の参加人数についてです。

八代町南森之上地区を対象に回覧板で周知を行い、令和6年11月に開催した説明会には

1 1 人が参加しました。

なお、説明会の開催前には、八代町区長会において説明を行っています。

次に、住民からの意見や要望についてです。

説明会の折、通学路の安全確保、ごみステーションの再配置、建設予定地内にある地区公民館の移設の有無などについてご意見が寄せられました。

その際、通学路の車両通行には最大限配慮すること、ごみステーションの位置は利用する住民の要望等を考慮すること、公民館は現状のまま残すことを説明しました。

次に、交通量増加に伴う対策についてです。

建設工事期間中にあっては、交通誘導員を配置し安全確保に努めます。施設完成後は、勤務する職員や配送車の利用道路を指定するなどの対策を講じます。

なお、減速を促す注意喚起表示などの路面標示の充実や、視覚的な抑制策については、事前に笛吹警察署と協議の上、対応します。

次に、森之上多目的広場の公園や遊具についてです。

公園スペースや遊具については、用地内で確保できるよう工夫します。

次に、建設予定地の変更についてです。

建設予定地は、市有地のため新たな用地買収などをすることなく計画を進められること、また、御坂、八代、境川、芦川地区の小中学校への配送を行う立地の観点からも最適であると考えられるため、建設予定地の変更は考えていません。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○1 1 番議員（河野智子君）

再質問をします。

御坂学校給食共同調理場は、構造躯体の健全性の長寿命化判定で廃止になっているということですが、令和2年3月の笛吹市学校施設長寿命化計画では、構造躯体の健全性の長寿命化判定が長寿命となっており、劣化状況評価がB判定で健全度75点となっています。

長寿命化判定が廃止となったのはいつなのか、また廃止となった理由は何かをお聞きます。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

令和7年3月、笛吹市学校施設長寿命化計画を改定した際に、長寿命化から廃止に変更しました。安全安心な学校給食を提供するためには、学校給食衛生管理基準を満たす調理場スペースの確保や、老朽化に伴う機械設備等の更新が必要となり、現在の建物ではその基準を満たしていないことから、長寿命化判定を廃止といたしました。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○ 1 1 番議員（河野智子君）

公園の遊具は残していただけるということで安心しました。

また、構造躯体の健全性の長寿命化判定が可能となった場合でも、柱は残して壁の部分は取り除くため、工事期間が1年以上かかるということで、その間、給食が作れないということを伺っていますので、長寿命化は難しいというふうに感じました。

鉄筋造の建物は耐用年数が40年ほどあると聞いています。しかし、境川や芦川の調理場は40年から50年使用したのに比べ、御坂の給食調理場と八代の給食センターは建設から20数年しか経過していません。それで建て替えが必要となるのはあまりにも早い気がします。

市の公共施設については、老朽化し、改修や建て替えの必要な施設が多くありますので、給食調理場についても定期的な点検整備を行い、長く使えるような対策を研究していただきたいと思います。

境川小学校や芦川小学校の調理場は古くて設備が整っていないため、生野菜の提供ができないというお話を伺いました。1日も早い建設を望むため、民間の土地を買い上げて建設するとさらに時間がかかるので、市有地が選ばれたという事情もお聞きしました。

ただし、住民説明会への参加者は11名ということですので、住民への説明は十分とは言えないと思います。

交通量の増加以外にも、工事中の音の問題や建物が完成後の日当たりはどうかなど、建設予定地の周りに住む方々は不安に思っていますので、不安を払拭できるように説明や対策を取っていただきたいと思います。

次に、市の文化施設についてお聞きします。

笛吹市の文化施設については、笛吹市文化施設のあり方に関する検討委員会が設置され、令和7年3月に報告書が提出されました。

市はそれに基づき整備の方向性が出されました。市長の施政方針で、令和8年度は青楓美術館について、一宮町内の既存施設を活用した整備の検討を進めるとともに、旧小林家土蔵について観光施設としての整備に向けた耐震調査を進めていくとの発言がありました。

また、昨年12月17日の全員協議会において、山廬および俳諧堂について飯田秀實氏から寄附の申し出があり、市は寄附を受けることとしたとの報告があり、これまでの経緯や、今後のスケジュール等についての説明がありました。

文化施設を後世に残すためには、管理のためそれなりのお金がかかり、有効活用するには市のビジョンや運営方針が必要と考えます。

以下、伺います。

1. 清風美術館・旧小林家土蔵・山廬施設について、市はどのようなビジョンを描いているのでしょうか。

2. それぞれの施設について、今後の管理運営方針を考えているのでしょうか。

3. 12月17日の全員協議会において、山廬施設についての説明と今後のスケジュールが示されました。

寄附を受けた後の取り組みについて、山廬文化振興会が行ってきた取り組みを検証するとともに、後山や里山、耕作放棄地の再生などの取り組みと連携しながら、俳句の里づくりを推進するとしています。市民の生涯学習の推進、観光振興、指導者の育成なども挙げられており、

これらをどのように進めていくのか伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、青楓美術館・旧小林家土蔵・山廬施設についてです。

青楓美術館については、一宮町地内に市立美術館の機能を備えた施設として整備し、津田青楓の作品を基軸としたコレクションに加え、市ゆかりの芸術作品について適切な環境で管理しながら、併せて展示を行う施設を目指します。

旧小林家土蔵については、立地を生かし、市の偉人や文化芸術を紹介し情報を発信する拠点として、観光客や地域住民が気軽に立ち寄ることができる場を目指します。

山廬施設については、高い文化的価値を持つ山廬および俳諧堂を後世に引き継いでいくとともに、文化振興や観光振興の拠点として活用し、地域の活性化に資する施設を目指していきます。

次に、各施設の今後の管理運営方針についてです。

青楓美術館および旧小林家土蔵については、施設整備を進めていく中で、最も適した管理運営方針についても検討していきます。

山廬施設については、令和8年4月から、山廬および俳諧堂について、毎週水曜日、祝日、年末年始の休館日以外は開館することとし、一年を通して一般公開を行います。施設の管理運営は、令和8年度は業務委託、令和9年度以降は指定管理を考えています。

次に、俳句の里づくりの推進についてです。

まず、年間を通じて、山廬および俳諧堂の一般公開を行い、俳句愛好者をはじめ多くの方に訪れていただけるようにします。また、児童生徒の俳句教室や後山での体験教室の開催のほか、俳句を通じて世代間の交流を図りながら、仲間づくりや生きがいくりの場として市民講座を開催するなど、市民の生涯学習の推進に広く活用します。

さらに、観光振興にも寄与するため、吟行句会の受け入れや教育旅行で来県する生徒を対象とした探求学習、海外富裕層を対象にした体験型旅行の場などとしても活用します。

また、これらの教室や探求学習などの場として継続的に活用していくため、子どもにやさしく、楽しく指導できる人材や専門的知識を持った指導者の育成を図るとともに、山廬の環境を保全しながら、山廬のもつ文化的価値や歴史的価値を踏まえ、市や県の文化財登録に取り組みます。

このように様々な取り組みを展開する中で、今後も俳句の里づくりを推進していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

再質問を行います。

文化施設を観光にも利用しようとした場合、集客のための駐車場の確保が問題になると思い

ますが、旧小林家土蔵は駐車場がないですし、山廬は途中の道が狭く駐車場も狭いと思いますが、その点はどのように考えているでしょうか。

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

いずれの施設におきましても、市の施設としての活用を進めていく中で検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

青楓美術館は紆余曲折があつて、一宮町内に市立美術館を造ることになりました。

場所などはまだ発表されていませんが、美術品の展示だけでなく、市民が芸術に親しめ、交流することができる場所になることを望みます。

旧小林家土蔵は市部通りの交通量が多い道路に面していますが、歩行者が多いわけではありません。山梨県民は車での移動が普通になっていますし、観光客が歩いているところも見かけません。人を集めるにはそれなりの仕掛けを準備し、広報も必要になると思います。

山廬については、境川という自然豊かな場所にありますので、俳句の里として周りの自然と一緒に楽しんでもらい、笛吹市の魅力を感じていただきたいと思います。

文化施設や文化財は、その地域の歴史や文化と深く結びついており、それまで管理してきた関係者の皆さまの思いも強いものがあります。市が管理した場合、その思いまで引き継ぐことはなかなか難しいと思いますが、文化的な価値を残しながら観光資源として活用し、大切に保存して後世に残していただきたいと思います。

観光客だけでなく、市民にも市の文化施設に関心を持っていただき、訪れる人が増えることを期待し、質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

次に、通告に従い、荻野賢一君の質疑および質問を許可いたします。

12番、荻野謙一君。

○12番議員（荻野謙一君）

笛新会の荻野謙一でございます。

通告に従って質問をしたいと思います。

その前に、私が今回の質問のラストバッターということで、限られた時間の中で精一杯質問したいと思います。

去る2月8日に行われた衆議院総選挙の結果、高市政権、自民党の圧勝により、これからの日本の豊かに強く、また日本国民の生命を守る国防対策、物価高騰対策、社会保障対策等の始まりです。野党に負けない国を守る政権に期待いたします。

また、北朝鮮の拉致問題、横田めぐみさんのお母さんも90歳になりました。

被害者全員の一刻も早い帰国を高市政権に期待するとお願いするところであります。

それでは、質問に入ります。

石和町富士見地域整備と防災公園水害避難タワーの整備を。

リニア中央新幹線の山梨駅は2026年度に本格的な工事が着工となります。完成は2031年の予定となっております。

石和町富士見地域は、リニア山梨駅から新山梨東環状道路を使うと、7分から8分で東油川インターチェンジに到着いたします。そういった立地条件のところでもあります。

現在、国道140号線が拡幅工事が行われ、80％は完成しています。この140号線を中心とした富士見地域は、医療に関しては、歯医者さんが7軒、内科医が4軒、耳鼻咽喉科が1軒、眼科医が1軒、整形外科医1軒、皮膚科が1軒。近隣には城南病院、甲府市立病院があります。また、最近、動物病院も1軒出ました。また、140号線沿いには大手スーパーが4軒、ドラッグストアが2軒、また富士見地域内にコンビニ5軒があります。

富士見地域は、笛吹市の南の玄関口となり、将来の夢と希望が膨らみます。また、リニア山梨駅から車でわずか15分でアクセスできる石和温泉郷、山梨県内で「リニア山梨駅に最も近い温泉郷」をキャッチフレーズとして、さらに夢と希望が膨らみます。そのためにも、夢のリニア中央新幹線のオープンを控え、10年先を見据えた都市整備が必要不可欠だと思います。

富士見地域は住宅化が進み、人口減少が少ない地域です。富士見佐久神社には、要石が祭られています。この要石は、山梨県の中心地を示す場所であります。また、日本のへそと言われております。そこに地域市民の人々が集まり、「にぎわい」が生まれ、コミュニケーションが生まれて文化や経済の活性化が生まれると考えます。

しかしながら、住宅地域のインフラ整備はまだまだ遅れています。地域の暮らし、生命の安全と活性化と将来を見据えた富士見地域への投資を地域の代表としてお願いするものであります。また、これまでも何度か私の質問の中で提案してきましたが、今回も防災公園と水害避難タワーを足した建設を重ねて提案することをお願いします。

富士見地域の皆さまに分かりやすく理解できる市の考えをお示してください。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

荻野謙一議員の一般質問にお答えします。

富士見地域の想定浸水深は、北部で3メートル以上、5メートル未満、南部では5メートル以上となることが見込まれています。

富士見地域に緊急避難場所としての機能を有する防災公園を整備する場合、公園の敷地全てに5メートル以上の盛土を行うか、5メートル以上の避難タワーの整備が必要になり、富士見地域の避難者を受け入れることを想定すると、現実的ではないと考えます。

そのため、現在、富士見地域を含む笛吹川右岸側の地域においては、浸水害が想定される場合、浸水想定区域内の指定避難所は開設せず、早い段階で笛吹川左岸側の浸水害、土砂災害のおそれがない地域に指定避難所を開設することとしています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○12番議員（荻野謙一君）

想定通りの答弁でした。

私もこれを何回か質問しておりますが、やはりこの笛吹市の中でも、富士見地区というのは、先ほども述べましたように、人口減少が非常に少ない地域でございます。これでリニア新幹線、新山梨環状道路が完成すると。さらにこの地域は住宅、人口が増える地域だと考えております。

そういう中で、もう一度聞きますが、この地域をどのように執行部として考えているのか、お聞かせください。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

荻野謙一議員の再質問にお答えします。

質問の中の防災公園、避難タワーについてはですね、先ほども説明させていただいたようにですね、笛吹市地域防災計画においてはですね、水害の際は指定避難所を左岸側に指定しております。

笛吹市立地適正化計画においてはですね、浸水想定区域においては、降水時に早期に左岸側へ立ち退く避難するとしております。

富士見地域1万1千人の人口を受け入れる防災公園、防災タワーの建設については、費用対効果等も視野に入れた中で、現実ではないと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○12番議員（荻野謙一君）

さらに、いろいろと多方面からぜひ検討を、富士見地域を捨てないで守っていただきたいと思います。

それでは、2番目の質問をいたします。

スポーツを通じた石和温泉・春日居温泉街の活性化についてでございます。

温泉・スポーツの魅力づくりを考えたとき、また、笛吹市民が石和温泉・春日居温泉街の現状を知っていただくことが必要だと考えております。これまでもスポーツツーリズムについて考えられてきましたが、簡単にはスポーツと観光の融合に着目して、温泉街活性化のため、行政と石和温泉観光協会が意識を共有することが大切だと考えております。

一つの例といたしまして、温泉街を舞台として、みんなの広場を拠点といたしまして、近津川沿いの桜並木通りを駆け抜ける市内小中学生の対抗駅伝大会を考えられました。将来は、関東大会とか、全国大会とかを行えば、観光客が数千人という、その時期に家族と皆さんで石和温泉・春日居温泉に宿泊していただくPRに繋がると思います。また、新山梨環状道路が開通し、近い将来にはリニア中央新幹線も開通し、わが笛吹市は、夢と希望が膨らむ期待されるまちになります。いろいろな取り組みを考えられると思いますが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

荻野謙一議員の一般質問にお答えします。

毎年4月に開催される「いちのみや桃の里マラソン大会」では、全国各地から集まったランナーに、本市の魅力を知ってもらうため、大会会場でのワインの試飲や、日帰り温泉無料券の配布などを行い、地域の活性化につながるよう取り組んでいます。

市では、全国でも有数の温泉郷を持つ強みを最大限に生かすため、「温泉」の持つ力を改めて見つめ直し、様々な地域資源と掛け合わせ、市の魅力を高めていく取り組みを進めています。

その中でも、「温泉」とスポーツの掛け合わせについては、温泉によるスポーツの疲労回復という相性の良さを生かし、石和清流館を武道競技に関するスポーツツーリズムの拠点として機能整備を行い、アスリートによる実技講習や出前講座などを行うとともに、温泉はもちろん、食文化を組み込んだ合宿パッケージの開発などを行います。

こうした取り組みを通じて、石和温泉郷・春日居温泉郷の活性化を図っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○12番議員（荻野謙一君）

またまた想定内の答弁でした。

今、スポーツツーリズムの件でございますが、笛新会の神澤議員も、このスポーツツーリズムということで、何年か前からうたっております。

そうした中で、清流会館が今度は大改装を行われるわけでございますが、その中でスポーツツーリズムを今度取り組んでいくということだと思えます。

そういった中で、その武道館は柔道、レスリング、剣道、弓道ということだと考えられますが、どのような具体的に考えているか、ちょっともう一度お聞きしたいと思います。

それから、みんなの広場を拠点とした、温泉街を駆け抜ける・・・。

○議長（神宮司正人君）

荻野委員、ちょっと待ってください。2問になりますので。

○12番議員（荻野謙一君）

分かりました。

お伺いします。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

荻野議員の再質問にお答えします。

現在、石和清流館につきましては、改修の設計を済ませまして、8年度から9年度にかけて工事を行う予定です。

そこにつきましては、今後、アスリートによる出前講座だとか、地域のお子さんたちを集めた大会ですとか、そういったことを現在検討しております。

ただ、まだ具体化というところには至っていませんが、そういうことを検討している段階です。

以上、答弁いたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野議員。

○12番議員（荻野謙一君）

ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

それでは、意見をちょっと言わせていただきます。

市長の施政方針の中に、地域の中で子どもたちの健やかな成長を支える子どもの居場所づくりを推進する。全ての子どもたちが将来に希望を持って健やかに成長できる環境づくりを推進する。誰もが安心にいきいき暮らせるまちづくりについては、高齢者がいつまでも自分らしく暮らせる地域づくりを推進するとあります。

また、魅力ある土地利用を推進するまちづくりでは、まずアクセスの向上を最大限に生かすまちづくりを進めると言っております。

県内外からのアクセス向上が期待される新山梨環状道路の整備に併せて実施するとも言っております。

このような施策方針、まさに富士見地域は新東山梨環状道路東側、東油川インターチェンジ南の玄関口になると思います。それから、小石和のスマートインターが整備されます。

また、蛸橋の架け替え工事、石和中学校小石和地区の土手の拡幅工事も予定されております。

このような将来を見据えた地域は、笛吹市広しと富士見地域しかありません。

笛新会の樋口議員の代表質問にありました清流公園武道館付近のスポーツ施設多目的芝生グラウンド等が将来的なアクセスを考えたときに最適の立地条件だと発言し、私もそう個人としては思います。

これらを踏まえ、山下市長には、富士見地域の発展にご理解とご協力をよろしくお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（神宮司正人君）

以上で、荻野謙一君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問は終了いたします。

ただいま議題になっております議案第3号から議案第41号までの39案については、お手元に配付してあります議案の付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日、3月4日から3月11日までは議案調査のため休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
よって、明日３月４日から３月１１日までは休会とすることに決定いたしました。
次の本会議は３月１２日、午後１時３０分から再開をいたします。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午前 ２時１３分

令和 8 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 1 2 日

令和 8 年 笛吹市議会 第 1 回 定例会

1. 議 事 日 程 (第 4 号)

令和 8 年 3 月 1 2 日
午後 1 時 3 0 分開議
於 議 場

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 3 号 | 笛吹市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 | 笛吹市山廬施設条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 | 笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 6 号 | 笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 | 笛吹市健康増進施設条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 | 笛吹市学童保育室条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 9 号 | 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者
負担額等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 10 号 | 笛吹市社会体育施設条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 11 号 | 笛吹市火災予防条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 12 号 | 令和 7 年度笛吹市一般会計補正予算 (第 8 号) について |
| 日程第 11 | 議案第 13 号 | 令和 7 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
について |
| 日程第 12 | 議案第 14 号 | 令和 7 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
について |
| 日程第 13 | 議案第 15 号 | 令和 7 年度笛吹市水道事業会計補正予算 (第 4 号) について |
| 日程第 14 | 議案第 16 号 | 令和 7 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算
(第 2 号) について |
| 日程第 15 | 議案第 17 号 | 令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算 (第 4 号) に
ついて |
| 日程第 16 | 議案第 18 号 | 令和 8 年度笛吹市一般会計予算について |
| 日程第 17 | 議案第 39 号 | 笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第 18 | 議案第 40 号 | 市道認定について |
| 日程第 19 | 議案第 41 号 | 契約の締結について (みさかの湯大規模改修工事 (建築主体
(債務)) |

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
10番	山田 宏司	11番	河野 智子
12番	荻野 謙一	13番	神澤 敏美
14番	保坂 利定	15番	古屋 始芳
16番	海野 利比古	17番	中川 秀哉
18番	渡辺 清美	19番	神宮 司正人

3. 欠席議員（1名）

9番	河野 正博
----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市長	山下 政樹	副市長	深澤 和仁
教育長	望月 栄一	総務部長	小林 匡
総合政策部長	小澤 宏之	会計管理者	金井 久
市民生活部長	太田 孝生	保健福祉部長	岩間 正剛
子供すこやか部長	田中 暁子	産業観光部長	河野 英明
建設部長	島村 秀忠	公営企業部長	佐藤 みのり
教育部長	手塚 克己	総務課長	坪 寛
政策課長	萩原 昭	財政課長	柿嶋 信
消防長	鵜川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井上 博之
議会書記	橘田 美穂子
議会書記	小澤 卓也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、河野正博君より欠席届が提出され、これを受理いたしましたのでご報告いたします。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 議案第3号から日程第19 議案第41号までを一括議題とします。

本案については、今定例会初日2月20日に上程され、その後、各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る、3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月5日、6日の2日間の日程により、委員会を開催し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

消防本部予防課の審査では、議案第11号「笛吹市火災予防条例の一部改正について」、対象となる簡易サウナ設備は市内に何カ所あるのか。との問いに対し、簡易サウナ設備はテント型・バレル型があり、ホテル等宿泊施設で3施設で設置されている。との説明がありました。

また、委員より「感震ブレーカー」普及の周知についての問いがあり、市の広報で昨年から複数回の掲載をしている、4月号にも掲載予定である、また、各行政区の講習会等でも広報をしている状況である。との説明がありました。委員からは今後も普及啓発に努めてもらいたいとの意見がありました。

議案第12号「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」

総務部防災危機管理課の審査では、災害対策事業、備蓄品整備事業について、購入するポータブル電源の容量、備蓄する場所について、詳しい説明を求めたところ、購入するポータブル

電源の容量は3千ワット級の購入を考えている。場所については、まずは収容人数の多い指定避難所へ配備していく。との説明がありました。

さらに委員より、購入するバッテリーの種類についての問いがあり、発火の可能性のない個体電池の購入を考えている。との回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第5号 「笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第6号 「笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第7号 「笛吹市健康増進施設条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第11号 「笛吹市火災予防条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第12号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」、総務部、所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民生活部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第38号 「不動産の無償譲渡について（今井区ごみ集積所）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第39号 「笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定について」賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第41号 「契約の締結について（みさかの湯大規模改修工事（建築主体）（債務）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第12号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第5号から議案第7号および議案第11号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

本4案についての委員長報告は可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第7号および議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、議案第39号および議案第41号を一括議題とします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第38号、議案第39号および議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る、3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月5日、6日の2日間の日程により、委員会を開催し、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第4号「笛吹市山廬施設条例の制定について」

教育委員会生涯学習課の審査では、寄付を受ける予定の施設等について、より詳しい説明を求めたところ、山廬および俳諧堂は、建物および土地の寄附を受ける予定となっている。竹林や後山と呼ばれる裏山については、寄附の対象ではないが、一般財団法人山廬文化振興会のご厚意により、自由に散策できる予定である。駐車場については、俳諧堂敷地内の空きスペースを活用する予定である。との説明がありました。

委員からは、竹林や後山は、寄附の対象外であるため、今後、一般公開ができなくなる恐れがある。このため、土地所有者と借地契約するなど、対策を講じるべきではないか。また、施設の維持管理には、入館料の収入が重要であるため、イベントなどで集客を図る必要がある。しかし、幹線道路から施設までの道幅が狭く、交通上の危険があること。また、施設は、近隣民有地との境界が分かりにくいため、来館者が誤って民有地に入る恐れがあり、地域住民の生活に支障が出る可能性があることから、説明会を開催するなど、地元住民の理解を得ながら事業を進めてもらいたい。との意見がありました。

議案第12号「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」、子供すこやか部子育て支援課の審査では、債務負担行為の設定を行う学童保育クラブ等の指定管理事業について、委員から、学童保育の預かり時間を延長することで、「小1の壁」と言われる、子育て

世帯の仕事と子育ての両立にかかる負担を軽減することが期待できる。指定管理事業者には負担をかけるが、8時間勤務の職員を雇用することで、安定した雇用者確保を期待できることから、市民や利用者のために、事業者と協力して取り組みを進めてもらいたい。との意見がありました。

なお、令和7年請願第3号 「訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書」は、継続審査となりました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第3号 「笛吹市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第4号 「笛吹市山廬施設条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第8号 「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第9号 「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第10号 「笛吹市社会体育施設条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第12号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民生活部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第13号 「令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第14号 「令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第12号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第3号、議案第4号および議案第8号から議案第10号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本5案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本5案についての委員長報告は可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号、議案第4号および議案第8号から議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第13号および議案第14号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号および議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、落合俊美君。

○建設経済常任委員長（落合俊美君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る、3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月5日、6日の2日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第12号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」

建設部・土木課の審査では、さくら温泉通り歩道整備事業について、3カ年計画を1期から3期で兩岸を整備していく計画であったが、変更はあったかと尋ねたところ、兩岸を同時に整備し3カ年で完了する計画だったが、右岸側のウッドデッキ下に埋設されている温泉管が石綿管であることが判明したため、県の石和温泉管理事務所と協議を行い、温泉管の布設替え工事を先に行うこととした。そのため、令和8年度は左岸側を先行するが、3カ年での計画に変更はないとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

なお、3月5日には、議案第40号 「市道認定について」の現地調査を行いました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第12号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」のうち、産業観

光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第15号 「令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で案のとおり可決すべきものと決定。

議案第16号 「令和7年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第17号 「令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第40号 「市道認定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会、委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第12号につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

議案第15号から議案第17号を一括議題といたします。

お諮りします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案についての委員長報告は可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第40号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第12号「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」を議題とし、討論を行います。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月13日から3月23日までは、議案調査のため休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日3月13日から3月23日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は3月24日、午後1時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時57分

令和 8 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 2 4 日

令和 8 年笛吹市議会第 1 回定例会

1. 議 事 日 程 (第 5 号)

令和 8 年 3 月 2 4 日
午後 1 時 3 0 分開議
於 議 場

- | | | |
|---------|--------------------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 8 号 | 令和 8 年度笛吹市一般会計予算について |
| 日程第 2 | 議案第 1 9 号 | 令和 8 年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第 2 0 号 | 令和 8 年度笛吹市介護保険特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第 2 1 号 | 令和 8 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 5 | 議案第 2 2 号 | 令和 8 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第 2 3 号 | 令和 8 年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第 2 4 号 | 令和 8 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第 2 5 号 | 令和 8 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第 2 6 号 | 令和 8 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 7 号 | 令和 8 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 8 号 | 令和 8 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 9 号 | 令和 8 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 1 3 | 議案第 3 0 号 | 令和 8 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 1 4 | 議案第 3 1 号 | 令和 8 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 1 5 | 議案第 3 2 号 | 令和 8 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 1 6 | 議案第 3 3 号 | 令和 8 年度笛吹市水道事業会計予算について |
| 日程第 1 7 | 議案第 3 4 号 | 令和 8 年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計予算について |
| 日程第 1 8 | 議案第 3 5 号 | 令和 8 年度笛吹市公共下水道事業会計予算について |
| 日程第 1 9 | 議案第 3 6 号 | 令和 8 年度笛吹市簡易水道事業会計予算について |
| 日程第 2 0 | 議案第 3 7 号 | 令和 8 年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について |
| 日程第 2 1 | 大蔵沢恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について | |
| 日程第 2 2 | 笹子山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について | |
| 日程第 2 3 | 議案第 4 2 号 | 笛吹市特別職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する |

条例の一部改正について

日程第24 議案第43号 笛吹市介護保険条例の一部改正について

日程第25 議案第44号 令和8年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について

日程第26 議案第45号 契約の締結に（みさかの湯大規模改修工事（機械設備）（債務））

日程第27 議案第46号 人権擁護員の候補者の推薦について

日程第28 同意第2号 兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について

日程第29 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
10番	山田 宏司	11番	河野 智子
12番	荻野 謙一	13番	神澤 敏美
14番	保坂 利定	15番	古屋 始芳
16番	海野 利比古	17番	中川 秀哉
18番	渡辺 清美	19番	神宮 司正人

3. 欠席議員（1名）

9番 河野 正博

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	小 林 匡
総合政策部長	小 澤 宏 之	会 計 管 理 者	金 井 久
市民生活部長	太 田 孝 生	保健福祉部長	岩 間 正 剛
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産業観光部長	河 野 英 明
建 設 部 長	島 村 秀 忠	公営企業部長	佐 藤 み の り
教 育 部 長	手 塚 克 己	総 務 課 長	坪 寛
政 策 課 長	萩 原 昭	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

報告事項を申し上げます。

本日、河野正博君より欠席届が提出され、これを受理いたしましたので報告いたします。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 議案第18号から日程第20 議案第37号までを一括議題といたします。

本案については今定例会初日2月20日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託してあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る、3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月13日、16日、17日の3日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第18号「令和8年度笛吹市一般会計予算について」

総務部管財課の審査では、契約事務、入札業務電子化事業の電子入札システム導入について、委員より、予定する稼働時期についての問いがあり、令和9年度10月からの稼働を目指しているとの説明がありました。さらに、委員より、電子納品システム導入の考えについての問いがあり、県がすでに導入しているが、そのためのシステムを新たに導入する必要がある。また導入に伴い業者もそれに対応する必要がある、業者負担について情報収集している状況である。今後も研究を進めていきたい。との回答がありました。

総合政策部企画課の審査では、総務費、総務管理費、企画費、企画事業、ふるさと納税事業について、委員より、今日現在の契約しているポータルサイト数についての問いがあり、現在、笛吹市では18サイトへ返礼品を掲載している。寄附額が30億から40億円規模の自治体で

は、10以上のポータルサイトを活用している状況である。との説明がありました。

また、委員より、令和8年度の事業展開、見通しについての問いがあり、新規返礼品の開拓は引き続き拡大していき、今後はポータルサイトの返礼品画像を中心とした見せ方の工夫に力を入れていき、競合するフルーツ市場で本市を選んでいただくことに注力していきたい。また、令和8年10月1日からの、制度改正が予定されており、令和11年度までに経費率を毎年、段階的に、現在の50%から40%に下げる必要があるため、返礼品ごとの寄附額の変更について協議していく必要がある。との回答がありました。

消防本部の審査では、総務管理事業、消防本部庁舎改修事業について、予防保全工事の内容について詳しく説明を求めたところ、消防本部庁舎の屋根、バルコニーの防水工事、クラック、目地、コーキング等の外壁改修工事、塗装改修工事、訓練棟改修工事、外構工事は駐車場の舗装工事である。電気工事は照明のLED化、拡声設備の改修、コンセント電話設備の増設。また機械系設備工事として、空調設備、和式便器洋式化、ガス給湯器および電気温水器工事をを行う。との説明がありました。また、委員より、消防指令業務等、共同運用開始により、現在の指令室は今後どのように使用していくのか。との問いがあり、指令室を8室ほどの仮眠室にする予定であり、令和8年度に令和9年度に工事をするための設計委託をする。との回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等についてご報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第18号「令和8年度笛吹市一般会計予算についてのうち、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総務部各支所所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民生活部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

この際、申し上げます。

議案第18号「令和8年度笛吹市一般会計予算について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

それでは、議長より教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案のうち、令和8年度一般会計当初予算案ならびに、特別会計予算案について、3月13日、16日、17日の3日間の日程で委員会を

開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、何点か質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第18号「令和8年度笛吹市一般会計予算について」のうち、保健福祉部障害福祉課の審査では、障害者地域生活支援事業の委託料が令和7年度と比較して令和8年度は大幅な減額となっていることについて説明を求めましたところ、委託事業のうち、社会参加支援事業業務委託には、屋外での移動が困難な障害者等への外出支援を行う「移動支援サービス」、日中に一時的に障害者等に活動の場を提供する「日中一時サービス」、および、一定期間において障害者等の生活訓練指導を行う「生活訓練等サービス」の3つのサービスが含まれている。

そのうち、「日中一時サービス」は障害児通所支援事業の「放課後等デイサービス」と併用する利用者が多い。これにより、受けるサービスとして「放課後等デイサービス」を優先して利用することで、本事業の利用者が減少し、予算設計額が減額されたことが主な要因である、との説明がありました。

教育委員会教育総務課の審査では、南部学校給食センター建設事業の、建設予定地における地域対応の経過について説明を求めたところ、令和6年度に行った地域説明会では、建設予定地に設置されている遊具やごみステーションについて、給食センター建設後も残してほしいとの意見があった。遊具については、建設予定地内に工夫して設置する方針であると、ごみステーションの設置については、地域住民と協議しながら検討を進める、との説明がありました。

また、説明会においては、建設予定地周辺の道路が通学路として利用されていることから、車両通行に十分注意してほしいとの意見があった。車両速度の抑制を促す対応については、関係機関と事前に協議した上で対応していく。さらに、勤務する職員や配送車の利用道路を指定するなどの対策を講じる計画である、との説明がありました。

教育委員会生涯学習課の審査では、スポーツツーリズム推進事業およびスポーツツーリズム拠点施設整備事業について、より詳しい説明を求めたところ、スポーツツーリズム推進事業では、包括連携協定を締結している山梨学院大学を通じて、令和8年1月から、柔道に精通した非常勤講師を雇用し、武道の指導や教室の開催を実施している。今後は、武道合宿の誘致や武道に係る講演会を計画している。現在、この事業は、ふえふき文化・スポーツ振興財団と委託契約している。との説明がありました。

また、スポーツツーリズム拠点施設整備事業では、石和清流館の柔剣道場・弓道場や相撲場等を改修し、選手が快適に利用できる環境とする計画である。レスリングマットの購入も計画しており、石和清流館の利用の幅を拡大し、スポーツツーリズム推進事業の核となる施設として活用していく。との説明がありました。

それでは、審査結果については、次のとおりです

議案第18号 「令和8年度笛吹市一般会計予算について、保健福祉部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民生活部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第19号 「令和8年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第20号 「令和8年度笛吹市介護保険特別会計予算について」、賛成多数で原案のと

おり可決すべきものと決定。

議案第21号 「令和8年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第22号 「令和8年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会 委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第18号につきましては、先ほど申し上げたとおり、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第19号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

11番、河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議案第19号 「令和8年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について」の反対討論を行います。

令和8年度国民健康保険特別会計の歳入である国民健康保険税には、子ども・子育て支援納付金分現年課税分として4,788万円が計上されています。

これは、児童手当の拡充子ども誰でも通園制度の財源の一部に充てるため、令和8年度から新たに国民健康保険税に上乗せして徴収されるものです。

後期高齢者医療保険や被用者保険にも同様の制度が導入されます。そのため、国保税の税率は、所得割0.28%、均等割1,200円、平等割800円引き上げられます。さらに令和9年、10年は金額が引き上げられるとの説明がありました。

しかし、子育て支援として国民健康保険事業に使われるものがあるわけではありません。国保税として徴収したお金を子育て支援に流用することは、公的医療保険の目的から大きく逸脱しており、税でも保険料でもない新たな負担を公的医療保険に紛れ込ませることは極めて異例であり、この方式が前例となれば、医療と関係のない政策にまで医療保険料が流用される危険があると考えます。子育て支援は国庫負担で対応すべきです。

以上、反対討論といたします。

○議長（神宮司正人君）

賛成討論を許します。

2番、三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

煌・フォーラム21、三枝賢治です。

議案第19号 「令和8年度笛吹市国民健康保険特別会計予算」につきまして、この原案に賛成する立場から討論を行います。

子ども・子育て支援金制度は、急速に進行する少子化というわが国全体の最重要課題に対応するため、社会全体で子育て世帯を支える仕組みとして創設されたものです。

子どもは家庭のみならず社会全体で育てるべき存在であり、そのための財源を広く分かち合うことは持続可能な社会の実現に不可欠です。

国民健康保険は、医療給付を担う制度であると同時に、社会保障の重要な一翼を担っております。

少子化の進行は、将来の被保険者の減少を通じて医療保険制度そのものの持続可能性に大きな影響を及ぼすものであり、子育て支援に一定の負担を求めることは、制度の安定運営という観点からも合理性を有するものです。

また、本制度は、国民健康保険に限らず、被用者負担を含めた医療保険制度全体で広く負担を分かち合う仕組みとされております。

特定の制度や世代の過度な負担を求めるものではありません。社会全体で支え合うという観点からも妥当な制度設計であると認識しています。

本予算案には、市民の皆さまへの新たな負担ができる限り抑制されるよう、最大限の努力を払いながら、全体として安定的な財政運営に努める方針が明確に示されております。

これはまさに市民の皆さまに寄り添い、安全安心な暮らしを守ろうとする市の姿勢の表れであると高く評価し、令和8年度笛吹市国民健康保険特別会計予算案の賛成討論といたします。

○議長（神宮司正人君）

討論を終結します。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、落合俊美君。

○建設経済常任委員長（落合俊美君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案のうち、令和8年度一般会計当初予算案、ならびに特別会計予算案、公営企業会計予算案について、3月13日、16日、17日の3日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第18号 「令和8年度笛吹市一般会計予算について」

産業観光部、農林振興課の審査では、農業用機械補助事業について、農業用機械の価格が高騰してきているが、補助金の内容はこれまでと変わらないのかと尋ねたところ、補助率はここ数年、消費税を抜いた金額の10%で、上限は10万円としている。最近では、農業経営に係る経費は増加傾向にあり、農業用機械も高額になっていることから、今後の動向を注視し、必要に応じて対応を検討していきたいとの説明がありました。

農林土木課の審査では、林道維持管理費のうち、林道水ヶ沢線カーブミラー設置工事、山腹工事について、工事期間中F U J I YAMAツインテラスへのバスの運行に支障はないかと尋ねたところ、バスが運行する4月20日から11月の間は、工事は行わない計画であると説明がありました。また、カーブミラー設置工事については、今年度も工事を行っているが、バス運行のさらなる安全確保に向けて継続して工事を実施するとの説明がありました。

建設部まちづくり整備課の審査では、都市公園施設長寿命化事業について、八代ふるさと公

園施設修繕工事の内容について説明を求めたところ、公園が出来てから２０年以上経過し、老朽化している擬木柵や擬木を使用した階段のほか、あずまやや看板なども修繕することを考えていると説明がありました。

土木課の審査では、通学路安全対策事業のうち、富士見地区通学路安全対策工事について詳細な説明を求めたところ、

富士見小学校通学路の安全対策として、警察、国土交通省、道路管理者および地区が連携して「ゾーン３０プラス」を導入するものである。エリア内は最高時速３０キロメートル規制とし、制限速度などを路面に表示することや、グリーンベルト、ハンプなどの設置を計画している。なお、この事業は国の補助金が活用できるとの説明がありました。

また、道路関連地域要望事業および水路関連地域要望事業において、地区要望への対応状況について説明を求めたところ、原則として令和７年度に取りまとめられた要望は、令和８年度に実施するが、緊急性の高いものについては、令和７年度に前倒しして実施している工事もある。

地区要望に関しては、できるだけ多く対応していくということで、令和８年度は、道路４６カ所、水路２０カ所を予定している。との説明がありました。

委員からは、市民生活に影響が出ないように多くの要望に対応してほしいとの意見がありました。

議案第３３号 「令和８年度笛吹市水道事業会計予算について」

公営企業部水道課の審査では、水道建設費において工事請負費のうち、砂原配水場建築工事について詳細な説明を求めたところ、新しい建設場所は、現在ある配水場に面する、県道をはさんだ東側にある浄水場の隣接地に建設予定であり、構造はステンレス製で、形状は円筒形を予定しているとの説明がありました。

さらに、改築についての懸念事項があるかと尋ねたところ、県で行っている新山梨環状道路建設工事との兼ね合いもあり、工期を２年と見込んでいるが、１，５００トン規模の構造物を２年という工期で整備が可能かどうかという部分が懸念事項であるとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第１８号 「令和８年度笛吹市一般会計予算について」のうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第２３号 「令和８年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第２４号 「令和８年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」から議案第３２号 「令和８年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」、までの９案については、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第３３号 「令和８年度笛吹市水道事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第３４号 「令和８年度笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計予算について」、賛成全員

で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第35号 「令和8年度笛吹市公共下水道事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第36号 「令和8年度笛吹市簡易水道事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第37号 「令和8年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会、委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第18号につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

議案第23号から議案第32号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。

本10案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本10案についての委員長報告は可決です。

本10案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第32号までは原案のとおり可決されました。

議案第33号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号および議案第37号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本2案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって議案第34号および議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第35号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第18号 「令和8年度笛吹市一般会計予算について」を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

11番、河野智子君。

○11番議員(河野智子君)

日本共産党の河野智子です。

議長のご許可をいただきましたので、議案第18号 「令和8年度笛吹市一般会計予算につい

て」、反対の立場から討論を行います。

令和8年度予算は481億5,928万8千円となり、前年度と比べ26億6千万円ほど増加し、過去最高額となっています。

令和8年度の重点事業の小中学校、保育所等給食費および保育料無償化については、市独自に恒久的な無償化を行うこととしており、大変評価できます。

また、学校体育館と空調設備整備事業については、温暖化が進む中での夏の暑い日には校庭で運動ができないことや、災害時、体育館が避難所として使われることを考えると、空調設備は必要であり、市民が求めているものです。

A I デマンド交通事業は、令和8年度から笛吹市内全域を走ることとなり、さらに利便性が向上すると期待されます。

A I デマンド交通導入によって地域を走っていたバスが廃止されましたが、新たにスクールバスの運行が拡大したことも評価できると思います。社会体育施設を専門性の高い施設にすることや、既存の文化施設を整備し、市民が利用できるようにすること、老朽化した温泉施設の改修についても市民が期待していることであり、必要な事業であると考えています。

多くの事業は必要なものであると思いますが、いくつか疑念を持つ点がありますので述べさせていただきます。

1つは、会計年度任用職員の働き方です。会計年度任用職員は1年更新という大変不安定な働き方で、その待遇も正規職員とは差があります。多くの女性が非正規で働いていることを考えますと、ジェンダー平等ではないと言えるのではないのでしょうか。

若い女性が学校を卒業し、地元には働き口がないと都会に就職してしまうことと、多くの女性が非正規で働いていることは無関係ではないと考えます。

2つ目は、市の施設が指定管理者制度を導入し、保育所については民営化が進められているということです。指定管理者制度にはコスト削減、収益向上が優先され、サービス水準が低下する、労働条件の悪化、低賃金化が進む、指定期間終了ごとの公募で運営ノウハウや職員の専門知識が引き継がれない等の問題点が指摘されています。

保育所については、民営化されても評判がいい保育所があると聞いていますが、公立保育所には公の施設としての役割があるのではないのでしょうか。すべての子どもたちが保育を受けられるように、民間の保育園で受け入れられない子どもがいたとしても、公立保育所では受け入れてもらえるようにしていただきたいと思いますし、特に非常時、コロナの緊急事態宣言のような時や、災害時に緊急に子どもを預かる必要が生じた場合、市の方針として受け入れることができるのが公立保育所ではないのでしょうか。

今後、少子化が進んだ場合、公立保育所を民営化し、公立保育所の数を減らすということだけでいいのか疑問に感じるようになりました。保育所の数は変わらないわけですから、園児が少なくなった保育園は自然淘汰されていくということにほかなりません。

笛吹市は子育て世帯への支援に重点を置いています。そのことは歓迎すべきことなのですが、それ以外の世帯で支援が必要なのに、行き渡っていない家庭はないのでしょうか。高齢世帯、単身世帯、学生など、すべての市民が住んでよかったと思える笛吹市にしていきたいと思います。

物価高騰が続いており、いつまで続くのか見通すことができません。市民は日々節約しながら生活しています。物価高騰対策として水道料金減免等の対策を行う自治体もありますが、笛

吹市は4月から水道料金を値上げすることを決めました。これは市民にとって新たな負担となります。

商品券を配布することにしましたが、一時的な対応であり、負担軽減には継続的な支援が必要です。政府は消費税減税を検討すると言いますが、いつになるのかわからず、防衛予算が拡大されれば国民の負担が増えることは明らかなです。これ以上負担が増えることがないよう、国に求めていただきたいと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（神宮司正人君）

賛成討論を許します。

16番、海野利比古君。

○16番議員（海野利比古君）

笛新会の海野でございます。

議案第18号「令和8年度一般会計予算について」、賛成の立場で討論いたします。

本定例会に提案された、令和8年度一般会計予算案は、総額481億5,928万8千円と、令和7年度当初予算額と比べ総額約26億7千万円の増加となりました。

人口減少や物価高騰など厳しい社会情勢の中にあっても、市民の皆さまの幸せと市の発展につながる積極的な施策が数多く盛り込まれており、山下市政の揺るぎない決意と行動力が凝縮された力強い予算で、本市が目指す将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現を新たな段階へ推し進める予算であると確信しています。

市長は、本市の最重要課題である人口減少対策を見据え、「第3次笛吹市総合計画」に基づく新たなまちづくりに向けた、「子育て支援の強化」「教育の充実」「観光や農業の振興」「防災・減災・強靱化」に重点的に取り組むことを示されました。

本予算案は、これらの重点分野を中心に実効性のある施策が幅広く盛り込まれ、未来を見据えた市政運営が着実に推進されるものと高く評価するものです。

まず、「幸せを実感～こころ豊かに暮らせるまち」の実現に向けた取り組みにおいては、子育て支援と教育の充実に掲げられます。

小中学校および保育所等の給食費、そして保険料の恒久的な無償化は、山梨県内においてほかに類を見ない「前例のない試み」であり、子育て世帯の経済的負担を大きく軽減し、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるために全力で取り組む、まさに市長の強い覚悟を示すものであると考えます。

教育の充実を図る英語力向上推進事業では、ALTをこれまでの10人から22人へと増員する中で、英語教育の質の向上が図られます。

子どもたちが日常的に英語に触れ、国際社会で活躍できる人材育成の基盤を築く積極的かつ画期的な取り組みです。

また、令和8年度の石和東小学校、一宮北小学校、御坂西小学校、石和中学校、御坂中学校を皮切りに、令和12年までの完成を目指す学校体育館への計画的な空調設備整備は、熱中症から子どもたちを守るためだけでなく、災害時の避難所機能も強化する。市民の命と暮らしを守る重要な投資と言えます。

これらの施策により、笛吹市が「子育てしやすいまち」として全国に名を轟かせ、移住・定住を促進し、地域全体の活力を高めるものと大いに期待するところです。

このほか、移住・定住の促進においては、移住支援金制度に加え、奨学金返還支援事業の充実や、遠距離通学特急券購入費補助事業の開始など、若者がこの地を選び、活躍できる環境を整備する意欲的な取り組みが行われています。「第3次笛吹市総合計画」における「若者が活躍するまちづくりと移・住定住の促進」にも即した今後の市政運営の重要な柱と捉えています。

次に、「幸せ実感～にぎわいあふれるまち～」についてです。

本市の観光振興においては、ユーチューバーの地域おこし協力隊を引用した市政プロモーションの強化や、F U J I YAMAツインテラスのシャトルバスの料金値下げといった具体的な強化策が盛り込まれました。

また、芦川グリーンロッジを改修し、里山遊びやスポーツ合宿にも活用できる施設に転換するなど、地域資源を最大限に活用した活性化への強い意欲を感じます。

また、農業分野では、経営安定化に向けた収入保険への加入促進や、農業塾を通じた担い手育成の強化が継続的に行われており、高齢化や担い手不足という課題に向き合い、本市の基幹産業としての持続的発展に貢献することが期待されます。

次に、地域経済の活性化に向けては、石橋産業導入地区のエリア拡張に積極的に取り組む姿勢が打ち出されており、将来を見据え、さらなる雇用の創出と産業の集積を図る力強い判断であると深く感銘するところです。

これまで飲食業に限られていた空き店舗活用促進事業の対象を、小売業やサービス業まで拡充する施策も、地域の賑わい創出に多角的に取り組む姿勢の表れです。

最後に、「幸せ実感～100年続くまち～」の実現に向けた取り組みについてです。

「防災新時代命を守るまちづくり」においては、県による新たな浸水情報や土砂災害警戒区域を反映させたハザードマップの更新、旧御坂保険センターの拠点備蓄倉庫としての整備、災害時にも情報収集発信が可能な衛星インターネット回線の導入など、「自助・共助・公助」の強化を図り、市民の安全・安心を守るための盤石な体制構築が着実に進められています。

また、市民の足となるA I デマンド交通「のるーと笛吹」が令和8年4月から市内全域へと通行エリアを拡大することは、長年の課題であった公共交通ネットワークの充実を大きく前進させ、市民の利便性向上に多大な貢献をもたらすと確信しています。

市民の憩いの場である市営温泉施設の計画的な改修も進められ、「なごみの湯」「いちのみやももの里温泉」に続き、「みさかの湯」や、「春日井福祉館・やまゆりの湯」のリニューアルが進められていることで、本市の誇るべき「温泉郷」としての魅力がますます高まることが期待されるものです。

山下市長は、今年の職員の行動テーマとして「原点を胸に挑戦を」を掲げております。

この言葉には、公務員を志した自らの原点、そして市政の原点である市民の福祉の増進を胸に、常に市民の皆様のためになる最善の道を選び続けてほしいという強い思いが込められていると思います。

複雑化、多様化する社会課題に対し、市民のために挑戦し続けるという市長の強いリーダーシップが本予算案の随所に息づいており、職員一丸となって市政推進に邁進されることを期待せずにはられません。

令和8年度の一般会計予算は、市制施行から20周年を経て、これまでの強みを最大限に生かし、若者世代に選ばれる魅力的なまちへと発展するために多彩に施策を盛り込んだものであり、市民の皆様の暮らしをより豊かに、より安全で安心なものとするための具体的な道筋を示

すものであると考えます。

山下市長には、引き続き健全な財政運営に努められるとともに、提案されました諸施策を着実に実行し、市民の皆さまの幸せの実現に向けて力強く市政を推進されることを心から期待し、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（神宮司正人君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（神宮司正人君）

日程第21 「大蔵沢恩賜県有財産保護組合議会議員選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

ただいまから指名を行います。

大蔵沢恩賜県有財産保護組合議会議員に鶴田美善君、久津摩登君、五味篤憲君、田中始君以上のとおり指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方を、当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が大蔵沢恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長（神宮司正人君）

日程第22 「笹子山恩賜県有財産保護組合議会議員選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

ただいまから指名をいたします。

笹子山恩賜県有財産保護組合議会議員に吉原實君、広瀬義光君、五味篤憲君、田中始君、以上のとおり指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が笹子山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ここで暫時休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時32分

○議長(神宮司正人君)

再開いたします。

ただいま市長より追加議案5案および同意案件1件が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長(神宮司正人君)

これより日程第23 議案第42号から日程第28 同意第1号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回追加提案しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、条例案2件、補正予算案1件、その他の議案2件、同意案件1件、合わせて6件であります。

はじめに、条例案です。

まず、議案第42号「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、学校医および学校薬剤師の年額報酬について、県内他自治体との較差を是正するため増額することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第43号「笛吹市介護保険条例の一部改正について」は、介護保険法施行令の一部が改正され、令和8年度、介護保険料の算定に関する特例が設けられたこと、また、当該特例に関連し、令和8年度に限り新たな減免を規定するため、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案です。

議案第44号「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ3億5,401万7千円を減額をし、総額を540億3,769万9千円とするものです。

石和第一保育所の改築に当たり、令和7年度から令和8年度までの2カ年で実施を予定していた建築主体工事について、入札が不調となったことに伴い、スケジュールの見直しを行い、令和8年度から令和9年度までの2カ年で実施することとし、令和7年度予算に計上している関連工事等の費用を減額をします。

また、消防本部に配備されているはしご車について、車両の不具合が判明し、修理を必要とするため必要経費を計上します。

このほか、企業版ふるさと納税について2件合計で1,100万円の寄附を受けたことから、既存事業に充当するための財源構成、また、学校体育館で使用する備品を購入するため、費用を計上をしました。

続きまして、その他の議案です。

まず、議案第45号「契約の締結について」は、みさかの湯の改修工事に伴う機械設備工事の契約を締結したく、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第46号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員1人の任期が令和8年9月末日をもって満了することに伴い、その候補者の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

候補者は、樋口歌奈子氏です。

樋口氏は再任であり、任期は令和8年10月1日から3年間です。

次に、同意第1号「兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」は、委員の退任に伴い、新たに委員として神宮寺隆氏の選任について、兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

神宮寺氏は新任で、任期は前任者の残任期間である令和11年3月末日までです。

以上、追加提案しました議案についてご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いをいたします。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

日程第２３ 議案第４２号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第４２号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

この後、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

日程第２４ 議案第４３号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第４３号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

この後、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

日程第２５ 議案第４４号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第４４号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

この後、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

日程第２６ 議案第４５号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第４５号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

この後、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

日程第２７ 議案第４６号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第４６号については、笛吹市議会会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第４６号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより議案第４６号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより、議案第４６号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

これより日程第２８ 同意第１号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第１号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第１号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、同意第１号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより、同意第１号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、同意第１号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中、所管の委員会において、議案第４２号から議案第４５号の審査をお願いいたします。

なお、関係以外の執行部の皆さま方はお待ちいただき、委員会の審査が終了しましたら再開をいたします。

休憩 午後 ２時４２分

再開 午後 ３時２９分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

先ほど各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査のけっ

かについて、ご報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会に付託をしてあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開催し、委員出席のもと関係当局の出席を求め審査いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第４２号 「笛吹市特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第４４号 「令和７年度笛吹市一般会計補正予算（第９号）について」のうち、総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第４５号 「規約の締結について（みさかの湯大規模改修工事（機械設備）（債務）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

この際申し上げます。

議案第４４号 「令和７年度一般会計補正予算（第９号）について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、３常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第４２号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより、議案第４２号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

議案第４５号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより、議案第４５号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

それでは、議長より教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

それでは、審査の結果を申し上げます。

議案第43号 「笛吹市介護保険条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第44号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」のうち、子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第44号につきましては、先ほど申し上げたとおり、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第43号を議題とし、討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、議案第43号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、落合俊美君。

○建設経済常任委員長（落合俊美君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、委

員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第44号 令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」のうち、建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより各常任委員会に分割いたしました議案第44号「令和7年度一般会計補正予算（第9号）について」を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

（ な し ）

賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（神宮司正人君）

日程第29 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本件については、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますので、これを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和8年笛吹市議会第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例議会は、2月20日から本日まで33日間の日程で開催をされました。

議員各位におかれましては、令和8年度当初予算案をはじめ、上程した議案等につきまして、慎重な審議に努められたことに感謝申し上げます。

本会議および各委員会においては、様々なご質問やご意見をいただきましたが、市政推進の

ために生かしていきたいと考えております。

さて、4月1日には飯田蛇笏、龍太が生涯を過ごし、俳句愛好者からは「俳句の聖地」として親しまれている山廬施設が、市の文化振興や観光振興の拠点として開館をします。

そこで今回の閉会あいさつでは、飯田蛇笏、龍太が生み出した格調高い数々の名の中から1句引用したいと思います。

「いきいきと三月生まれる雲の奥」、この句は、飯田龍太が待ち遠しかった春の訪れを、3月の空に浮かぶ雲に重ねて読んだ名句であります。

市内でも桜や桃が花を咲かせはじめ、間もなく見ごろを迎えようとしております。

今年の桃源郷春祭りは、3月22日から4月19日まで、市内各地で多彩なイベントを開催をします。

メイン会場となる八代ふるさと公園では、桜が開花している間、日没後から夜9時まで、桜のライトアップによって、昼とは違った魅力的な空間を演出をします。

3月22日に開催しました藤壘の滝大窪いやしの杜公園「境川ミズバショウ春まつり」を皮切りに、4月1日から19日まで電動レンタルサイクルで県道34号沿線を巡りながら桃の花を楽しむ「桃源郷ROUTE34ライド&ウォーク」を4月の4日から5日の2日間は花鳥の里スポーツ広場を中心とした散策コースで桃の花を楽しむ「桃源郷を歩こう!2026」を実施をします。

石和温泉駅から市内のお花見スポットまでの移動手段として、多くの皆さまに好評をいただいております。「桃の花見タクシー」や「春の花見バスツアー」についても今年も運行をいたします。

物価高の影響が長期化している中、その影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、0歳から18歳までの児童の保護者に対し、国の「物価高対応子育て応援手当」として、子ども1人あたり2万円、併せて「山梨物価高対応子育て応援特別給付金」として1人当たり2万円を上乗せして給付金を支給をしています。

対象となる保護者には、2月の26日から順次、口座への振り込みを行っており、本日現在5,490件に支給をしています。

エネルギー・食料品等の価格高騰の影響による負担増を踏まえ、令和7年度住民税非課税世帯の65歳以上の方に対して1人当たり1万円の給付金を給付しています。

昨年12月16日から申請順に順次口座への振り込みを行っており、本日現在5,343件に給付をしています。

また、同時に物価高騰が著しい状況において、公的価格が定められていることで費用の増加を転換することが難しい市内の病院等介護事業所等および障害福祉事業所に対して支援金を給付をしています。

3月2日から申請順に順次口座への振り込みを行っており、本日現在、病院140件、介護事業所78件、障害福祉事業所47件に給付をしています。

ハートフルタウン笛吹市民生活応援商品券につきましては、できる限り早期に市民の皆さまにお届けできるよう、1月26日の令和8年笛吹市議会第1回臨時会で議決いただいたことを受け、速やかに発送作業に着手し、商品券という特性を考慮して、ゆうパックによる発送手続きを3月10日に完了したところです。

現在、郵便局で順次配達していますが、ゆうパックは手渡しを原則としていることや、件数

が多いこともあり、3月中旬から4月末までにかけてお手元に届く見込みとなっております。

そのため、使用開始日である4月1日を過ぎてからお手元に届いた場合においても、ゆとりを持って商品券をご利用いただけるよう、試用期間を7月31日までとしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、取扱事業者につきましては、笛吹市商工会で申請受付を行っており、本日時点で約500件が登録をされています。広報ふえふき4月号において、取扱事業所の一覧表を全戸配布するとともに、市ホームページでは新たな取扱事業者の情報を随時更新をしますので、市民の皆さまには商品券をご利用いただきたいと思います。

平成9年4月の開業以来、地域の皆様をはじめ多くの方にご利用いただいていた一宮桃の郷温泉は、「林」をテーマに「静寂」、「癒される空間」を追求し、桃源郷の中にある「秘湯」をコンセプトに改築を行いました。

笛吹市一面がピンク色のじゅうたんを敷き詰めたように、桃の花で彩られる景色を見られるよう、駐車場にはあずまやを設置をしましたので、市内のホテルや旅館に宿泊された方を一宮ももの里温泉にご案内するなど、官民で連携をして活用していきたいと考えています。

「風」をテーマに改修を行い、令和7年10月にリニューアルオープンをした「なごみの湯」に続き、今回、「林」をテーマに一宮ももの里温泉がリニューアルオープンをしました。

「火」をテーマとしたみさかの湯、「山」をテーマとしたやまゆりの湯についても、順次リニューアルオープンを進めるとともに、全国有数の温泉地である笛吹市の温泉の力をさらに高めるための取り組みについても積極的に取り組んでまいります。

4月2日には、昨年9月から改修工事のため休館中の御坂図書館が開館します。照明器具のLED化と空調設備の改修工事が完了し、より快適な利用環境が整いましたので、多くの皆さまにご利用いただきたいと思います。

4月1日には、笛吹市消防団入隊団式をスコレーセンター集会室で行います。

長年、地域の消防防災の要として、市民の安心と安全を守るため、消防団活動にご尽力いただいた退団者に感謝状を贈呈するとともに、令和8年度の新役員、入団者に辞令を交付をします。

4月5日には、約3,200人のランナーが桃の花の咲き誇るコースを駆け抜ける「第21回市ももの里マラソン大会」を開会します。

今回はプロランナーである川内優輝さんをゲストランナーとしてお招きをします。

参加されるランナーの皆さまには、桃の花の爽やかな香りを感じながら、心地よくマラソン大会を楽しんでいただきたいと思います。

4月20日には、冬季の間休止していたF U J I Y A M A ツインテラスへの専用バスの運行を再開をします。

今年はさらに多くの方に雄大な富士の眺めを楽しんでいただけるよう、バス運賃の見直しを行いました。

また、F U J I Y A M A ツインテラスからの絶景をご覧になっていない方にはぜひご利用いただきたいと思います。

3月31日をもって13人の市職員が退職になります。

これまで笛吹市の発展に力を尽くしていただいたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

また、4月1日には29人の新採用職員を迎え、新たな体制で市役所業務がスタートします。新採用の職員には、歴史を愛し、地域の発展のために挑戦し続ける職員に育ってほしいと思います。

4月からは、中長期にわたる市政運営の指針である第3次市総合計画が始まります。

職員一人ひとりが持てる力を最大限に発揮をし、心を合わせて市民の皆さまの幸せと地域の発展に向けて取り組み、第3次市総合計画に掲げた施策や事業を着実に推進していきます。

結びに、議員各位におかれましては、本市の発展のためますますご活躍をされますことを祈念いたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上をもちまして、令和8年笛吹市議会第1回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時51分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也